

令和2年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

**地域における重層的な相談支援体制整備
に関する実態調査
報告書**

令和3年3月

一般社団法人北海道総合研究調査会

目 次

I. 背景・目的	1
II. 調査研究の内容	2
1. プレヒアリング調査	2
2. 障害者相談支援事業の実施状況等（国データの分析）	2
3. 相談支援体制整備に関するアンケート調査	3
4. ヒアリング調査	4
5. 各相談支援事業に従事する職員の業務実態調査	4
6. 検討会の設置	5
7. 調査結果の概要	8
8. 成果の公表方法	11
III. 障害者相談支援に関連する法制度の経緯	12
1. 障害者相談支援体制整備の経緯	12
2. 基幹相談支援センターの概要	14
IV. 基礎的調査	15
1. プレヒアリング調査	15
2. 障害者相談支援事業の実施状況等（国データの分析）	18
V. 相談支援体制整備に関するアンケート調査	27
1. 調査の概要	27
2. 集計結果の概要【市町村対象アンケート調査】	28
3. 集計結果の概要【基幹相談支援センター対象アンケート調査】	40
4. 集計結果の分析	48
VI. ヒアリング調査	76
1. 調査の方法	76
2. ヒアリング結果の概要	78
VII. 業務実態調査	90
1. 調査の目的と方法	90
2. 調査結果の概要	92
VIII. 「手引き」のとりまとめ	96

資料編 97

1. 相談支援体制整備に関するアンケート調査票	資 1
1) 自治体アンケート調査票	資 3
2) 基幹相談支援センター調査票	資 14
2. アンケート調査集計結果	資 23
3. 各相談支援事業に従事する職員の業務実態調査 調査票・業務コード	資 75
4. 地域の相談支援体制構築のための手引き	資 85

I

背景・目的

障害児者に係る相談支援は、計画相談支援（指定特定相談支援・指定障害児相談支援）、地域相談支援（指定一般相談支援）、市町村地域生活支援事業の相談支援（基幹相談支援センター含む。）と複数の事業により展開されている。

相談支援は、市町村ごとに行なうことが基本とされているが、地域の事情や社会資源の状況等により、複数の市町村が連携して広域的に実施していたり、市町村が地域の団体等に委託している事例もあり、取り組みは地域ごとに、地域の実情に応じて多岐にわたっている。また、今後、生活困窮者支援や若者支援、高齢者支援等、障害福祉分野以外の機関との協働や地域における包括的支援体制の一環としての障害者相談支援事業の展開も求められている。そのため、これまで以上に既存の事業を有機的に関連させながら、地域で必要となる相談支援に関する機能の整備・役割分担が必要になる。

そこで、本事業では、障害福祉分野の相談事業を中心に、地域の相談支援体制の実態を把握・分析し、相談支援の事例をとりまとめるとともに、それらを基に、自治体や相談支援事業を担う事業者等が地域における重層的な相談支援体制整備を検討する際に用いる手引きを作成することを目的とする。

II

調査研究の内容

本事業では、以下の内容について調査を実施し、研究会において検討、とりまとめを行った。

1. プレヒアリング調査

重層的な相談支援体制のパターンの整理及び、市町村や障害保健福祉圏域における相談支援体制整備に関するアンケート調査の設計を行うための情報収集を目的に、自治体規模や相談支援体制の特徴が異なる3地域においてプレヒアリング調査を実施した。

【調査対象】

自治体	ヒアリング先
神奈川県藤沢市	ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく (NPO法人藤沢相談支援ネットワーク)
埼玉県鶴ヶ島市	鶴ヶ島市生活サポートセンター (社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会)
埼玉県比企圏域 (東松山市・滑川町 など8市町村)	比企地域基幹相談支援センター (社会福祉法人東松山市社会福祉協議会) 西部・比企地域支援センター (社会福祉法人昴)

【ヒアリング項目】

- 1) 基幹相談支援センターで行っている主な業務内容について
- 2) 基幹相談支援センター設立の経緯と、設立したことによる変化
- 3) 市町村相談支援事業で行っている主な業務内容について
- 4) 相談支援に関する機関ごとの役割について(どの機関がどういった機能を担っているのか、地域内での役割分担について等)

2. 障害者相談支援事業の実施状況等（国データの分析）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室が毎年行っている「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果」(平成31年調査)の統計データの提供を受け、全国市町村における実施状況(全体像)を整理した。

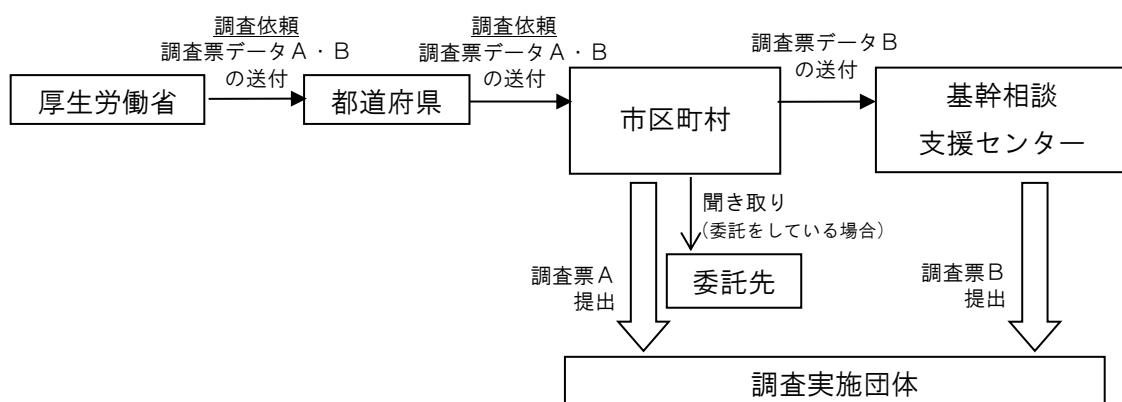
統計資料	「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果」（平成 31 年調査）
調査項目	1) 基幹相談支援センターの設置状況（人口規模別の設置状況） 2) 基幹相談支援センターにおける職員体制（基幹相談支援センター等機能強化事業の実施内容、業務に従事する職員数・職種、専門的職員の配置） 3) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の状況（相談支援事業の受託の状況、特定相談支援事業所および障害児相談支援事業所の平均箇所数） 4) 基幹相談支援センターの設置有無別の状況（地域生活支援拠点等（地域生活拠点または面的な体制）、協議会の設置状況）

3. 相談支援体制整備に関するアンケート調査

市町村や障害保健福祉圏域等における重層的な相談支援体制の実態を把握することを目的として、障害者相談支援事業（実施主体である市町村）及び基幹相談支援センターを対象にアンケート調査を実施した。

調査対象	①全市区町村（悉皆）：調査票A ②全基幹相談支援センター（悉皆）：調査票B
調査方法	厚生労働省より都道府県経由で全国の市区町村に調査票を電子メールで送付し、調査票A（市区町村）から電子メールにより回答を回収した。調査票B（基幹相談支援センター）へは市区町村から調査票を電子メールで送付し、電子メールにより回答を回収した。
調査期間	令和 2 年 10 月 2 日～10 月 30 日
調査項目	1) 自治体の基本情報 2) 障害者相談支援事業の実施状況 3) 地域における相談支援体制整備の状況 4) 障害者相談支援事業の業務内容及び他の相談支援事業との役割分担 5) 相談支援体制整備の現状と課題

図表 II-1 アンケート調査実施のフロー



4. ヒアリング調査

アンケート調査結果を踏まえ、一般的な相談支援における相談プロセス及び地域で相談支援に関わる各機関の役割・相談支援体制の考え方について聞き取りを行った。

【調査対象】

自治体	ヒアリング先
神奈川県藤沢市	ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく【基幹】 (NPO法人藤沢相談支援ネットワーク)
埼玉県鶴ヶ島市	鶴ヶ島市生活サポートセンター【基幹・委託】 (社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会)
埼玉県比企圏域 (東松山市・滑川町 など8市町村)	比企地域基幹相談支援センター【基幹・委託】 (社会福祉法人東松山市社会福祉協議会) 西部・比企地域支援センター【委託】 (社会福祉法人昴)
神奈川県綾瀬市	綾瀬市基幹相談支援センター(相談センターゆいまーる)【基幹・委託】 (社会福祉法人 唐池学園 貴志園)
長野県上小圏域 (上田市・東御市・ 長和町・青木村)	上小圏域基幹相談支援センター【基幹・委託】 (NPO法人上小圏域障害者総合支援センター)
愛知県半田市	半田市障がい者相談支援センター【基幹・委託】 (社会福祉法人半田市社会福祉協議会)

【ヒアリング項目】

- 1) 住民からの相談プロセスについて：地域住民が最初に相談する窓口、新規相談への対応方法について
- 2) 相談対応の体制：相談支援にあたる体制について
- 3) 相談支援事業所の後方支援について：地域の相談支援事業所との関わりや後方支援として取り組んでいることについて
- 4) 人材育成：地域の相談支援を担う人材確保・育成に関する取り組みについて
- 5) 地域支援・地域づくりに関する取り組み：自立支援協議会や地域の社会資源の把握、行政との関わり等地域づくり全般に関する取り組みについて

5. 各相談支援事業に従事する職員の業務実態調査

相談支援事業に従事する相談支援専門員の業務実態を把握するために、タイムスタディ調査の業務コード案を作成し、現場の相談支援専門員による業務記録を依頼した。調査対象は、アンケート調査・ヒアリング調査に協力していただいた団体から抽出した。

【調査票の種類・内容等】

調査票	調査項目	回答	記入部数
①事業所調査票 【シート1】	調査対象法人の概要(運営方式、実施事業、職員体制等)	担当者	1機関につき 1部
②相談支援専門員 調査票 【シート2】	タイムスタディを実施する専門員ごとに、担当業務、調査期間中における1週間の主なスケジュールを記入(会議、事例検討会、研修等)	各事業の 相談支援専門員	専門員1人に つき1部
③タイムスタディ 調査票 【シート3】	調査期間中の任意の <u>2日間</u> 、専門員の業務量・時間を調査票に基づき専門員が入力・記入	各事業の 相談支援専門員	専門員1人に つき1部×2日分
④調査に関する アンケート 【シート4】	調査実施後、業務コード案等に関する意見・改善点等を記入	各事業の 相談支援専門員	専門員1人に つき1部

6. 検討会の設置

本事業では、アンケート調査等による現在の相談支援体制の実態を明らかにし、その結果を踏まえて「地域の相談支援体制構築のための手引き」の作成をより効果的・効率的に行うため、有識者および相談支援の現場に携わる専門家等を中心とした検討委員会を設置した。

構成メンバーは次のとおりである。

【委員】

氏名	所属等	
石山 麗子	国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科 医療福祉経営専攻 先進的ケア・ネットワーク 開発研究分野 教授	
小川 陽	社会福祉法人唐池学園 カビーナ貴志園 施設長	
小澤 温	筑波大学大学院人間総合科学研究科（人間系） 教授	座長
小島 一郎	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 瑞穂区障害者基幹相談支援センター センター長	
助川 未枝保	社会福祉法人六親会 船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	
高森 裕子	株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア・ウエルネス事業本部 ヘルスケア・ウエルネス産業グループ 主席研究員	

※敬称略

【オブザーバー】

氏名	所属等	
藤川 雄一	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 相談支援専門官	

※敬称略

(1) 検討会の開催概要

検討委員会は、以下の4回開催した。

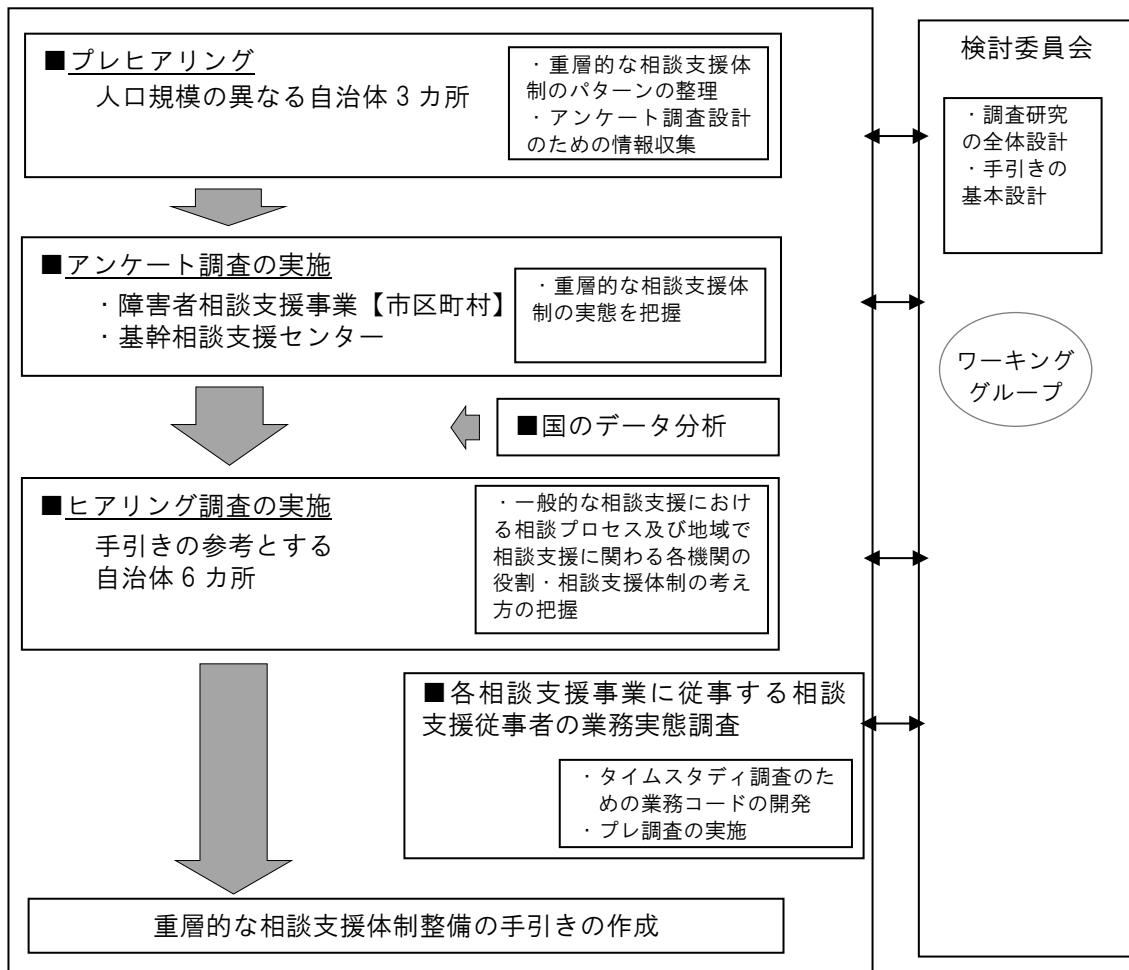
	開催日時	主な検討事項
第1回	令和2年8月4日(火) 15:00~17:00	■議事 (1) 本実態調査の目的・実施概要 (2) 実態調査の視点 (3) アンケート調査の実施について (4) ヒアリング調査の実施について (5) 手引きの構成について
第2回	令和2年11月20日(金) 13:00~15:00	■報告 アンケート調査の中間報告（回収状況・途中集計結果） ■議事 (1) 地域における相談支援の役割分担の現状について (2) 基幹相談支援センターの類型化について (3) 基幹相談支援センターの「標準モデル」について (4) 「手引き」の作成について
第3回	令和3年1月19日(火) 10:00~12:00	■報告 (1) アンケート集計結果 (2) ヒアリング調査結果 ■議事 (1) 手引きの作成について (2) 国データの活用について
第4回	令和3年3月15日(月) 10:00~12:00	■報告 (1) アンケート調査とりまとめについて（最終集計） (2) 国データの分析について (3) 従事者実態調査について ■議事 (1) 手引きのとりまとめについて (2) 調査研究報告書について

(2) ワーキンググループの実施

手引きの作成にあたり、座長と事務局によりワーキングを開催した。開催日時・主な協議事項は次のとおりである。

	開催日時	主な検討事項
第1回	令和2年11月5日(木) 9:30~12:00	・アンケート調査の中間報告 ・地域における相談支援体制のパターンとヒアリング調査について ・各相談支援事業に従事する相談支援従事者の業務実態調査について ・手引きについて ・第2回検討委員会の進め方について
第2回	令和2年12月11日(金) 13:30~15:00	・アンケート追加集計結果について ・ヒアリング調査結果の概要 ・アンケート結果を踏まえた「基幹相談支援センター」の役割・機能のとらえ方について ・手引きについて

図表 II-1 調査研究のフロー



7. 調査結果の概要

(1) 障害者相談支援事業の実施状況等（国データの分析）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室が毎年行っている「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果」（平成31年調査）の統計データを用いて、全国市町村における実施状況を整理した。

【基幹相談支援センターについて】

- ・基幹相談支援センターは、平成24年以降、徐々に設置自治体数が増加しているが、平成31年4月時点では1,741市町村中、688市町村（39.5%）・846カ所となっている。
- ・人口が5万人未満の小規模市町村の6～7割が、「基幹相談支援センターの設置予定はない」としている。人口10万人以上の市町村では、「基幹相談支援センターを単独で設置している」が半数を超え、自治体規模による差がみられる。

【特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所について】

- ・指定特定・指定障害児相談支援事業所数は、平成31年4月時点で10,202カ所あり、このうち相談支援事業（交付金）の委託を受けている事業所は21.6%（2,207カ所）となっている。
- ・人口規模の大きい都市部ほど、指定特定・指定障害児相談支援事業所数も多く、委託を受けていない事業所が8割を超えていている。

【協議会について】

- ・協議会は、96%（1,675市町村）が設置となっている。
- ・設置状況（設置形態）を人口規模別・基幹相談支援センターの設置有無別にみると、人口5万人未満の小規模自治体においては、基幹相談支援センターが広域設置されている傾向とあわせ、協議会についても「複数市町村共同で設置」の割合が「単独で設置」を上回っている。協議会の活動を通じた地域づくり等に関して、基幹相談支援センターを中心とした広域で取り組む体制が構築されていることがうかがえる。

(2) 相談支援体制整備に関するアンケート調査

市町村や障害保健福祉圏域等において、地域の相談支援体制の実態把握を目的にアンケート調査を実施した。対象は、障害者相談支援事業の実施主体である市町村と、基幹相談支援センターとした。回収状況は、市町村が890件（回収率51.1%）、基幹相談支援センターが336件（回収率39.7%）であった。

①市町村アンケート

【基幹相談支援センターの設置状況】

- ・基幹相談支援センターの設置状況について、「単独で実施」が26.9%、「複数市町村共同で実施」が19.9%であった。「今年度中に設置予定なし」が48.0%と高い割合となった。
- ・運営形態については、「指定相談支援事業所に委託」が71.2%と最も高く、次いで「直営で実施」が19.5%、「直営で実施+指定相談支援事業所に委託」が7.4%であった。

【住民が相談する窓口】

- ・困りごと等の生活相談や支援サービスの利用等に関する相談時に、自治体内で地域の障害者やその家族等が最初にアクセスする相談窓口については、「自治体の担当窓口」が98.4%と最も高く、次いで「障害者相談支援事業の窓口（委託相談等）」が75.2%、「指定特定相談支援事業所」が68.1%であった。

【相談支援の役割分担】

- ・相談支援の役割分担の各項目について、対応している機関が複数ある場合、主に対応している機関については、「委託相談の後方支援（相談支援員からの相談対応、スーパーバイズ等）」が65.5%と最も高く、次いで「計画相談支援の推進（専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等）」が62.4%、「専門性が高いケースへの対応（対応困難事例）」が61.2%であった。

【現在の相談支援体制における成果と課題】

- ・現状の相談支援体制整備の実施による成果については、「地域の障害者やその家族等が困ったときにどこに相談すればよいか明確になった」が49.9%と最も高く、次いで「関係機関のネットワークが充実し、困難事例の対応がしやすくなった」が46.0%、「個別事例に関する関係機関相互の調整が容易になり、それが機動的・効果的に動けるようになった」が33.5%であった。
- ・現状の相談支援体制整備における今後地域内で特に検討・対応していきたい課題については、「専門職の人数の確保」が39.2%と最も高く、次いで「緊急対応の体制」が28.8%、「基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない（目的・役割、業務内容の明確化）」が22.4%であった。

②基幹相談支援センターアンケート

【基幹相談支援センターの概要】

- ・基幹相談支援センターの併設する事業については、「虐待防止センター関係」が 40.2%と最も高く、次いで「地域生活支援拠点」が 29.5%、「その他」が 19.9%であった（複数回答）。
- ・基幹相談支援センターがカバーするエリアの人口については、「10万人以上～20万人未満」が 29.5%と最も高く、次いで「5万人未満」が 26.5%、「5万人以上～10万人未満」が 22.3%であった。

【基幹相談支援センター設置による成果・課題】

- ・基幹相談支援センターの設置による成果については、「関係機関のネットワークが充実し、困難事例の対応がしやすくなった」が 59.2%と最も高く、次いで「障害分野と、高齢、児童、就労、教育等の関連分野との連携が進んだ」が 48.8%、「地域の障害者やその家族等が困ったときにどこに相談すればよいか明確になった」が 41.1%であった。
- ・現状の相談支援体制整備における今後地域内で特に検討・対応していきたい課題については、「専門職の人数の確保」が 41.1%と最も高く、次いで「緊急対応の体制」が 38.4%、「社会資源の開発・地域づくり」が 32.7%であった。

相談支援の役割分担に関する回答から、基幹相談支援センターが主に担っている機能・役割を概観すると、大きく「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」の2つの機能・役割を中心についている姿が読み取れる。この2つの機能・役割を軸として、現在、設置されている基幹相談支援センターのタイプを分類し、大きく4つの類型に整理した(図表II-2)。

図表II-2 基幹相談支援センターの4つの類型

類型	概要	
I型	「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」の機能を主に担っているタイプ	
II型	「地域の相談支援体制の強化」を進めつつ、「総合的・専門的な相談支援」の機能を主に担っているタイプ	
III型	「地域の相談支援体制の強化の取組」を主たる役割に置き、「総合的・専門的な相談支援」を基幹相談支援センター以外の地域内の相談支援事業所等が主に担っているタイプ	
IV型	I型・II型・III型のいずれも当てはまらないタイプ	
	IV-1	「権利擁護、虐待の防止」、「関係機関との連携」、「地域移行・地域定着の促進の取組」、「自立支援協議会の運営」のいずれかを主たる役割としている
	IV-2	上記以外

(3) ヒアリング調査

ヒアリングを行った 6 地域では、それぞれの地域事情や社会資源を活かした相談支援体制の整備が行われていた。

共通点としては、住民が相談を寄せる場所として、基幹相談支援センターや市町村相談支援事業で設置している窓口の他、行政の窓口が多いこと、人材育成のための研修会の企画・実施、自立支援協議会の部会や連絡会等で事例検討の実施等が挙げられる。

地域による違いがみられたのは、初回相談の受付方法が挙げられる。基幹相談支援センターと市町村相談支援事業を一体的に行っている地域では、基幹相談支援センターが初回相談を担い、そこでのインテーク結果を踏まえてその後の継続的な対応を市町村相談支援事業もしくは計画相談に繋げている。一方、基幹相談支援センターは相談支援事業者の後方支援を担う役割とし、個別ケースは紹介相談から市町村相談支援事業で実施している地域もあった。これは、基幹相談支援センターと市町村相談支援事業の役割分担の考え方や両事業の配置状況によるものと考えられる。

(4) 各相談支援事業に従事する職員の業務実態調査

相談支援事業に従事する相談支援専門員の業務実態を把握するために、タイムスタディ調査の業務コード案を作成し、現場の相談支援専門員による業務記録を依頼した。調査対象は、アンケート調査・ヒアリング調査に協力していただいた団体から抽出した。(4 法人・9 名)

今回の調査結果から、委託や計画業務では訪問にかけている時間が長く、基幹職員は自立支援協議会の準備にかける時間が長い傾向が読み取れた。今回は限られたサンプル数による傾向の把握となつたが、今後、調査のサンプル数を増やすことにより、相談支援事業ごとの業務実態の特徴を把握できる可能性が示唆された。

(5) 「地域の相談支援体制構築のための手引き」の作成

アンケート調査およびヒアリング調査の結果を踏まえ、検討委員会で議論を行いながら、「地域の相談支援体制構築のための手引き」を作成した。手引きは 2 部構成とし、第 1 部において、障害者相談支援体制整備の経緯を概観するとともに、実態調査の結果に基づき、全国の基幹相談支援センターが地域の中で担っている機能・役割の状況を幾つかの類型に整理した。第 2 部では、実態調査の類型を仮説的に用いて、それぞれの地域の資源・人材等の賦存量や経験・実績等の特徴を考慮しながら、地域における相談支援体制を構築、拡充する際の参考となるよう、事例を含めて、簡潔でわかりやすいかたちでまとめた。

8. 成果の公表方法

本調査研究の報告書と「地域の相談支援体制構築のための手引き」は、実施主体である一般社団法人北海道総合研究調査会のホームページに掲載し公表する。

1. 障害者相談支援体制整備の経緯

(1) 3障害ごとの相談支援事業

平成8(1996)年より、現在の相談支援事業の前身となる相談支援関連事業が開始し、3障害それぞれの事業で相談支援事業が行われ、身体障害を対象とした「市町村障害者生活支援事業」と知的障害と障害児を対象とする「障害児(者)地域療育等支援事業」、精神障害を対象とした「精神障害者地域生活支援事業」の3つの支援事業が予算化され、社会福祉法人等に委託された。

相談支援の目的として、身体障害と精神障害は自立と社会参加の促進が挙げられており、知的障害は療育機能の充実とされているなど、障害種別によって目的や内容に違いが見られた。

(2) 国の補助事業から市町村事業へ

その後、利用者の立場に立った制度を構築するため、平成15(2003)年度からこれまでの「措置制度」から、新たな利用の仕組みである「支援費制度」に移行した。支援費制度では、障害者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用することとなった。また、支援費制度への移行に伴い、相談支援事業が一般財源化し、国の補助事業から市町村事業として位置づけられるようになった。

しかし、この時点では、身体、知的、精神という障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、精神障害者は支援費制度の対象外とされていた。また、地方自治体によっては、サービスの提供体制が不十分であり、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていないこと、支給決定のプロセスが不透明であり、全国共通の判断基準に基づいたサービス利用手続きが規定されていないことも課題となっていた。

(3) 障害者相談支援事業の法定化

平成18(2006)年、障害者が地域で安心して暮らせるノーマライゼーション社会の実現を目指して、障害者自立支援法が制定され、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を統合し、「相談支援事業」が法定化され、相談支援におけるサービス等利用計画の作成が明記された。サービス等利用計画の個別給付化に伴い相談支援専門員が配置され、障害のある人の生活を総合的にマネジメントして行くケアマネジメントに基づいたサービス提供の仕組みが始まった。

同年、「障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)」が採択され、日本政府は、平成19(2007)年9月、条約に署名した。その後、平成26(2014)年に批准するまでの間に、障害者基本法などの法制度の改正を行い、障害者権利条約との整合性を図った。

(4) 相談支援の充実

平成 23（2011）年、「障害者基本法」が改正され、「すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という法の理念・目的を明文化し、「全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」を法の基本原則として規定した。

また、平成 24（2012）年の障害者自立支援法改正において、自立支援協議会の法定化、基幹相談支援センターの設置等の制度化により、相談支援の充実が図られた。

平成 25（2013）年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とし、障害者の定義に難病等が追加された。

(5) 権利擁護に関する動き

平成 28（2016）年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、地域の需要に対応した成年後見制度の利用促進および成年後見制度の利用に関する体制の整備についての基本方針が示された。契約に基づくサービスの「選択」に際し、自己決定権の尊重等、「代行決定」による本人保護ではなく、本人の地域生活を支えるに当たっての「意思決定支援」の重要性があらためて認識されるとともに、障害者に対する成年後見制度の利用に関する事業実施に繋がっている。

現在の障害者相談支援は、ノーマライゼーションの考え方の浸透や障害福祉分野における活動実践を通じた社会的要請等に対応した段階的な法改正等により、改善が図られてきたと同時に、制度自体が複雑化してきた経緯がある。また、近年、権利擁護の観点から本人の意思決定支援に当たって、関係法令に基づく各種機関等との一層の連携が求められている。

2. 基幹相談支援センターの概要

基幹相談支援センターは、「障害者総合支援法」第77条の2に「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」と規定されており、地域生活支援事業実施要綱において、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとされている。

①総合的・専門的な相談支援の実施

- ・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

②地域の相談支援体制の強化の取組

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
- ・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

③地域移行・地域定着の促進の取組

- ・障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

④権利擁護・虐待の防止

- ・成年後見制度利用支援事業の実施
- ・障害者等に対する虐待を防止するための取組

1. プレヒアリング調査

(1) 調査の目的

重層的な相談支援体制のパターンの整理及び、市町村や障害保健福祉圏域における相談支援体制整備に関するアンケート調査の設計を行うための情報収集を目的に、自治体規模や相談支援体制の特徴が異なる3地域においてプレヒアリング調査を実施した。

(2) 調査の対象

自治体	ヒアリング先
神奈川県藤沢市	ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく (NPO法人藤沢相談支援ネットワーク)
埼玉県鶴ヶ島市	鶴ヶ島市生活サポートセンター (社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会)
埼玉県比企圏域 (東松山市・滑川町など8市町村)	比企地域基幹相談支援センター (社会福祉法人東松山市社会福祉協議会) 西部・比企地域支援センター (社会福祉法人昴)

(3) ヒアリング項目

- 1) 基幹相談支援センターで行っている主な業務内容について
- 2) 基幹相談支援センター設立の経緯と、設立したことによる変化
- 3) 市町村相談支援事業で行っている主な業務内容について
- 4) 相談支援に關係する機関ごとの役割について（どの機関がどういった機能を担っているのか、地域内での役割分担について等）

(4) プレヒアリング結果の概要

①神奈川県藤沢市

基幹相談支援センターの主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員及び地域の支援者や関係者に対する人材育成や地域づくりを中心に活動している。問題が複雑で世帯支援が必要な事例や転居事例など、支援者が困難を感じている事例への支援（セルフプランの作成支援・必要なサービスや関係機関への繋ぎ等）を担っている。 人材育成として、地域の支援者等に対するスキルアップ研修や事例検討会を実施している。 障がい者総合支援協議会（旧自立支援協議会）の運営に事務局として参画している。
基幹相談支援センターを設置したことによる変化	<ul style="list-style-type: none"> 協議会に事務局として関わることができるようにになったことで、行政とのパートナーシップが深まり、相談支援体制の構築につながった。福祉施策に協議会の声が反映されるようになった。 関係機関と連絡・調整をスムーズにするためにネットワークづくりに取り組んだことで、多職種・多領域とのネットワークが広がった。 相談支援事業所のスキルアップや情報交換のための場を企画しやすくなった。
市町村相談支援事業の主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 新しい相談支援体制においての業務は次のように想定されている。 総合相談支援センター（仮称）は、地域で相談をワンストップで受け入れる役割を担う。加えて、相談を受けた後の受け皿となる場所やフォーマル、インフォーマルに限らないサービスとのつなぎや、ネットワークづくりを推進し、地域移行・地域定着の推進にも寄与していくことを目指す。 重症心身障害・発達障害・高次脳機能障害の専門相談支援事業所（委託）は、障害特性に応じた相談支援を担う。（二次相談的な役割）
相談支援に関する機関ごとの役割	<ul style="list-style-type: none"> 新体制においての業務は次のように想定されている。 基幹相談支援センターとしての役割の中でも、協議会の運営が重要なとなる。その他、相談支援専門員及び支援者に対する育成や単独の事業所だけで対応が難しい、支援者が困難を感じている事例に対する支援も重要な役割である。セルフプランの作成支援を通じた相談との繋がりや、事業所やサービスに繋ぐ役割も担っていく必要がある。 総合相談支援センター（仮称）は、身近な地域で相談をワンストップで受け入れ、地域内でのネットワークづくりを行い、地域移行・地域定着を推進していく役割を担う。各専門相談支援事業所（委託）は、障害特性に応じた相談支援を担う。 なお、あくまで相談先は利用者（ユーザー）が選択できる体制とする。

②埼玉県鶴ヶ島市

基幹相談支援センターの主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 毎週、相談員等の職員による会議を実施し、新規ケースレビューや GSV を実施している。<個別ケースを取り扱う> 2~3 カ月に 1 度、4 カ所の事業所巡回し、相談員の相談にのる。月 1 回、相談支援連絡会議にて市内の相談員全員での情報共有と事例検討を実施している。 障害者支援協議会に事務局補助の立場で参加している。 地域移行・地域定着の促進として、市内に指定一般事業所がないため一般相談の中で対応している。 権利擁護・虐待防止は併設している権利擁護支援センターと共同で実施し、就労支援センターでの就労支援を行っている。
-------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> 困難ケースを中心としたサービス等利用計画作成に係る支援を実施している。 地域生活支援拠点の面的整備に関する相談対応を行っている。
基幹相談支援センターを設置したことによる変化	<ul style="list-style-type: none"> 相談員の人材育成が促進され、これまで事業所ごとに異なっていた相談支援の手法が平準化された。
市町村相談支援事業の主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センター業務と一体的に実施している
相談支援に関する機関ごとの役割	<ul style="list-style-type: none"> 市内 1 カ所で基幹と委託を一体的に実施している。 行政としては、専門職を育てる余力がないため、社協が生活・就労の相談をワンストップで対応している。社協は、個別相談と地域づくりを担ってもらえる存在である。

③埼玉県比企圏域（東松山市・滑川町など 8 市町村）

基幹相談支援センターの主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所への後方支援として、随時、事業所からの相談を受ける。年 1 回程度、管内の相談事業所訪問を行っている。 自立支援協議会の運営を担う。 月 1 回の委託相談支援事業所連絡会の中で新規個別ケースなど検討を実施している。 地域移行の促進に関する活動を実施している。 権利擁護・地域への啓発等の研修（年 1 回）を開催している。
基幹相談支援センターを設置したことによる変化	<ul style="list-style-type: none"> 地域に不足している機能や必要としている機能を洗い出し、基幹・委託それぞれが担う役割を明確にした上で基幹相談支援センターを設置した。 基幹相談支援センター設置後に圏域内の特定相談支援事業所数が増加した。
市町村相談支援事業の主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 主に障害福祉サービス利用者への相談対応、困難ケースへの対応 自立支援協議会への参画
相談支援に関する機関ごとの役割	<ul style="list-style-type: none"> 委託は市町村と一緒に現場を動く役割、基幹は市町村と一緒に地域の課題を整理して次の動きを考えていく役割と考えている。 比企圏域では相談支援事業所は東松山市内にあるため、周辺自治体の住民の多くはまず役場が相談の入り口となる。委託に繋がったのちも自治体職員とともに行動することが多く、情報共有が重要。特に近隣苦情（騒音・ゴミ問題）や自殺企図や暴力・虐待など、本人からの相談ではなく周りの人から把握されたケースの場合、その人の周辺情報や地域内での関係性づくりは地元の市町村が中心的な役割となる場合が多い。 委託に寄せられた相談ケースは自治体と共有するが、自治体に寄せられたケースのすべてが委託先に繋がるわけではない。自治体は、地域全体を把握した上でどういう相談支援を行っていくのかを判断していく立場であり、自治体の福祉施策の方向性を示す役割がある。

(4) プレヒアリングまとめ

プレヒアリングでは、人口規模や社会資源の状況が異なる3つの地域の相談支援体制および基幹相談支援センターの役割等について話を聞いた。

基幹相談支援センターの役割として、地域の相談支援事業所の後方支援や人材育成、自立支援協議会の事務局参画等、共通の取り組みがある一方で、基幹相談支援センターと委託相談事業所との役割分担の考え方や基幹相談支援センターにおける個別ケースの取り扱い等、地域ごとに異なる部分もあることを確認できた。

この結果を踏まえ、相談支援体制整備に関するアンケート調査においては、地域における相談支援の役割をどの機関が担っているのかを明らかにできるよう調査項目を設定した。

2. 障害者相談支援事業の実施状況等（国データの分析）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室では、毎年4月1日時点の障害者相談支援事業の実施状況等の調査を実施しており、令和2年度の調査結果が令和3年3月12日に公表された。

この調査結果によると、障害者相談支援事業を市町村直営のみで実施している市町村は9%（162／1,741市町村）、委託を含むが91%（1,579／1,741市町村）となっている。基幹相談支援センターの設置数は、778市町村・946カ所で、このうち委託により設置している基幹相談支援センターは83%（790／946カ所）となっている。

本節では、令和2年2月7日に公表された「平成31年度 障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果」の統計データを用いて、全国市町村における実施状況について整理した。

(1) 基幹相談支援センターの設置状況

基幹相談支援センターは、平成24年以降、徐々に設置自治体数が増加しているが、平成31年4月時点では1,741市町村中、688市町村（39.5%）・846カ所となっている。

人口規模別に設置率をみると、人口10万人以上の自治体では6～7割となっており、一方で「1万人未満」「1万人以上5万人未満」「5万人以上10万人未満」の比較的小規模な自治体では3～4割の状況となっている（図表IV-2）。

図表IV-1 基幹相談支援センターの設置自治体数の推移



図表IV-2 基幹相談支援センター 人口規模別設置状況（平成31年4月時点）

人口規模	設置あり	設置なし	全体
1万人未満	154	365	519
	29.7%	70.3%	100.0%
1万人以上5万人未満	239	443	682
	35.0%	65.0%	100.0%
5万人以上10万人未満	110	143	253
	43.5%	56.5%	100.0%
10万人以上20万人未満	95	61	156
	60.9%	39.1%	100.0%
20万人以上50万人未満	64	32	96
	66.7%	33.3%	100.0%
50万人以上	26	9	35
	74.3%	25.7%	100.0%
合計	688	1,053	1,741
	39.5%	60.5%	100.0%

基幹相談支援センターの設置有無別にみると、未設置自治体 1,053 力所においては、人口「1万人未満」「1万人以上5万人未満」の自治体をあわせると 76.8%を占め、次いで「5万人以上10万人未満」が 13.6%と小規模市町村の設置が進んでいないことがうかがえる。

また、基幹相談支援センターの設置形態について人口規模別にみると、「1万人未満」「1万人以上5万人未満」の小規模市町村においては「設置予定はない」が 6~7 割と高く、設置している場合、「複数市町村共同で設置」及び「市町村単独+複数市町村共同で実施」の広域設置が「市町村単独で設置」を上回っている。一方、人口 5 万人以上の自治体においては、「市町村単独で設置」が多数を占める（図表IV-4）。

図表IV-3 人口規模別 基幹相談支援センターの設置状況

基幹相談支援センター「設置あり」			基幹相談支援センター「設置なし」		
	件数	%		件数	%
1万人未満	154	22.4%	1万人未満	365	34.7%
1万人以上5万人未満	239	34.7%	1万人以上5万人未満	443	42.1%
5万人以上10万人未満	110	16.0%	5万人以上10万人未満	143	13.6%
10万人以上20万人未満	95	13.8%	10万人以上20万人未満	61	5.8%
20万人以上50万人未満	64	9.3%	20万人以上50万人未満	32	3.0%
50万人以上	26	3.8%	50万人以上	9	0.9%
合計	688	100.0%	合計	1053	100.0%

図表IV-4 基幹相談支援センターの設置形態

人口規模	基幹相談支援センターの設置形態						全体	
	市町村单独 で設置	A		B		C		
		複数市町村共同で設置	自市町村が 事務局(庶 務)	他市町村が 事務局(庶 務)	市町村单独+複数市町村 共同で設置	自市町村が 事務局(庶 務)	他市町村が 事務局(庶 務)	
1万人未満	19 3.7%	20 3.9%	111 21.4%	1 0.2%	2 0.4%	12 2.3%	354 68.2%	519
1万人以上5万人未満	107 15.7%	35 5.1%	96 14.1%	1 0.1%	0 0.0%	12 1.8%	431 63.2%	682
5万人以上10万人未満	75 29.6%	17 6.7%	17 6.7%	0 0.0%	1 0.4%	7 2.8%	136 53.8%	253
10万人以上20万人未満	84 53.8%	10 6.4%	0 0.0%	1 0.6%	0 0.0%	5 3.2%	56 35.9%	156
20万人以上50万人未満	58 60.4%	5 5.2%	0 0.0%	1 1.0%	0 0.0%	1 1.0%	31 32.3%	96
50万人以上	26 74.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	8 22.9%	35
合計	369 21.2%	87 5.0%	224 12.9%	4 0.2%	3 0.2%	38 2.2%	1016 58.4%	1741

(2) 基幹相談支援センターにおける職員体制

①基幹相談支援センター等機能強化事業

令和2年度の基幹相談支援センター等機能強化事業は、938市町村（53.9%）が実施となっている。機能強化事業の3つの事業内容のうち、「(1)専門的職員の配置」については、「社会福祉士」が80.9%、次いで「精神保健福祉士」68.1%となっている。

人口20万人以上の都市部においては、「保健師」の配置も30%弱であり医療関係職の配置も一定程度みられる。

また、「(2)その他」としては、「地域の相談支援体制の強化」が52.7%、「地域移行・地域定着の促進」が35.6%となっている。「地域の相談支援体制の強化」は、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等の取り組みを行うために活用することができるが、人口規模が小さい自治体ほど実施が少ない状況がうかがえる。

図表IV-5 機能強化事業の事業内容（※複数回答）

(1)専門的職員の配置

人口規模	(1)専門的職員の配置				全体
	A	B	C	D	
	社会福祉士	保健師	精神保健福祉士	その他	
1万人未満	143 76.9%	14 7.5%	109 58.6%	87 46.8%	186
1万人以上5万人未満	289 78.5%	44 12.0%	246 66.8%	168 45.7%	368
5万人以上10万人未満	131 83.4%	18 11.5%	106 67.5%	72 45.9%	157
10万人以上20万人未満	108 87.8%	18 14.6%	96 78.0%	62 50.4%	123
20万人以上50万人未満	62 84.9%	20 27.4%	55 75.3%	38 52.1%	73
50万人以上	26 83.9%	9 29.0%	27 87.1%	20 64.5%	31
合計	759 80.9%	123 13.1%	639 68.1%	447 47.7%	938

(2)その他

人口規模	(2)その他		全体
	A	B	
	地域の相談支援体制の強化	地域移行・地域定着の促進	
1万人未満	79 42.5%	50 26.9%	186
1万人以上5万人未満	175 47.6%	115 31.3%	368
5万人以上10万人未満	88 56.1%	58 36.9%	157
10万人以上20万人未満	78 63.4%	60 48.8%	123
20万人以上50万人未満	54 74.0%	36 49.3%	73
50万人以上	20 64.5%	15 48.4%	31
合計	494 52.7%	334 35.6%	938

②基幹相談支援センターで業務に従事する職員

実際に、基幹相談支援センターにおいて業務に従事する者の人数は、1カ所あたり平均 6.38 人、うち常勤・専従が 4.50 人である。また、職種別にみると、主任相談支援員が 0.15 人、相談支援専門員が 4.19 人、その他 2.04 人となっている。

人口規模別にみると、図表IV-7 のとおり人口規模に応じて配置職員数に幅がみられる。

図表IV-6 基幹相談支援センターの業務に従事する者の平均人数

	人口規模	件数	平均	最大	最小	中央値	標準偏差	変動係数
①主任相談支援専門員	常勤かつ専従	447	0.13	6.00	0.00	0.00	0.47	353.71
	その他	447	0.02	2.00	0.00	0.00	0.16	726.35
	合計	455	0.15	6.00	0.00	0.00	0.48	319.44
②相談支援専門員(①を除く)	常勤かつ専従	447	3.03	87.00	0.00	2.00	6.40	210.98
	その他	447	1.23	75.00	0.00	0.00	4.16	336.96
	合計	455	4.19	96.00	0.00	3.00	8.19	195.38
③上記①②以外の者	常勤かつ専従	447	1.33	32.00	0.00	0.00	2.94	220.22
	その他	447	0.74	22.00	0.00	0.00	1.81	243.22
	合計	455	2.04	35.00	0.00	1.00	3.66	179.62
合計	常勤かつ専従	447	4.50	96.00	0.00	3.00	8.11	180.23
	その他	447	2.00	97.00	0.00	1.00	5.36	268.03
	合計	455	6.38	112.00	0.00	4.00	10.49	164.32

図表IV-7 人口規模別 基幹相談支援センターの業務に従事する者の平均人数

	人口規模	件数	平均	最大	最小	中央値	標準偏差	変動係数
常勤かつ専従	1万人未満	32	2.19	14.00	0.00	1.00	2.92	133.63
	1万人以上5万人未満	142	2.75	15.00	0.00	2.00	2.81	102.20
	5万人以上10万人未満	91	3.25	11.00	0.00	3.00	2.31	71.09
	10万人以上20万人未満	92	4.11	15.00	0.00	4.00	3.00	72.92
	20万人以上50万人未満	64	5.69	29.00	0.00	4.00	5.20	91.38
	50万人以上	26	19.73	96.00	0.00	11.50	26.88	136.23
	合計	447	4.50	96.00	0.00	3.00	8.11	180.23
その他	1万人未満	32	1.41	10.00	0.00	1.00	2.61	185.84
	1万人以上5万人未満	142	1.43	14.00	0.00	0.00	2.37	165.45
	5万人以上10万人未満	91	1.14	8.00	0.00	1.00	1.64	143.23
	10万人以上20万人未満	92	1.75	12.00	0.00	1.00	2.50	142.92
	20万人以上50万人未満	64	2.38	15.00	0.00	1.00	3.15	132.83
	50万人以上	26	8.81	97.00	0.00	3.50	19.01	215.83
	合計	447	2.00	97.00	0.00	1.00	5.36	268.03
合計	1万人未満	34	3.38	19.00	0.00	2.00	3.96	117.14
	1万人以上5万人未満	143	4.15	18.00	0.00	3.00	3.27	78.74
	5万人以上10万人未満	93	4.30	14.00	0.00	4.00	2.64	61.30
	10万人以上20万人未満	95	5.67	19.00	0.00	5.00	3.56	62.73
	20万人以上50万人未満	64	8.06	29.00	1.00	7.00	5.69	70.54
	50万人以上	26	28.54	112.00	1.00	16.50	34.44	120.68
	合計	455	6.38	112.00	0.00	4.00	10.49	164.32

※基幹相談支援センター「設置あり」自治体のうち、設置形態で、「A市町村単独で設置」「B複数市町村共同で設置（自市町村が事務局）」「C市町村単独＋複数市町村共同で設置（自市町村が事務局）」と回答した 460 自治体のうち、職員配置について回答のあった 455 自治体について集計

③専門的職員の配置

基幹相談支援センターの業務に従事する者のうち、専門的職員の人数を1カ所あたり平均でみると、図表IV-8 のようになっている。社会福祉士が最も多く 2.79 人、次いで精神保健福祉士が 1.90 人、その他、介護福祉士が 1.21 人などとなっている。

図表IV-8 業務に従事する者の内、専門的職員の人数

	人口規模	件数	平均	最大	最小	中央値	標準偏差	変動係数
①社会福祉士	常勤かつ専従	452	2.06	49.00	0.00	1.00	3.91	190.11
	その他	452	0.75	26.00	0.00	0.00	1.91	254.31
	合計	455	2.79	53.00	0.00	2.00	4.50	161.51
②保健師	常勤かつ専従	452	0.23	5.00	0.00	0.00	0.63	277.60
	その他	452	0.13	6.00	0.00	0.00	0.57	428.67
	合計	455	0.36	7.00	0.00	0.00	0.85	239.57
③精神保健福祉士	常勤かつ専従	452	1.39	34.00	0.00	1.00	2.72	196.09
	その他	452	0.52	15.00	0.00	0.00	1.46	279.25
	合計	455	1.90	39.00	0.00	1.00	3.25	171.22
④看護師・准看護師	常勤かつ専従	452	0.20	7.00	0.00	0.00	0.74	362.32
	その他	452	0.10	6.00	0.00	0.00	0.47	474.20
	合計	455	0.30	7.00	0.00	0.00	0.90	299.72
⑤介護福祉士	常勤かつ専従	452	0.90	30.00	0.00	0.00	2.19	242.85
	その他	452	0.31	29.00	0.00	0.00	1.53	486.93
	合計	455	1.21	34.00	0.00	0.00	2.86	236.94
⑥介護支援専門員	常勤かつ専従	452	0.54	13.00	0.00	0.00	1.27	237.05
	その他	452	0.21	6.00	0.00	0.00	0.64	309.18
	合計	455	0.74	14.00	0.00	0.00	1.43	194.22
⑦臨床心理士	常勤かつ専従	452	0.07	5.00	0.00	0.00	0.38	526.31
	その他	452	0.05	4.00	0.00	0.00	0.30	641.20
	合計	455	0.12	5.00	0.00	0.00	0.50	421.47
⑧他の専門的職員	常勤かつ専従	452	0.61	45.00	0.00	0.00	2.61	429.37
	その他	452	0.25	10.00	0.00	0.00	0.83	326.78
	合計	455	0.86	52.00	0.00	0.00	3.11	363.19

※ 1人の者が複数の資格を有する場合は、複数に計上

(3) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の状況

指定特定・指定障害児相談支援事業所数は、平成31年4月時点で10,202カ所あり、このうち相談支援事業（交付金）の委託を受けている事業所は21.6%（2,207カ所）となっている。人口規模の大きい都市部ほど、指定特定・指定障害児相談支援事業所数も多く、委託を受けていない事業所が8割を超えていている。

図表IV-9 相談支援事業（交付税）の受託の状況（人口規模別）

人口規模	相談支援事業（交付税）の受託		
	あり	なし	合計
1万人未満	91 28.8%	225 71.2%	316 100.0%
1万人以上5万人未満	616 34.6%	1,164 65.4%	1,780 100.0%
5万人以上10万人未満	420 26.9%	1,143 73.1%	1,563 100.0%
10万人以上20万人未満	402 23.2%	1,334 76.8%	1,736 100.0%
20万人以上50万人未満	373 17.4%	1,765 82.6%	2,138 100.0%
50万人以上	305 11.4%	2,364 88.6%	2,669 100.0%
合計	2,207 21.6%	7,995 78.4%	10,202 100.0%

人口規模別及び基幹相談支援センターの設置有無別にみると、人口規模「1万人未満」では、指定特定・指定障害児相談支援事業所がない自治体も半数近くあるが、1万人以上の自治体では、小規模自治体においても概ね「あり」となっている。

図表IV-10 特定相談支援事業所および障害児相談支援事業所の有無

基幹相談支援センター	人口規模	特定相談支援事業所および 障害児相談支援事業所の有無		
		あり	なし	合計
設置あり	1万人未満	64 41.6%	90 58.4%	154 100.0%
	1万人以上5万人未満	206 86.2%	33 13.8%	239 100.0%
	5万人以上10万人未満	109 99.1%	1 0.9%	110 100.0%
	10万人以上20万人未満	95 100.0%	0 0.0%	95 100.0%
	20万人以上50万人未満	64 100.0%	0 0.0%	64 100.0%
	50万人以上	26 100.0%	0 0.0%	26 100.0%
	合計	564 82.0%	124 18.0%	688 100.0%
設置なし	1万人未満	171 46.8%	194 53.2%	365 100.0%
	1万人以上5万人未満	395 89.2%	48 10.8%	443 100.0%
	5万人以上10万人未満	140 97.9%	3 2.1%	143 100.0%
	10万人以上20万人未満	61 100.0%	0 0.0%	61 100.0%
	20万人以上50万人未満	32 100.0%	0 0.0%	32 100.0%
	50万人以上	9 100.0%	0 0.0%	9 100.0%
	合計	808 76.7%	245 23.3%	1053 100.0%
	合計	1372 78.8%	369 21.2%	1741 100.0%

(参考) 特定相談支援事業所および障害児相談支援事業所の平均箇所数（人口 10 万人あたり）

基幹相談支援センター	人口規模	件数	平均	最大	最小	中央値	標準偏差	変動係数
設置あり	1万人未満	64	25.55	75.39	10.69	20.97	14.89	58.29
	1万人以上5万人未満	206	11.18	38.35	2.17	9.95	5.68	50.81
	5万人以上10万人未満	109	9.01	23.45	1.09	8.12	4.73	52.49
	10万人以上20万人未満	95	8.48	17.21	0.85	7.92	3.18	37.44
	20万人以上50万人未満	64	6.66	11.87	1.24	6.35	2.05	30.83
	50万人以上	26	6.91	14.68	4.20	5.47	3.03	43.86
	合計	564	11.23	75.39	0.85	8.95	8.50	75.68
設置なし	1万人未満	171	29.11	253.81	10.09	22.42	25.18	86.48
	1万人以上5万人未満	395	11.91	40.10	2.03	10.92	6.06	50.86
	5万人以上10万人未満	140	9.19	24.78	1.93	8.78	4.12	44.87
	10万人以上20万人未満	61	7.44	21.85	1.15	6.53	3.58	48.19
	20万人以上50万人未満	32	7.50	13.61	3.50	7.72	2.73	36.40
	50万人以上	9	6.82	10.17	5.26	6.43	1.58	23.18
	合計	808	14.51	253.81	1.15	10.96	14.68	101.14
	合計	1372	13.16	253.81	0.85	10.07	12.61	95.82

(4) 基幹相談支援センターの設置有無別の状況

①地域生活支援拠点等（地域生活拠点または面的な体制）

地域生活拠点等の整備数は少ないものの、基幹相談支援センターを設置している自治体において「該当あり」が 13.2%となっている。基幹相談支援センターを設置していない自治体では「該当あり」が 4.0%にとどまることから、基幹相談支援センターの設置が、地域生活支援拠点の検討・整備の契機として進められている可能性が考えられる。

図表IV-11 地域生活支援拠点等（地域生活拠点または面的な体制）の該当

基幹相談支援センター	人口規模	地域生活支援拠点等		
		該当あり	該当なし	合計
設置あり	1万人未満	9 5.8%	145 94.2%	154 100.0%
	1万人以上5万人未満	29 12.1%	210 87.9%	239 100.0%
	5万人以上10万人未満	16 14.5%	94 85.5%	110 100.0%
	10万人以上20万人未満	16 16.8%	79 83.2%	95 100.0%
	20万人以上50万人未満	13 20.3%	51 79.7%	64 100.0%
	50万人以上	8 30.8%	18 69.2%	26 100.0%
	合計	91 13.2%	597 86.8%	688 100.0%
設置なし	1万人未満	7 1.9%	358 98.1%	365 100.0%
	1万人以上5万人未満	15 3.4%	428 96.6%	443 100.0%
	5万人以上10万人未満	9 6.3%	134 93.7%	143 100.0%
	10万人以上20万人未満	4 6.6%	57 93.4%	61 100.0%
	20万人以上50万人未満	3 9.4%	29 90.6%	32 100.0%
	50万人以上	4 44.4%	5 55.6%	9 100.0%
	合計	42 4.0%	1011 96.0%	1053 100.0%
	合計	133 7.6%	1608 92.4%	1741 100.0%

②協議会の設置状況

設置状況（設置形態）を人口規模別・基幹相談支援センターの設置有無別にみると、人口5万人未満の小規模自治体においては、基幹相談支援センターが広域設置されている傾向とあわせ、協議会についても「複数市町村共同で設置」の割合が「単独で設置」を上回っている。協議会の活動を通じた地域づくり等に関して、基幹相談支援センターを中心とした広域で取り組む体制が構築されていることがうかがえる。

図表IV-12 協議会の設置状況

基幹相談支援センター	人口規模	協議会の設置状況				全体
		A 単独で設置	B 複数市町村共同で設置 自市町村が事務局(庶務)	C 他市町村が事務局(庶務)	D 未設置(令和2年度中に設置)	
					未設置(令和2年度に設置予定なし)	
設置あり	1万人未満	32 20.8%	20 13.0%	98 63.6%	1 0.6%	5 3.2% 154
	1万人以上5万人未満	102 42.7%	39 16.3%	101 42.3%	2 0.8%	0 0.0% 239
	5万人以上10万人未満	77 70.0%	23 20.9%	14 12.7%	0 0.0%	0 0.0% 110
	10万人以上20万人未満	81 85.3%	10 10.5%	4 4.2%	0 0.0%	0 0.0% 95
	20万人以上50万人未満	60 93.8%	5 7.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0% 64
	50万人以上	26 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0% 26
	合計	378 54.9%	97 14.1%	217 31.5%	3 0.4%	5 0.7% 688
	設置なし	162 44.4%	26 7.1%	134 36.7%	5 1.4%	41 11.2% 363
設置なし	1万人未満	231 52.1%	69 15.6%	140 31.6%	2 0.5%	9 2.0% 443
	1万人以上5万人未満	100 69.9%	17 11.9%	27 18.9%	0 0.0%	0 0.0% 143
	5万人以上10万人未満	51 83.6%	7 11.5%	4 6.6%	0 0.0%	0 0.0% 61
	10万人以上20万人未満	28 87.5%	1 3.1%	2 6.3%	0 0.0%	1 3.1% 32
	20万人以上50万人未満	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0% 9
	合計	581 55.2%	120 11.4%	307 29.2%	7 0.7%	51 4.8% 1053
	合計	959 55.1%	217 12.5%	524 30.1%	10 0.6%	56 3.2% 1741

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

市町村や障害保健福祉圏域等における重層的な相談支援体制の実態を把握することを目的として、障害者相談支援事業（実施主体である市町村）及び基幹相談支援センターを対象にアンケート調査を実施した。

(2) 調査の対象

- 調査票 A：全市区町村（悉皆）
- 調査票 B：全基幹相談支援センター（悉皆）

(3) 調査方法

厚生労働省より都道府県経由で調査票を電子メールで送付し、電子メールにより回答を回収した。

(4) 調査実施時期

令和 2 (2020) 年 10 月 2 日～令和 2 (2020) 年 10 月 30 日

(5) 回収状況

本調査の回収状況は、以下のとおりである。

対象	配布	回収	回収率※ ¹
市区町村	1,741	890	51.1%
基幹相談支援センター	846※ ²	336	39.7%

※ 1：小数点第二位を四捨五入

※ 2：平成 31 (2019) 年 4 月時点

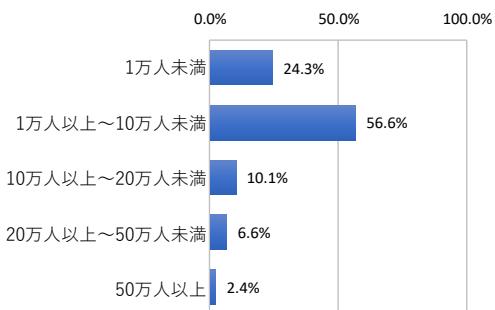
2. 集計結果の概要【市町村対象アンケート調査】

(1) 人口規模

回収した 890 市区町村の人口規模は、「1 万人以上～10 万人未満」が 56.6% と最も高く、次いで「1 万人未満」が 24.3%、「10 万人以上～20 万人未満」が 10.1% であった。

図表 V-1 人口規模

	件数	割合
1万人未満	216	24.3%
1万人以上～10万人未満	504	56.6%
10万人以上～20万人未満	90	10.1%
20万人以上～50万人未満	59	6.6%
50万人以上	21	2.4%
合計	890	100.0%



※参考

総務省「地方財政白書」によると、2018 年度末時点の人口規模別市区町村の構成比は、次のとおりである。

	構成比
・人口1万人未満の町村	29.6%
・人口1万人以上の町村	24.3%
・小都市（人口10万人未満の市）	31.0%
・中都市（人口10万人以上の市）	9.0%
・施行時特例市	1.8%
・中核市	3.1%
・政令指定都市	1.2%

出典：総務省 R2 年版地方財政白書

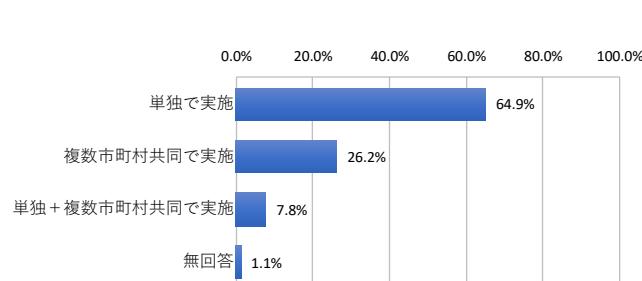
(2) 障害者相談支援事業の実施状況

①実施方法

「一般的な相談支援としての障害者相談支援事業（地域生活支援事業の必須事業）」の実施方法は、「単独で実施」が 64.9% と最も高く、次いで「複数市町村共同で実施」が 26.2%、「単独+複数市町村共同で実施」が 7.8% であった。

図表 V-2 実施方法

	件数	割合
単独で実施	578	64.9%
複数市町村共同で実施	233	26.2%
単独+複数市町村共同で実施	69	7.8%
無回答	10	1.1%
合計	890	100.0%

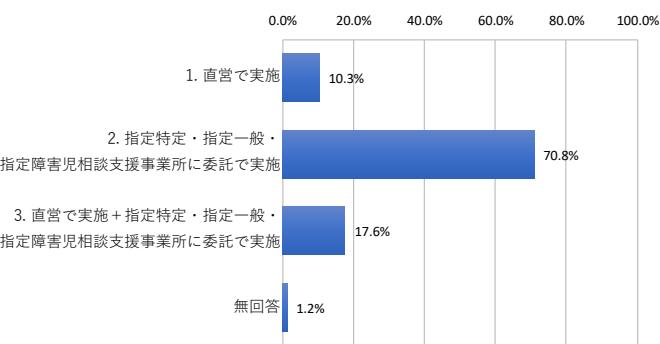


②運営形態

運営形態は、「指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施」が70.8%と最も高く、次いで「直営で実施+指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施」が17.6%、「直営で実施」が10.3%であった。

図表V-3 運営形態

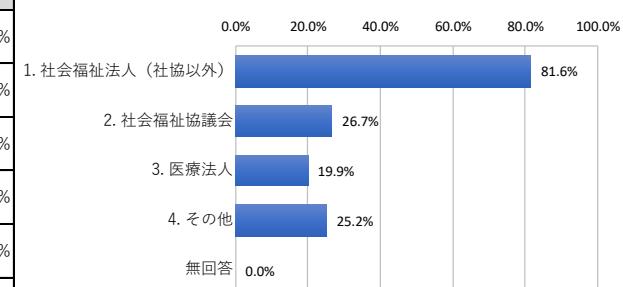
	件数	割合
1. 直営で実施	92	10.3%
2. 指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施	630	70.8%
3. 直営で実施+指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施	157	17.6%
無回答	11	1.2%
合計	890	100.0%



②運営形態で「指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施」または「直営で実施+指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施」に回答した自治体の委託先は、「社会福祉法人（社協以外）」が81.6%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が26.7%、「その他」が25.2%であった。

図表V-4 委託先

	件数	割合
1. 社会福祉法人（社協以外）	642	81.6%
2. 社会福祉協議会	210	26.7%
3. 医療法人	157	19.9%
4. その他	198	25.2%
無回答	0	0.0%
全体	787	



※複数回答

(3) 地域における相談支援体制の整備状況について

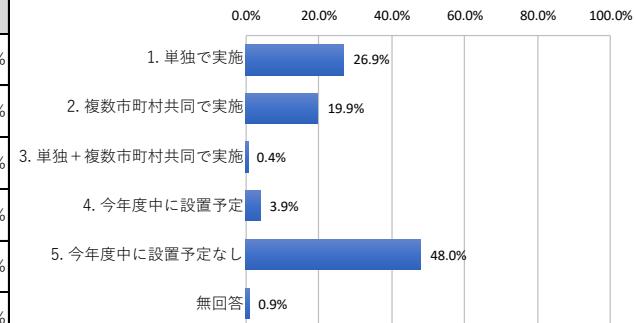
①基幹相談支援センターの設置状況

a) 実施方法

基幹相談支援センターの設置状況については、「今年度中に設置予定なし」が 48.0%と最も高く、次いで「単独で実施」が 26.9%、「複数市町村共同で実施」が 19.9%であった。

図表 V-5 実施方法

	件数	割合
1. 単独で実施	239	26.9%
2. 複数市町村共同で実施	177	19.9%
3. 単独 + 複数市町村共同で実施	4	0.4%
4. 今年度中に設置予定	35	3.9%
5. 今年度中に設置予定なし	427	48.0%
無回答	8	0.9%
合計	890	100.0%

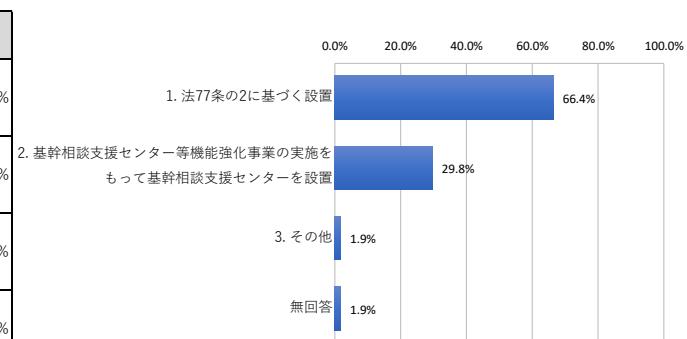


b) 基幹相談支援センターの位置づけ

a) 実施方法で「単独で実施」、「複数市町村共同で実施」または「単独+複数市町村共同で実施」に回答した自治体の基幹相談支援センターの位置づけについては、「法 77 条の 2 に基づく設置」が 66.4%と最も高く、次いで「基幹相談支援センター等機能強化事業の実施をもって基幹相談支援センターを設置」が 29.8%であった。

図表 V-6 基幹相談支援センターの位置づけ

	件数	割合
1. 法77条の2に基づく設置	279	66.4%
2. 基幹相談支援センター等機能強化事業の実施をもって基幹相談支援センターを設置	125	29.8%
3. その他	8	1.9%
無回答	8	1.9%
合計	420	100.0%

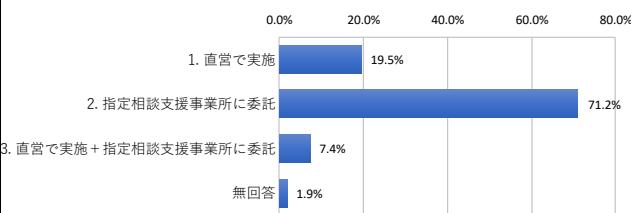


c) 運営形態

a) 実施方法で「単独で実施」、「複数市町村共同で実施」、「単独＋複数市町村共同で実施」のいずれかに回答した自治体の運営形態については、「指定相談支援事業所に委託」が 71.2%と最も高く、次いで「直営で実施」が 19.5%、「直営で実施＋指定相談支援事業所に委託」が 7.4%であった。

図表 V-7 運営形態

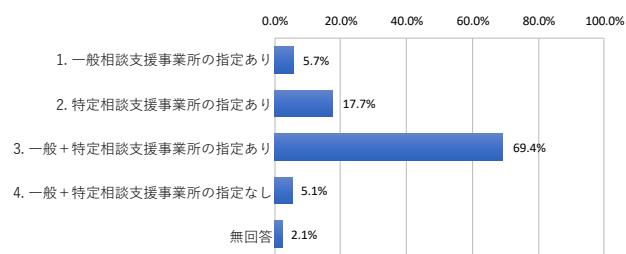
	件数	割合
1. 直営で実施	82	19.5%
2. 指定相談支援事業所に委託	299	71.2%
3. 直営で実施 + 指定相談支援事業所に委託	31	7.4%
無回答	8	1.9%
合計	420	100.0%



また、「指定相談支援事業所に委託」または「直営で実施＋指定相談支援事業所に委託」に回答した自治体の委託先の相談支援に係る指定状況については、「一般＋特定相談支援事業所の指定あり」が 69.4%と最も高く、次いで「特定相談支援事業所の指定あり」が 17.7%、「一般相談支援事業所の指定あり」が 5.7%であった。

図表 V-8 委託先の相談支援に係る指定状況

	件数	割合
1. 一般相談支援事業所の指定あり	19	5.7%
2. 特定相談支援事業所の指定あり	59	17.7%
3. 一般 + 特定相談支援事業所の指定あり	231	69.4%
4. 一般 + 特定相談支援事業所の指定なし	17	5.1%
無回答	7	2.1%
合計	333	100.0%

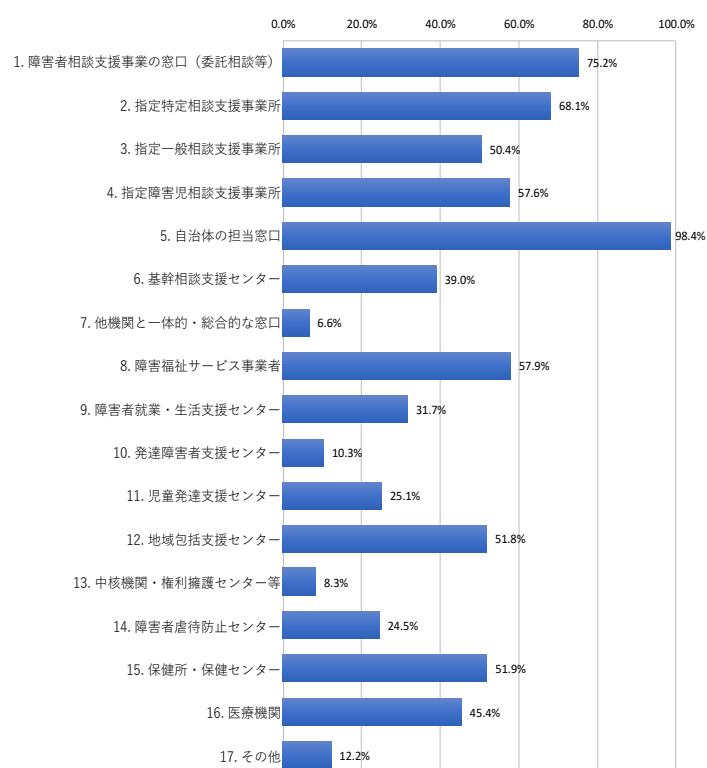


②地域の障害者やその家族等からのさまざまな相談に対応する窓口（複数回答）

困りごと等の生活相談や支援サービスの利用等に関する相談時に、自治体内で地域の障害者やその家族等が最初にアクセスする相談窓口については、「自治体の担当窓口」が 98.4%と最も高く、次いで「障害者相談支援事業の窓口（委託相談等）」が 75.2%、「指定特定相談支援事業所」が 68.1%であった。

図表V-9 相談に対応する窓口

	件数	割合
1. 障害者相談支援事業の窓口（委託相談等）	669	75.2%
2. 指定特定相談支援事業所	606	68.1%
3. 指定一般相談支援事業所	449	50.4%
4. 指定障害児相談支援事業所	513	57.6%
5. 自治体の担当窓口	876	98.4%
6. 基幹相談支援センター	347	39.0%
7. 他機関と一体的・総合的な窓口	59	6.6%
8. 障害福祉サービス事業者	515	57.9%
9. 障害者就業・生活支援センター	282	31.7%
10. 発達障害者支援センター	92	10.3%
11. 児童発達支援センター	223	25.1%
12. 地域包括支援センター	461	51.8%
13. 中核機関・権利擁護センター等	74	8.3%
14. 障害者虐待防止センター	218	24.5%
15. 保健所・保健センター	462	51.9%
16. 医療機関	404	45.4%
17. その他	109	12.2%
全体	890	



③相談支援体制整備について

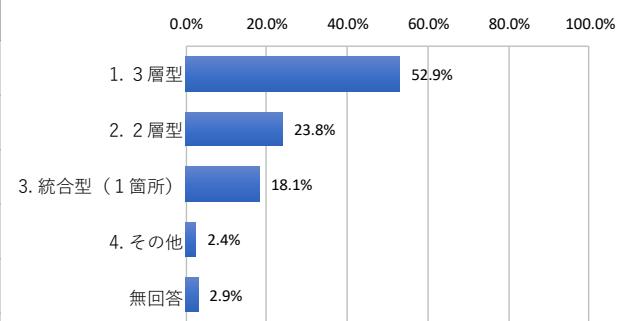
a) 相談支援体制の構造

障害者相談支援事業や基幹相談支援センター等の体制整備・設置状況について、「基幹相談支援センターを設置している自治体」と「基幹相談支援センターを設置していない自治体」に分けて、自治体における相談支援体制の構造として最も近いものを聞いた。

「基幹相談支援センターを設置している自治体」の相談支援体制の構造として最も近いものについては、「3層型」が52.9%と最も高く、次いで「2層型」が23.8%、「統合型（1箇所）」が18.1%であった。

図表V-10 相談支援体制の構造（基幹相談支援センター設置自治体）

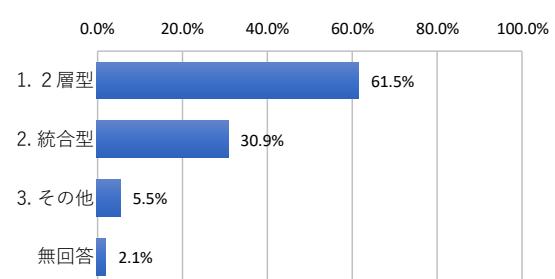
	件数	割合
1. 3層型	222	52.9%
2. 2層型	100	23.8%
3. 統合型（1箇所）	76	18.1%
4. その他	10	2.4%
無回答	12	2.9%
合計	420	100.0%



また、「基幹相談支援センターを設置していない自治体」の相談支援体制の構造として最も近いものについては、「2層型」が61.5%と最も高く、次いで「統合型」が30.9%、「その他」が5.5%であった。

図表V-11 相談支援体制の構造（基幹相談支援センター未設置自治体）

	件数	割合
1. 2層型	289	61.5%
2. 統合型	145	30.9%
3. その他	26	5.5%
無回答	10	2.1%
合計	470	100.0%

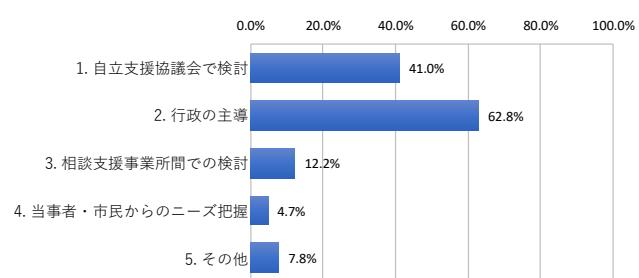


b) 現状の相談支援体制に至った検討の経緯（複数回答）

現状の相談支援体制に至った検討の経緯については、「行政の主導」が 62.8%と最も高く、次いで「自立支援協議会で検討」が 41.0%、「相談支援事業所間での検討」が 12.2%であった。

図表 V-12 相談支援体制の検討経緯

	件数	割合
1. 自立支援協議会で検討	365	41.0%
2. 行政の主導	559	62.8%
3. 相談支援事業所間での検討	109	12.2%
4. 当事者・市民からのニーズ把握	42	4.7%
5. その他	69	7.8%
全体	890	

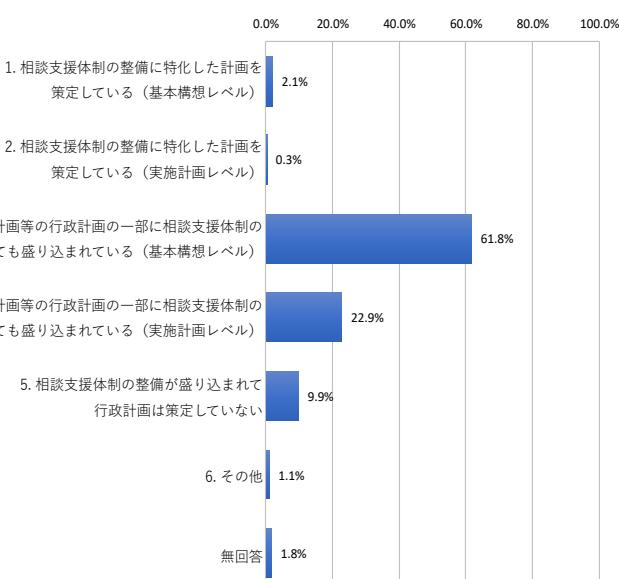


c) 障害分野における相談支援体制の整備方針が盛り込まれた行政計画の策定について

自治体で障害分野における相談支援体制の整備方針が盛り込まれた行政計画の策定については、「障害福祉計画等の行政計画の一部に相談支援体制の整備についても盛り込まれている（基本構想レベル）」が 61.8%と最も高く、「障害福祉計画等の行政計画の一部に相談支援体制の整備についても盛り込まれている（実施計画レベル）」が 22.9%、「相談支援体制の整備が盛り込まれた行政計画は策定していない」が 9.9%であった。

図表 V-13 行政計画の策定について

	件数	割合
1. 相談支援体制の整備に特化した計画を策定している（基本構想レベル）	19	2.1%
2. 相談支援体制の整備に特化した計画を策定している（実施計画レベル）	3	0.3%
3. 障害福祉計画等の行政計画の一部に相談支援体制の整備についても盛り込まれている（基本構想レベル）	550	61.8%
4. 障害福祉計画等の行政計画の一部に相談支援体制の整備についても盛り込まれている（実施計画レベル）	204	22.9%
5. 相談支援体制の整備が盛り込まれた行政計画は策定していない	88	9.9%
6. その他	10	1.1%
無回答	16	1.8%
合計	890	100.0%



(4) 地域における相談支援の役割分担

①相談支援の役割分担に関する現状の体制（複数回答）

相談支援、及び地域支援・地域づくりに関する多くの事項について、地域における役割分担の状況をみると、市町村、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所等の各主体が相互に補完・重複的に役割を担っている。

図表V-14 地域における相談支援の役割分担状況（複数回答）

（市 ※町 ・村）	各項目について対応している機関にすべて○							
	業 談 障 害 支 援 者 事 相	支 援 幹 セ 相 シ 談	事 業 所 相 談 支 援 定	自 立 協 議 会 支 援	そ の 他	対 応 し な い	全 体	
●個別相談支援に関すること								
【一般的な相談支援】								
困りごと等の生活相談	679 76.3%	666 74.8%	313 35.2%	479 53.8%	28 3.1%	113 12.7%	0 0.0%	890
計画相談支援の対象とならない事例やサービスを利用しない事例等への対応	621 69.8%	639 71.8%	307 34.5%	221 24.9%	29 3.3%	78 8.8%	7 0.8%	890
アウトーチ(予防的・積極的アプローチ)	380 42.7%	407 45.7%	227 25.5%	178 20.0%	24 2.7%	84 9.4%	155 17.4%	890
【総合的・専門的な相談支援】								
3障害等への総合的な対応	573 64.4%	618 69.4%	352 39.6%	421 47.3%	55 6.2%	39 4.4%	11 1.2%	890
専門性が高いケースへの対応(対応困難事例)	511 57.4%	586 65.8%	390 43.8%	386 43.4%	112 12.6%	60 6.7%	7 0.8%	890
【福祉サービスの利用援助】								
アセスメント(生活ニーズの把握)	421 47.3%	576 64.7%	284 31.9%	632 71.0%	25 2.8%	56 6.3%	8 0.9%	890
福祉サービスの情報提供	655 73.6%	637 71.6%	314 35.3%	622 69.9%	47 5.3%	55 6.2%	2 0.2%	890
面接・同行等による利用支援(申請援助)	355 39.9%	605 68.0%	286 32.1%	608 68.3%	6 0.7%	60 6.7%	13 1.5%	890
【社会資源を活用するための支援】								
各種制度や施設、住宅、生活情報の紹介や助言	610 68.5%	634 71.2%	297 33.4%	526 59.1%	25 2.8%	85 9.6%	12 1.3%	890
面接・同行等による利用支援	340 38.2%	620 69.7%	293 32.9%	545 61.2%	8 0.9%	65 7.3%	29 3.3%	890
【社会生活力を高めるための支援】								
身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるための助言・指導	250 28.1%	519 58.3%	215 24.2%	448 50.3%	9 1.0%	142 16.0%	105 11.8%	890
身だしなみ、健康管理等の社会生活力を高めるためのプログラムの実施	132 14.8%	276 31.0%	114 12.9%	232 26.1%	11 1.2%	143 16.1%	312 35.1%	890
【ピアカウンセリング】								
ピアカウンセラーによる相談や情報提供	97 10.9%	272 30.6%	119 13.4%	101 11.3%	23 2.6%	85 9.6%	382 42.9%	890
ピアソポーターとの連携	115 12.9%	256 28.8%	130 14.6%	97 10.9%	32 3.6%	82 9.2%	379 42.6%	890
【権利擁護のための必要な援助】								
虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整	748 84.0%	429 48.2%	304 34.2%	316 35.5%	71 8.0%	114 12.8%	8 0.9%	890
虐待事例への対応(通報受付・緊急時対応)	772 86.7%	364 40.9%	291 32.7%	222 24.9%	29 3.3%	96 10.8%	1 0.1%	890
日常的な判断能力が不十分な方への相談対応、自立生活の支援	579 65.1%	581 65.3%	302 33.9%	398 44.7%	13 1.5%	179 20.1%	4 0.4%	890
日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する相談対応	682 76.6%	482 54.2%	286 32.1%	298 33.5%	17 1.9%	277 31.1%	5 0.6%	890
金銭管理に関する相談対応、助言	479 53.8%	514 57.8%	259 29.1%	363 40.8%	14 1.6%	389 43.7%	11 1.2%	890
専門職団体・専門機関等との連携	604 67.9%	475 53.4%	319 35.8%	322 36.2%	100 11.2%	146 16.4%	30 3.4%	890

例えば、一般的な相談支援の「困りごと等の生活相談」では、市町村が76.3%、障害者相談支援事業が74.8%、指定特定相談支援事業所が53.8%、基幹相談支援センター35.2%となっている。

「専門性が高いケースへの対応（対応困難事例）」については、障害者相談支援事業が65.8%、市町村が57.4%、基幹相談支援センターが43.8%、指定特定相談支援事業所が43.4%、自立支援協議会が12.6%となっている。

また、「自立支援協議会の運営」については、72.8%の市町村が運営に関わるとともに、自立支援協議会が36.9%、障害者相談支援事業が31.8%、基幹相談支援センターが30.8%となっている。

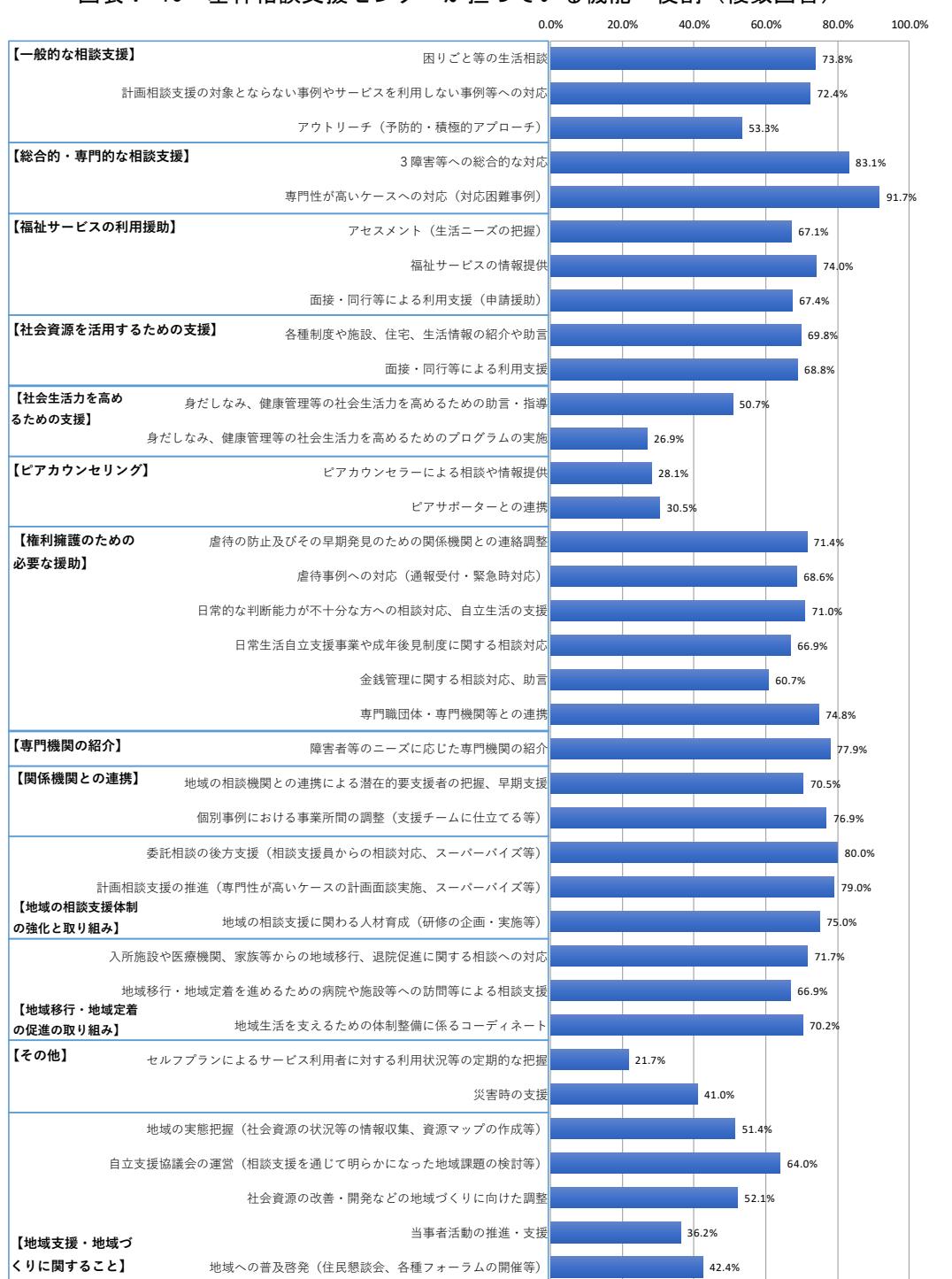
図表V-14 地域における相談支援の役割分担状況（複数回答）（続き）

	各項目について対応している機関にすべて○							
	市 ※町 ～村	業 談 障 害 支 援 者 事 相	支 基 タ ク レ セ 相 ン 談	相 指 事 業 談 定 支 特 所 援 定	自 立 協 議 支 援 會	そ の 他	い 対 応 な い し て	全 体
●個別相談支援に関すること（続き）								
【専門機関の紹介】								
障害者等のニーズに応じた専門機関の紹介	594 66.7%	626 70.3%	334 37.5%	459 51.6%	18 2.0%	89 10.0%	13 1.5%	890
【関係機関との連携】								
地域の相談機関との連携による潜在的要支援者の把握、早期支援	523 58.8%	418 47.0%	300 33.7%	258 29.0%	80 9.0%	115 12.9%	90 10.1%	890
個別事例における事業所間の調整（支援チームに仕立てる等）	495 55.6%	465 52.2%	327 36.7%	398 44.7%	58 6.5%	85 9.6%	66 7.4%	890
【地域の相談支援体制の強化と取り組み】								
委託相談の後方支援（相談支援員からの相談対応、スーパーバイズ等）	382 42.9%	212 23.8%	340 38.2%	93 10.4%	80 9.0%	45 5.1%	137 15.4%	890
計画相談支援の推進（専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等）	279 31.3%	271 30.4%	336 37.8%	178 20.0%	71 8.0%	41 4.6%	157 17.6%	890
地域の相談支援に関わる人材育成（研修の企画・実施等）	247 27.8%	193 21.7%	319 35.8%	75 8.4%	193 21.7%	60 6.7%	233 26.2%	890
【地域移行・地域定着の促進の取り組み】								
入所施設や医療機関、家族等からの地域移行、退院促進に関する相談への対応	473 53.1%	517 58.1%	305 34.3%	396 44.5%	52 5.8%	101 11.3%	33 3.7%	890
地域移行・地域定着を進めるための病院や施設等への訪問等による相談支援	339 38.1%	458 51.5%	285 32.0%	377 42.4%	53 6.0%	77 8.7%	102 11.5%	890
地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	329 37.0%	351 39.4%	298 33.5%	267 30.0%	109 12.2%	83 9.3%	147 16.5%	890
【その他】								
セルフプランによるサービス利用者に対する利用状況等の定期的な把握	426 47.9%	150 16.9%	92 10.3%	57 6.4%	7 0.8%	28 3.1%	297 33.4%	890
災害時の支援	746 83.8%	287 32.2%	175 19.7%	271 30.4%	69 7.8%	132 14.8%	45 5.1%	890
●地域支援・地域づくりに関すること								
地域の実態把握（社会資源の状況等の情報収集、資源マップの作成等）	556 62.5%	234 26.3%	220 24.7%	118 13.3%	347 39.0%	60 6.7%	72 8.1%	890
自立支援協議会の運営（相談支援を通じて明らかになった地域課題の検討等）	648 72.8%	283 31.8%	274 30.8%	99 11.1%	328 36.9%	36 4.0%	14 1.6%	890
社会資源の改善・開発などの地域づくりに向けた調整	534 60.0%	182 20.4%	222 24.9%	74 8.3%	307 34.5%	43 4.8%	136 15.3%	890
当事者活動の推進・支援	524 58.9%	208 23.4%	156 17.5%	85 9.6%	167 18.8%	100 11.2%	137 15.4%	890
地域への普及啓発（住民懇談会、各種フォーラムの開催等）	500 56.2%	181 20.3%	183 20.6%	58 6.5%	241 27.1%	78 8.8%	182 20.4%	890

②基幹相談支援センターが担っている機能・役割

特に、基幹相談支援センターを設置している 420 市町村について、基幹相談支援センターが担っている機能・役割に着目すると、「専門性が高いケースへの対応（対応困難事例）」が 91.7% と最も高く、次いで「3 障害等への総合的な対応」が 83.1%、「委託相談の後方支援（相談支援員からの相談対応、スーパーバイズ等）」が 80.0% であった。

図表 V-15 基幹相談支援センターが担っている機能・役割（複数回答）



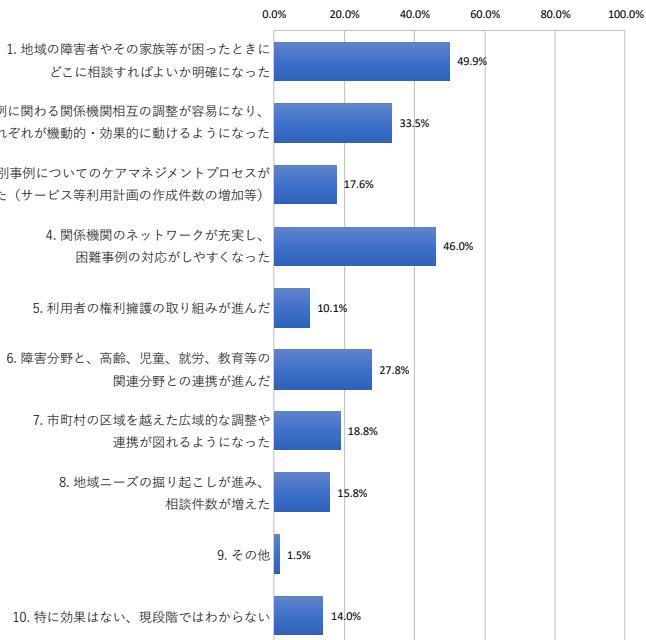
(5) 相談支援体制整備の現状と課題

① 現状の相談支援体制整備の実施による成果（複数回答）

現状の相談支援体制整備の実施による成果については、「地域の障害者やその家族等が困ったときにどこに相談すればよいか明確になった」が49.9%と最も高く、次いで「関係機関のネットワークが充実し、困難事例の対応がしやすくなった」が46.0%、「個別事例に関わる関係機関相互の調整が容易になり、それぞれが機動的・効果的に動けるようになった」が33.5%であった。

図表V-16 相談支援体制整備の成果

	件数	割合
1. 地域の障害者やその家族等が困ったときにどこに相談すればよいか明確になった	444	49.9%
2. 個別事例に関わる関係機関相互の調整が容易になり、それぞれが機動的・効果的に動けるようになった	298	33.5%
3. 個別事例についてのケアマネジメントプロセスが充実した（サービス等利用計画の作成件数の増加等）	157	17.6%
4. 関係機関のネットワークが充実し、困難事例の対応がしやすくなった	409	46.0%
5. 利用者の権利擁護の取り組みが進んだ	90	10.1%
6. 障害分野と、高齢、児童、就労、教育等の関連分野との連携が進んだ	247	27.8%
7. 市町村の区域を越えた広域的な調整や連携が図れるようになった	167	18.8%
8. 地域ニーズの掘り起しが進み、相談件数が増えた	141	15.8%
9. その他	13	1.5%
10. 特に効果はない、現段階ではわからない	125	14.0%
全体	890	

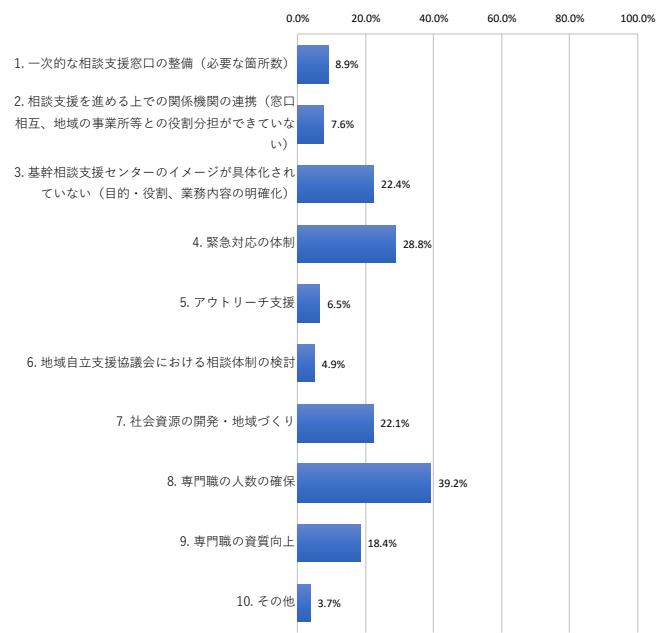


②現状の相談支援体制整備において、課題となっていること（複数回答）

現状の相談支援体制整備における今後地域内で特に検討・対応していきたい課題については、「専門職の人数の確保」が39.2%と最も高く、次いで「緊急対応の体制」が28.8%、「基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない(目的・役割、業務内容の明確化)」が22.4%であった。

図表V-17 相談支援体制整備の課題

	件数	割合
1. 一次的な相談支援窓口の整備（必要な箇所数）	79	8.9%
2. 相談支援を進める上での関係機関の連携（窓口相互、地域の事業所等との役割分担ができていない）	68	7.6%
3. 基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない（目的・役割、業務内容の明確化）	199	22.4%
4. 緊急対応の体制	256	28.8%
5. アウトリーチ支援	58	6.5%
6. 地域自立支援協議会における相談体制の検討	44	4.9%
7. 社会資源の開発・地域づくり	197	22.1%
8. 専門職の人数の確保	349	39.2%
9. 専門職の資質向上	164	18.4%
10. その他	33	3.7%
全体	890	



3. 集計結果の概要【基幹相談支援センター対象アンケート調査】

(1) 基幹相談支援センターの基本情報

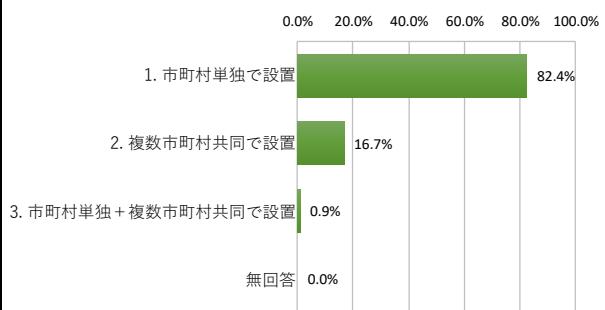
①基幹相談支援センターの基礎的項目について

a) 設置方法

基幹相談支援センターの設置方法は、「市町村単独で設置」が 82.4%と最も高く、次いで「複数市町村共同で設置」が 16.7%、「市町村単独+複数市町村共同で設置」が 0.9%であった。

図表 V-18 設置方法

	件数	割合
1. 市町村単独で設置	277	82.4%
2. 複数市町村共同で設置	56	16.7%
3. 市町村単独 + 複数市町村共同で設置	3	0.9%
無回答	0	0.0%
合計	336	100.0%

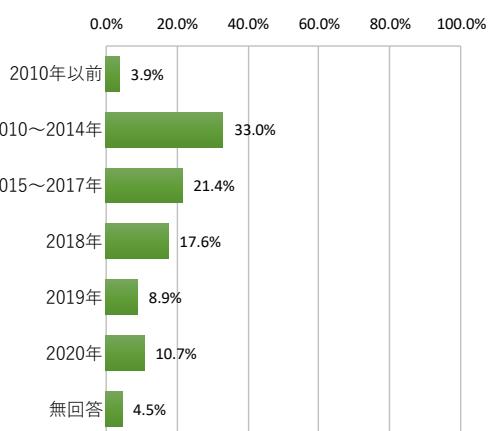


b) 設置時期

基幹相談支援センターの設置時期は、「2010～2014 年」が 33.0%と最も高く、次いで「2015～2017 年」が 21.4%、「2018 年」が 17.6%であった。

図表 V-19 設置時期

西暦（年）	件数	割合
2010年以前	13	3.9%
2010～2014年	111	33.0%
2015～2017年	72	21.4%
2018年	59	17.6%
2019年	30	8.9%
2020年	36	10.7%
無回答	15	4.5%
合計	336	100.0%

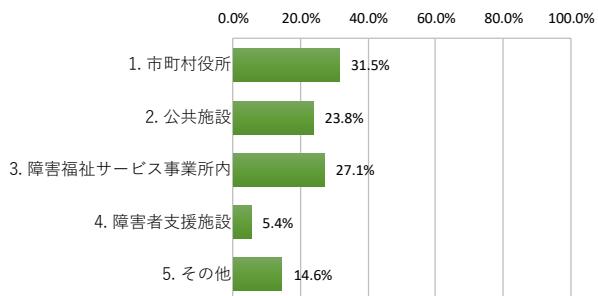


c) 窓口の設置場所（複数回答）

基幹相談支援センターの設置場所は、「市町村役所」が 31.5%と最も高く、次いで「障害福祉サービス事業所内」が 27.1%、「公共施設」が 23.8%であった。

図表 V-20 窓口の設置場所

	件数	割合
1. 市町村役所	106	31.5%
2. 公共施設	80	23.8%
3. 障害福祉サービス事業所内	91	27.1%
4. 障害者支援施設	18	5.4%
5. その他	49	14.6%
全体	336	

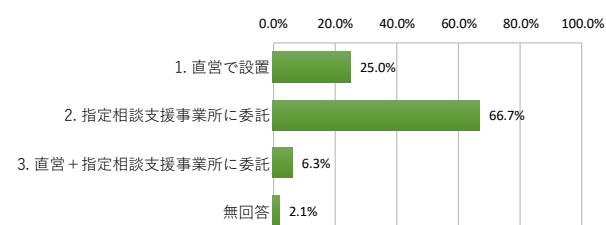


d) 設置方法（運営）

基幹相談支援センターの設置方法（運営）は、「指定相談支援事業所に委託」が 66.7%と最も高く、次いで「直営で設置」が 25.0%、「直営+指定相談支援事業所に委託」が 6.3%であった。

図表 V-21 設置方法（運営）

	件数	割合
1. 直営で設置	84	25.0%
2. 指定相談支援事業所に委託	224	66.7%
3. 直営 + 指定相談支援事業所に委託	21	6.3%
無回答	7	2.1%
合計	336	100.0%

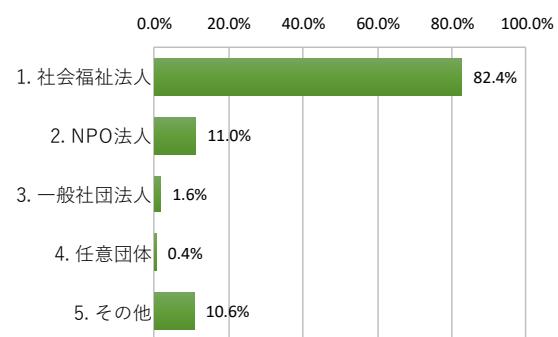


e) 受託法人の種別（複数回答）

d) 設置方法（運営）で「指定相談支援事業所に委託」または「直営＋指定相談支援事業所に委託」に回答した機関・事業所の受託法人の種別は、「社会福祉法人」が82.4%と最も高く、次いで「NPO法人」が11.0%、「その他」が10.6%であった。

図表V-22 受託法人

	件数	割合
1. 社会福祉法人	202	82.4%
2. NPO法人	27	11.0%
3. 一般社団法人	4	1.6%
4. 任意団体	1	0.4%
5. その他	26	10.6%
全体	245	

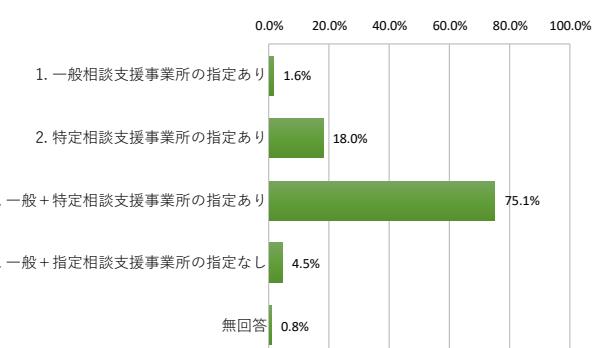


f) 委託先の相談支援に係る指定状況

d) 設置方法（運営）で「指定相談支援事業所に委託」または「直営＋指定相談支援事業所に委託」に回答した機関・事業所に委託先の相談支援に係る指定状況については、「一般＋特定相談支援事業所の指定あり」が75.1%と最も高く、次いで「特定相談支援事業所の指定あり」が18.0%、「一般＋指定相談支援事業所の指定なし」が4.5%であった。

図表V-23 委託先の指定状況

	件数	割合
1. 一般相談支援事業所の指定あり	4	1.6%
2. 特定相談支援事業所の指定あり	44	18.0%
3. 一般 + 特定相談支援事業所の指定あり	184	75.1%
4. 一般 + 指定相談支援事業所の指定なし	11	4.5%
無回答	2	0.8%
合計	245	100.0%

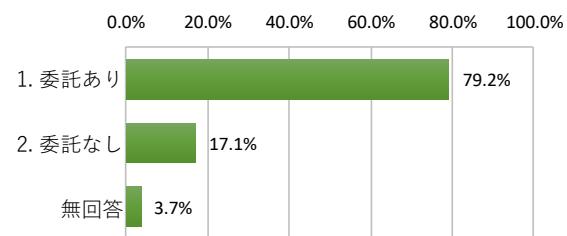


g) 委託先の障害者相談支援事業の委託状況

d) 設置方法（運営）で「指定相談支援事業所に委託」または「直営＋指定相談支援事業所に委託」に回答した機関・事業所における障害者相談支援事業の委託先状況については、「委託あり」が 79.2%、「委託なし」が 17.1%であった。

図表 V-24 障害者相談支援事業の委託状況

	件数	割合
1. 委託あり	194	79.2%
2. 委託なし	42	17.1%
無回答	9	3.7%
合計	245	100.0%

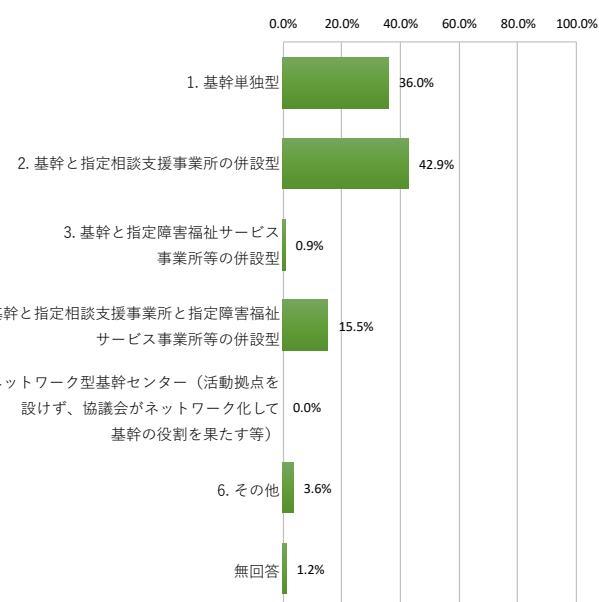


h) 設置形態

基幹相談支援センターの設置形態は、「基幹と指定相談支援事業所の併設型」が 42.9% と最も高く、次いで「基幹単独型」が 36.0%、「基幹と指定相談支援事業所と指定障害福祉サービス事業所等の併設型」が 15.5% であった。

図表 V-25 設置形態

	件数	割合
1. 基幹単独型	121	36.0%
2. 基幹と指定相談支援事業所の併設型	144	42.9%
3. 基幹と指定障害福祉サービス事業所等の併設型	3	0.9%
4. 基幹と指定相談支援事業所と指定障害福祉サービス事業所等の併設型	52	15.5%
5. ネットワーク型基幹センター（活動拠点を設けず、協議会がネットワーク化して基幹の役割を果たす等）	0	0.0%
6. その他	12	3.6%
無回答	4	1.2%
合計	336	100.0%

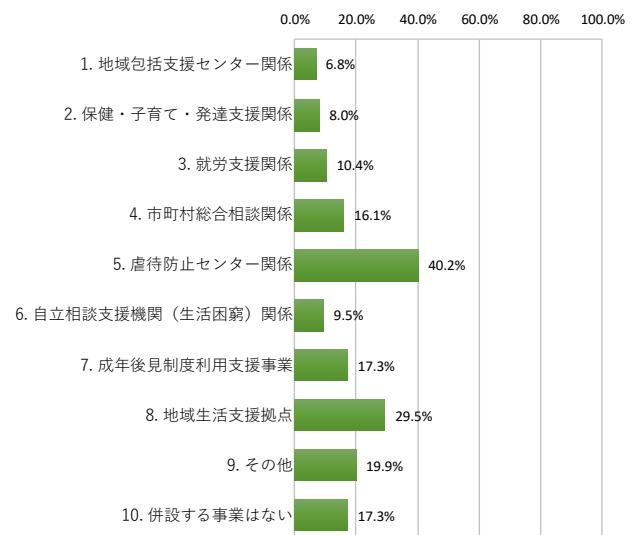


i) 併設する事業（複数回答）

基幹相談支援センターの併設する事業については、「虐待防止センター関係」が 40.2%と最も高く、次いで「地域生活支援拠点」が 29.5%、「その他」が 19.9%であった。

図表 V-26 併設する事業

	件数	割合
1. 地域包括支援センター関係	23	6.8%
2. 保健・子育て・発達支援関係	27	8.0%
3. 就労支援関係	35	10.4%
4. 市町村総合相談関係	54	16.1%
5. 虐待防止センター関係	135	40.2%
6. 自立相談支援機関（生活困窮）関係	32	9.5%
7. 成年後見制度利用支援事業	58	17.3%
8. 地域生活支援拠点	99	29.5%
9. その他	67	19.9%
10. 併設する事業はない	58	17.3%
全体	336	

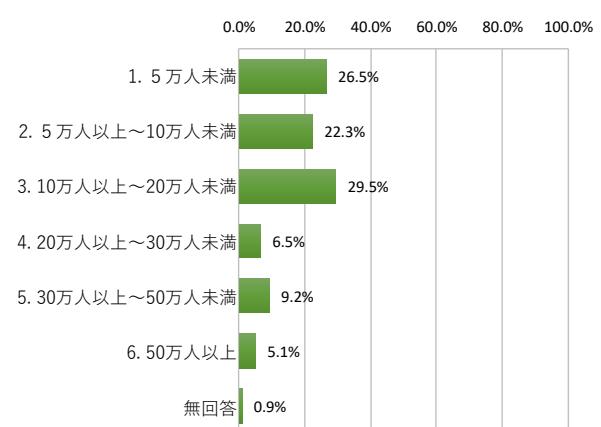


②基幹相談支援センターがカバーするエリアの人口について

基幹相談支援センターがカバーするエリアの人口は、「10万人以上～20万人未満」が 29.5%と最も高く、次いで「5万人未満」が 26.5%、「5万人以上～10万人未満」が 22.3%であった。

図表 V-27 カバーするエリアの人口

	件数	割合
1. 5万人未満	89	26.5%
2. 5万人以上～10万人未満	75	22.3%
3. 10万人以上～20万人未満	99	29.5%
4. 20万人以上～30万人未満	22	6.5%
5. 30万人以上～50万人未満	31	9.2%
6. 50万人以上	17	5.1%
無回答	3	0.9%
合計	336	100.0%



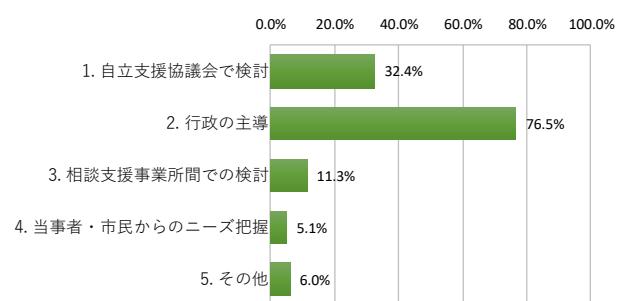
③現状の相談支援体制の概要・工夫点

a) 基幹相談支援センターの設置経緯について（複数回答）

基幹相談支援センターの設置経緯については、「行政の主導」が 76.5%と最も高く、次いで「自立支援協議会で検討」が 32.4%、「相談支援事業所間での検討」が 11.3%であった。

図表 V-28 基幹相談支援センターの設置経緯

	件数	割合
1. 自立支援協議会で検討	109	32.4%
2. 行政の主導	257	76.5%
3. 相談支援事業所間での検討	38	11.3%
4. 当事者・市民からのニーズ把握	17	5.1%
5. その他	20	6.0%
全体	336	

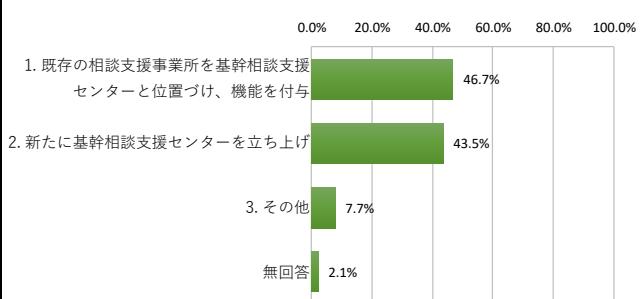


b) 基幹相談支援センターの設置プロセスとして最も近いもの

基幹相談支援センターの設置プロセスについては、「既存の相談支援事業所を基幹相談支援センターと位置づけ、機能を付与」が 46.7%と最も高く、次いで「新たに基幹相談支援センターを立ち上げ」が 43.5%、「その他」が 7.7%であった。

図表 V-29 基幹相談支援センターの設置プロセス

	件数	割合
1. 既存の相談支援事業所を基幹相談支援センターと位置づけ、機能を付与	157	46.7%
2. 新たに基幹相談支援センターを立ち上げ	146	43.5%
3. その他	26	7.7%
無回答	7	2.1%
合計	336	100.0%



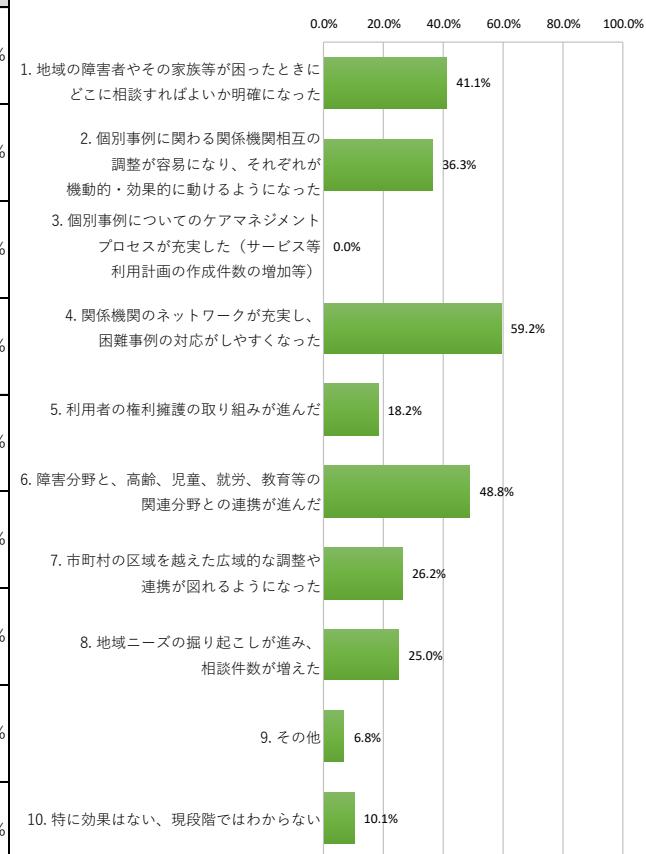
(2) 基幹相談支援センターの現状と課題

①基幹相談支援センターの設置による成果（複数回答）

基幹相談支援センターの設置による成果については、「関係機関のネットワークが充実し、困難事例の対応がしやすくなった」が 59.2%と最も高く、次いで「障害分野と、高齢、児童、就労、教育等の関連分野との連携が進んだ」が 48.8%、「地域の障害者やその家族等が困ったときにどこに相談すればよいか明確になった」が 41.1%であった。

図表V-30 基幹相談支援センター設置による成果

	件数	割合
1. 地域の障害者やその家族等が困ったときにどこに相談すればよいか明確になった	138	41.1%
2. 個別事例に関わる関係機関相互の調整が容易になり、それぞれが機動的・効果的に動けるようになった	122	36.3%
3. 個別事例についてのケアマネジメントプロセスが充実した（サービス等利用計画の作成件数の増加等）	0	0.0%
4. 関係機関のネットワークが充実し、困難事例の対応がしやすくなった	199	59.2%
5. 利用者の権利擁護の取り組みが進んだ	61	18.2%
6. 障害分野と、高齢、児童、就労、教育等の関連分野との連携が進んだ	164	48.8%
7. 市町村の区域を越えた広域的な調整や連携が図れるようになった	88	26.2%
8. 地域ニーズの掘り起こしが進み、相談件数が増えた	84	25.0%
9. その他	23	6.8%
10. 特に効果はない、現段階ではわからない	34	10.1%
全体	336	

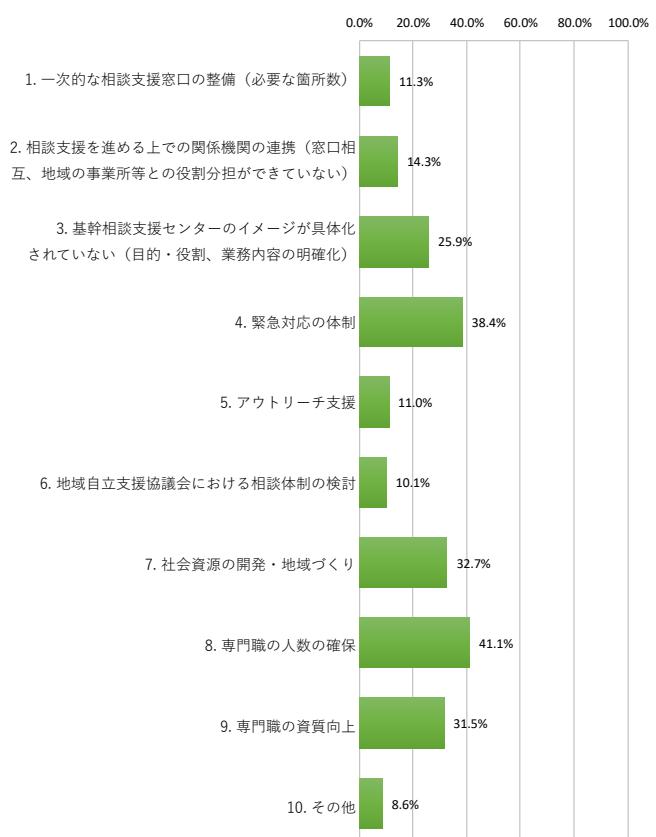


②現状の相談支援体制整備において、課題となっていること（複数回答）

現状の相談支援体制整備における今後地域内で特に検討・対応していきたい課題については、「専門職の人数の確保」が41.1%と最も高く、次いで「緊急対応の体制」が38.4%、「社会資源の開発・地域づくり」が32.7%であった。

図表V-31 相談支援体制整備における課題

	件数	割合
1. 一次的な相談支援窓口の整備（必要な箇所数）	38	11.3%
2. 相談支援を進める上での関係機関の連携（窓口相互、地域の事業所等との役割分担ができるていない）	48	14.3%
3. 基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない（目的・役割、業務内容の明確化）	87	25.9%
4. 緊急対応の体制	129	38.4%
5. アウトリーチ支援	37	11.0%
6. 地域自立支援協議会における相談体制の検討	34	10.1%
7. 社会資源の開発・地域づくり	110	32.7%
8. 専門職の人数の確保	138	41.1%
9. 専門職の資質向上	106	31.5%
10. その他	29	8.6%
全体	336	



4. 集計結果の分析

以下では、市町村アンケート調査のデータに基づき、自治体の規模や地域の相談支援に係る資源賦存量、実践の経緯等の結果として、基幹相談支援センターが担っている機能・役割に幾つかのタイプが存在することを仮説的に整理・分析する。

(1) 基幹相談支援センター設置市町村

① 4つの類型

アンケート調査の結果から、基幹相談支援センターにおいては、相談支援に関連する多様な業務が行われているが、その中で基幹相談支援センターが主に担っている機能・役割を見ると、大きく「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」の2つの機能・役割を中心に置いている姿が読み取れる。(図表V-32)

相談支援に関する業務は、地域の社会資源の賦存量や相談支援の実践者の活動に関する歴史的経緯、さらには地理的配置等の相違により、地域内において、行政、各事業者間の役割分担が異なり、また、役割の濃淡があると考えられる。

第一に、「総合的・専門的な相談支援」については、少なくとも「3障害等への総合的な対応」、「専門性が高いケースへの対応」のいずれかは、地域において、基幹相談支援センターが主たる機能・役割を担っていると思われる。

第二に、「地域の相談支援体制の強化の取組」については、豊富な経験に裏付けられた専門性の高い相談支援のノウハウを持つ、基幹相談支援センターの役割が大きい。各相談事業所の相談員からの相談対応や専門的助言、スーパービジョン等を通じた「障害者相談支援事業」「指定特定相談支援事業」の後方支援、及び各相談支援事業所・相談支援員に対する人材育成支援を一体的・体系的に実施する機能・役割を担っていると思われる。

基幹相談支援センターの業務内容（地域生活支援事業実施要綱より）

① 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

② 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・地域の相談支援事業者的人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
- ・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

③ 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

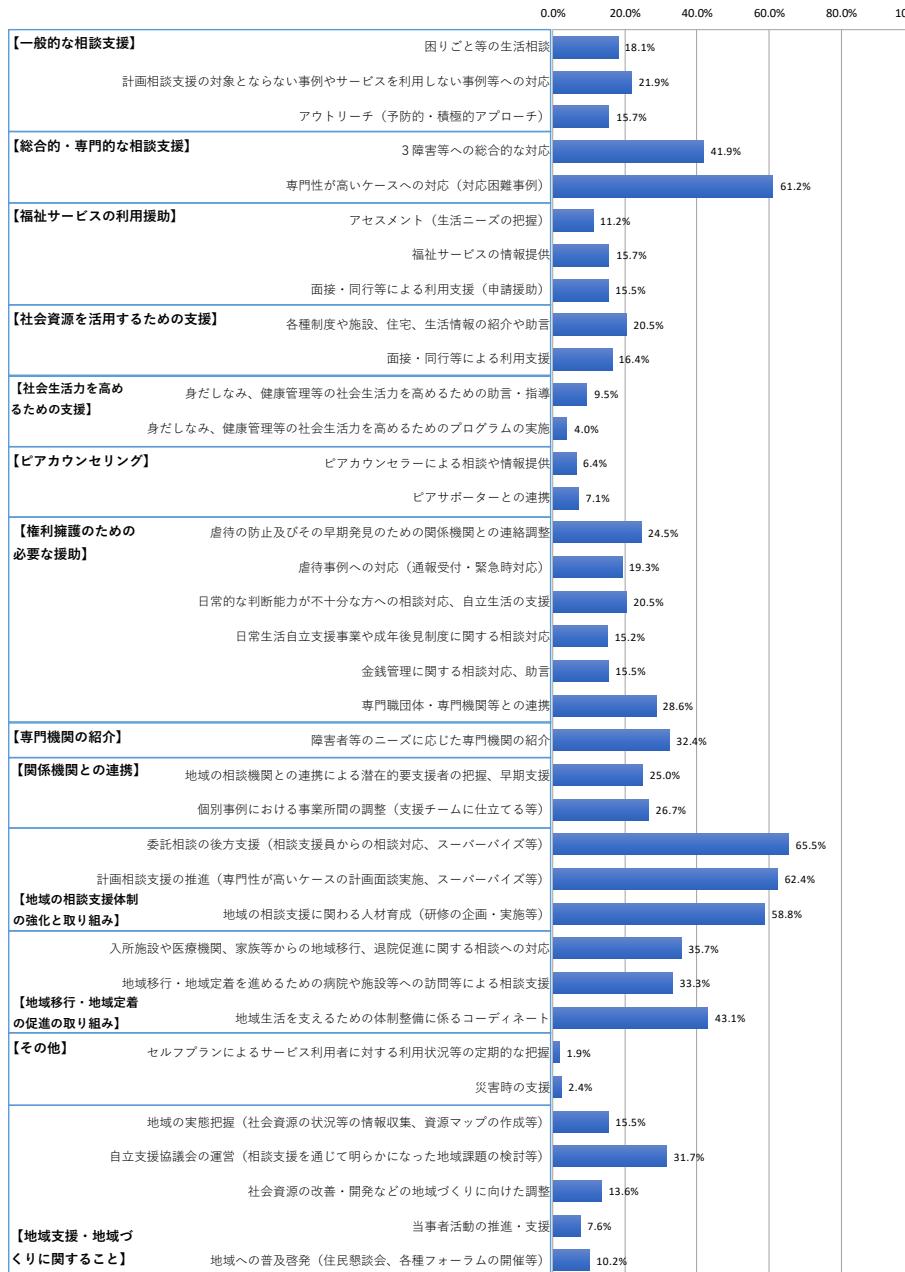
※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

④ 権利擁護・虐待の防止

- ・成年後見制度利用支援事業の実施
- ・障害者等に対する虐待を防止するための取組

図表V-32 基幹相談支援センターが主に担っている機能・役割

N=420



この2つの機能・役割を軸として、現在、設置されている基幹相談支援センターのタイプを分類すると、大きく4つの類型に整理することができる。(図表V-33~37)

本事業では、基幹相談支援センターの機能面における類型化を以下の方法で整理した。

類型化の方法

I型：【「専門性が高いケースへの対応」or「3障害等への総合的な対応】と【「委託相談の後方支援」and「計画相談支援の推進」and「地域の相談支援に関わる人材育成】を基幹相談支援センターが主に対応しているケース

II型：【「専門性が高いケースへの対応」or「3障害等への総合的な対応】を基幹相談支援センターが主に対応しており、【「委託相談の後方支援」、「計画相談支援の推進」、「地域の相談支援に関わる人材育成】の少なくとも1つは基幹相談支援センター以外が対応しているケース

III型：【「委託相談の後方支援」or「計画相談支援の推進」or「地域の相談支援に関わる人材育成】を基幹相談支援センターが主に対応したり、「専門性が高いケースへの対応」and「3障害等への総合的な対応」の2つは基幹相談支援センター以外が対応しているケース

IV型：I型～III型に該当しないケース

IV-1型：「虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整」or「虐待事例への対応」or「障害者等のニーズに応じた専門機関の紹介」or「入所施設や医療機関、家族等からの地域移行、退院促進に関する相談への対応」or「地域移行・地域定着を進めるための病院や施設等への訪問等による相談支援」or「地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート」or「自立支援協議会の運営」を基幹相談支援センターが主に対応しているケース

IV-2型：上記のいずれにも当てはまらないケース

※いずれの類型においても、基幹相談支援センターのみが対応していると回答している場合を含む。

I型は、「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」の機能を主に担っているタイプである。

II型は、「地域の相談支援体制の強化」を進めつつ、「総合的・専門的な相談支援」の機能を主に担っているタイプである。

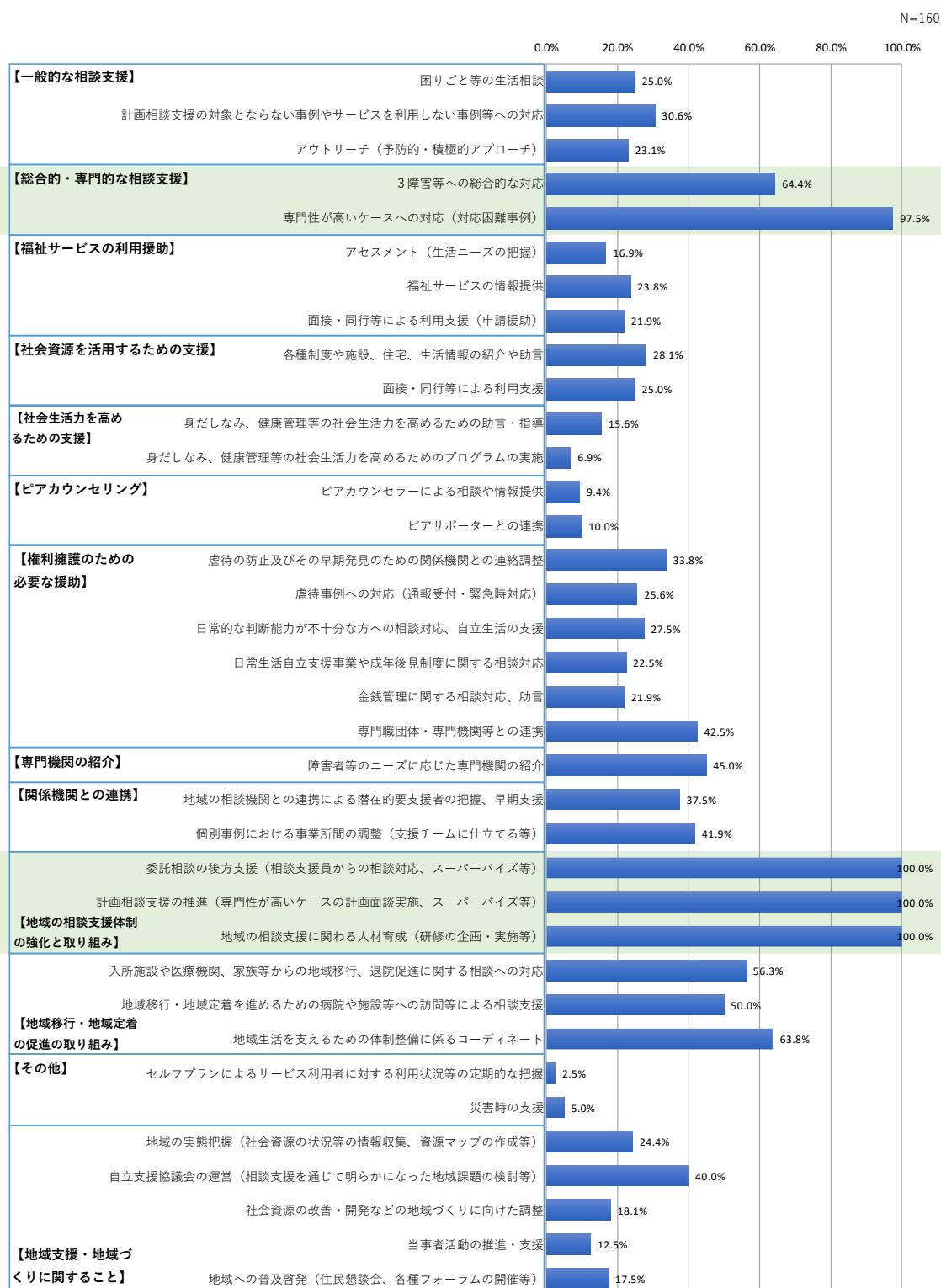
III型は、「地域の相談支援体制の強化の取組」を主たる役割に置き、「総合的・専門的な相談支援」を基幹相談支援センター以外の地域内の相談支援事業所等が主に担っているタイプである。

IV型は、I型・II型・III型のいずれも当てはまらないタイプである。

IV型は、さらに2つのタイプに分けることができる。ひとつは、「権利擁護、虐待の防止」、「関係機関との連携」、「地域移行・地域定着の促進の取組」、「自立支援協議会の運営」のいずれかを主たる役割としているタイプ(IV-1型)。そして「その他」(IV-2型)である。

図表V-33【I型】

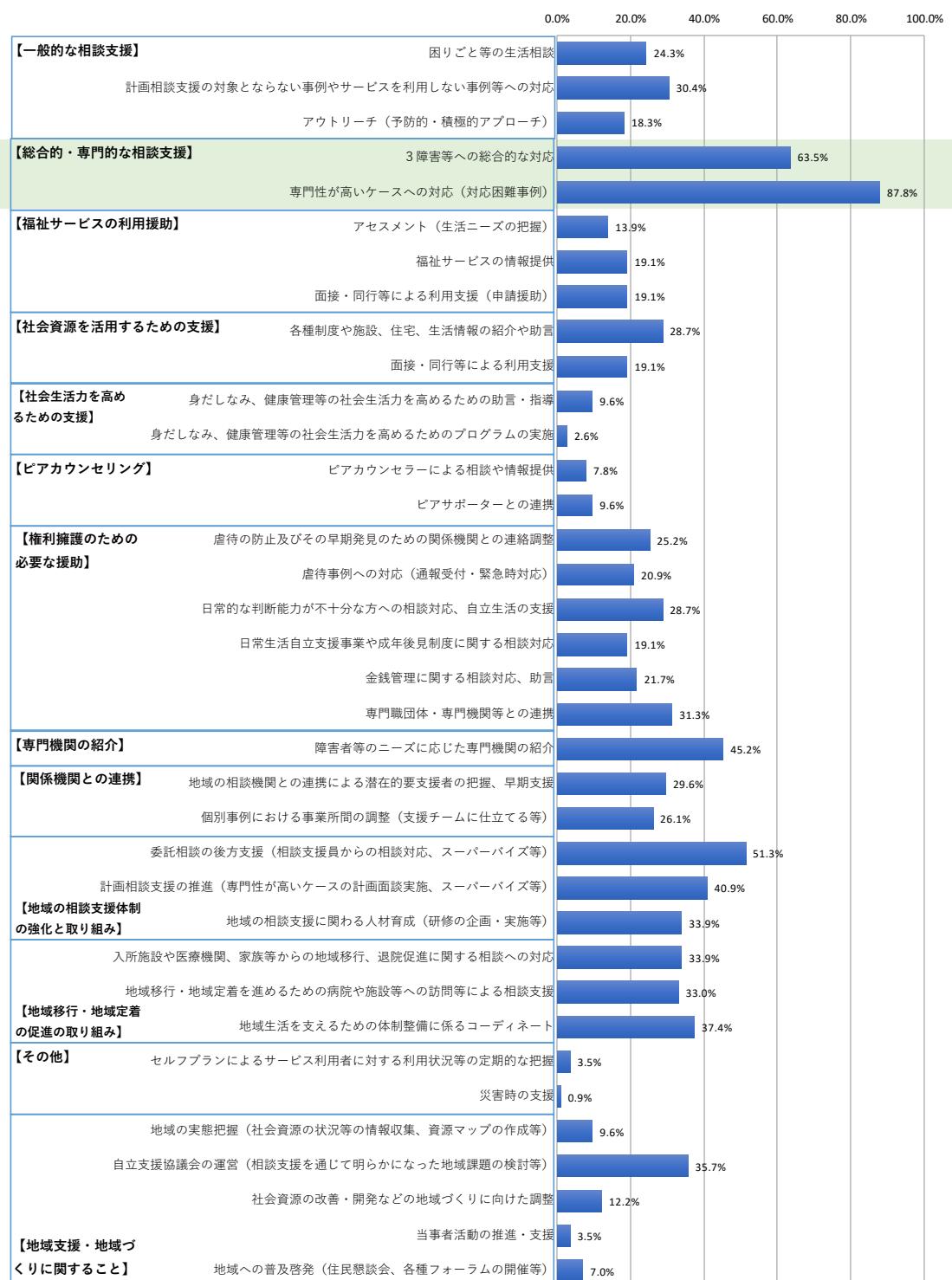
I型：「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」の機能を主に担うタイプ



図表V-34 【II型】

II型：「地域の相談支援体制の強化」を進めつつ、「総合的・専門的な相談支援」の機能を主に担うタイプ

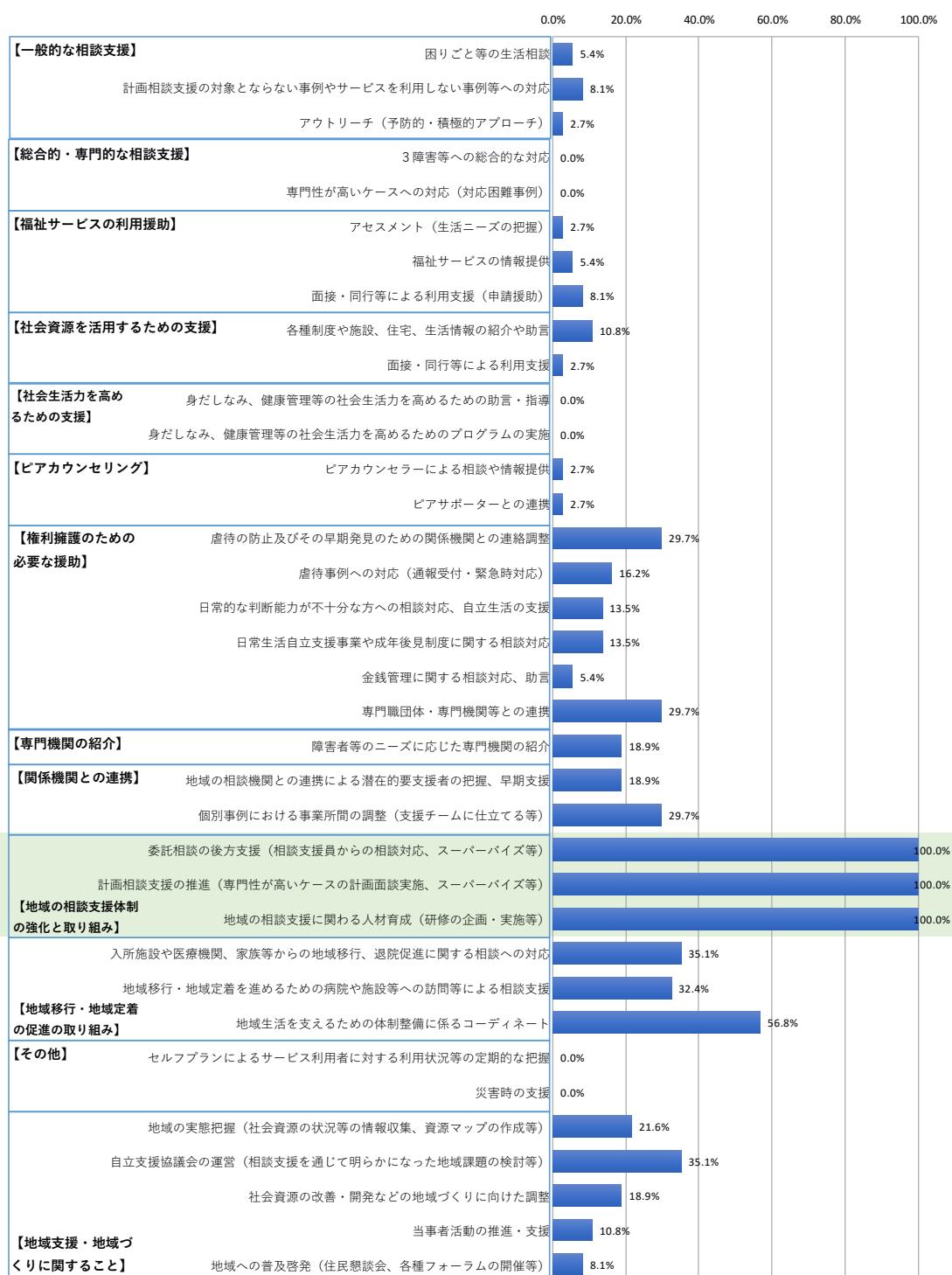
N=115



図表 V-35 【Ⅲ型】

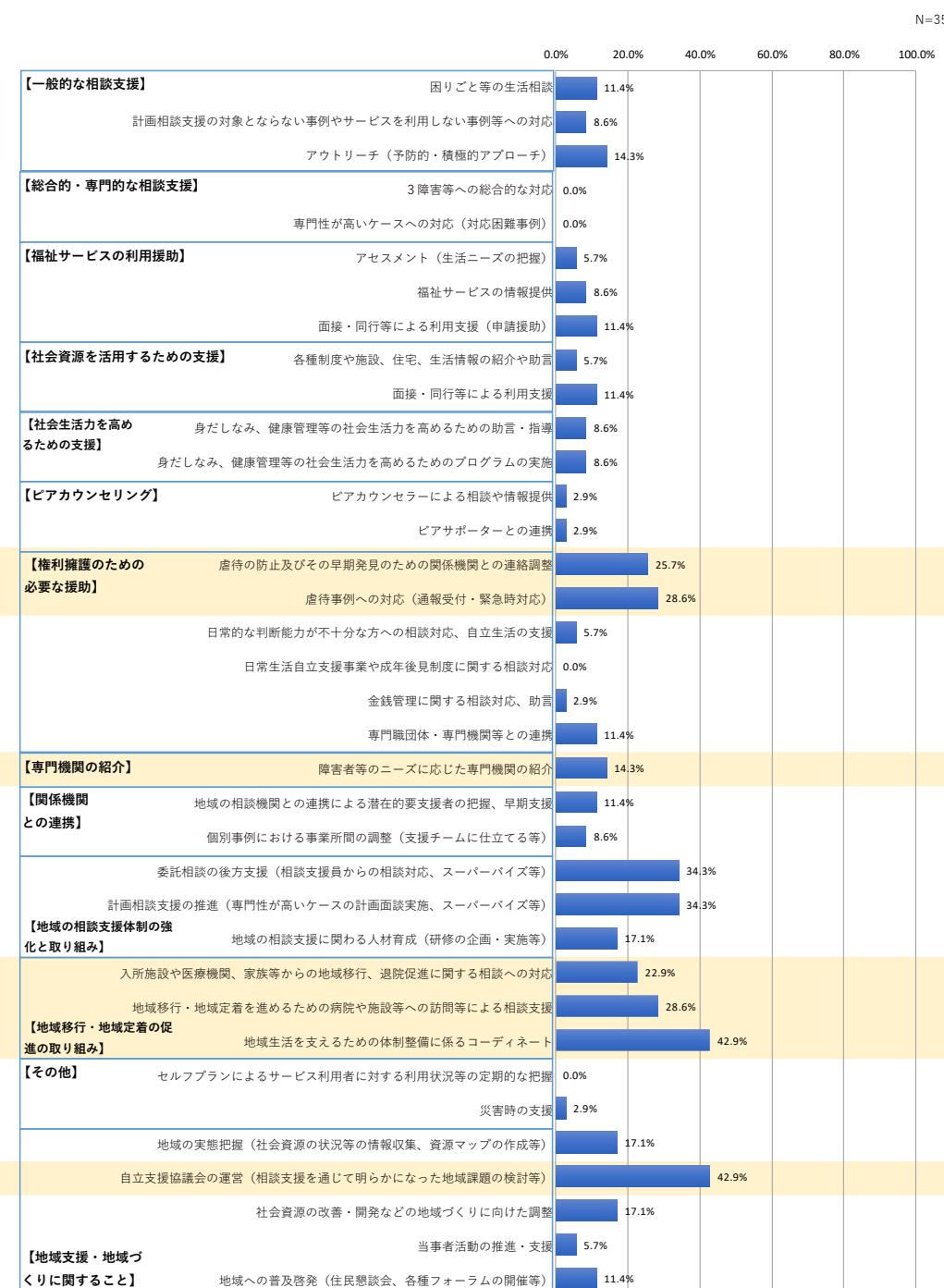
Ⅲ型：「地域の相談支援体制の強化の取組」を主たる役割に置き、「総合的・専門的な相談支援」を基幹相談支援センター以外の地域内の相談支援事業所等が主に担うタイプ

N=37



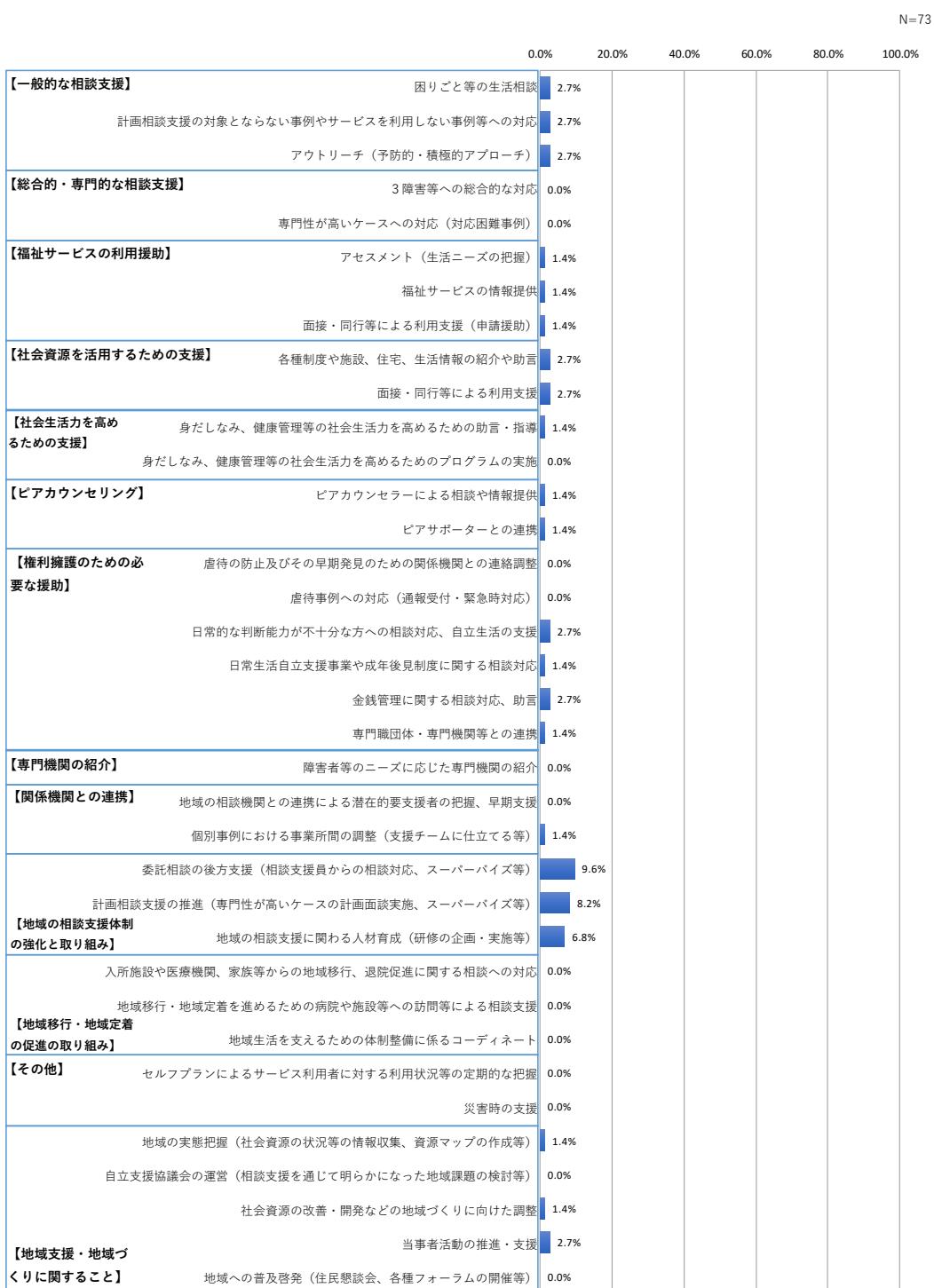
図表 V-36 【IV-1型】

IV-1型：「権利擁護、虐待の防止」、「関係機関との連携」、「地域移行・地域定着の促進の取組」、「自立支援協議会の運営」のいずれかを主たる役割としているタイプ



図表 V-37 【IV-2型】

IV-2型：上記のいずれにも当てはまらないタイプ



この類型の構成割合は、Ⅰ型が38.1%、Ⅱ型が27.4%、Ⅲ型が8.8%、Ⅳ-1型が8.3%、Ⅳ-2型が17.4%となっている。(図表V-38)

Ⅱ型は、「地域の相談支援体制の強化の取組」を進めながら、「総合的・専門的な相談支援」を通じて、各相談支援事業所の相談支援員、及び基幹相談支援センターの相談支援員の実践経験の蓄積とスキルアップに注力している市町村の姿を想起させる。

Ⅲ型は、地域の相談支援体制の中核として、人材育成、情報収集・提供、地域の調整機能等、広範囲な後方支援に特化したタイプと言える。Ⅲ型は、他の類型と比較して少ないが、これは、市町村において、地域全体を視野に入れた人材育成機能等を含む後方支援の担い手の育成・確保に一定の時間を要することを示しているものと推測される。

Ⅰ型の市町村は、こうしたⅡ型とⅢ型の機能を1つの基幹相談支援センターで担い、「総合的・専門的な相談」を通じて、複合的な課題を抱える個別相談に対応しながら、地域調整を行う仕組みづくりを想定しているものと考えられる。

Ⅳ型の市町村には、小規模市町村や複数市町村による広域型の取り組みを行っている市町村が多い傾向が読み取れる。(図表V-38・39)

図表V-38 人口規模別類型の構成

人口規模		I型	II型	III型	IV-1型	IV-2型	合計
1万人未満	件数	27	20	6	10	21	84
	割合	32.1%	23.8%	7.1%	11.9%	25.0%	100.0%
1万人以上～5万人未満	件数	63	38	15	9	19	144
	割合	43.8%	26.4%	10.4%	6.3%	13.2%	100.0%
5万人以上～10万人未満	件数	28	20	5	7	7	67
	割合	41.8%	29.9%	7.5%	10.4%	10.4%	100.0%
10万人以上～20万人未満	件数	19	21	7	5	11	63
	割合	30.2%	33.3%	11.1%	7.9%	17.5%	100.0%
20万人以上～50万人未満	件数	16	12	4	3	11	46
	割合	34.8%	26.1%	8.7%	6.5%	23.9%	100.0%
50万人以上	件数	7	4	0	1	4	16
	割合	43.8%	25.0%	0.0%	6.3%	25.0%	100.0%
合計	件数	160	115	37	35	73	420
	割合	38.1%	27.4%	8.8%	8.3%	17.4%	100.0%

人口規模		I型	II型	III型	IV-1型	IV-2型	合計
1万人未満	件数	27	20	6	10	21	84
	割合	16.9%	17.4%	16.2%	28.6%	28.8%	20.0%
1万人以上～5万人未満	件数	63	38	15	9	19	144
	割合	39.4%	33.0%	40.5%	25.7%	26.0%	34.3%
5万人以上～10万人未満	件数	28	20	5	7	7	67
	割合	17.5%	17.4%	13.5%	20.0%	9.6%	16.0%
10万人以上～20万人未満	件数	19	21	7	5	11	63
	割合	11.9%	18.3%	18.9%	14.3%	15.1%	15.0%
20万人以上～50万人未満	件数	16	12	4	3	11	46
	割合	10.0%	10.4%	10.8%	8.6%	15.1%	11.0%
50万人以上	件数	7	4	0	1	4	16
	割合	4.4%	3.5%	0.0%	2.9%	5.5%	3.8%
合計	件数	160	115	37	35	73	420
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図表V-39 実施方法×人口規模（基幹相談支援センターを設置している自治体）

		1万人未満	1万人以上～5万人未満	5万人以上～10万人未満	10万人以上～20万人未満	20万人以上～50万人未満	50万人以上	合計
単独で実施	件数	13	67	44	59	40	16	239
	割合	15.5%	46.5%	65.7%	93.7%	87.0%	100.0%	56.9%
複数市町村共同で実施	件数	69	76	22	4	6	0	177
	割合	82.1%	52.8%	32.8%	6.3%	13.0%	0.0%	42.1%
単独+複数市町村共同で実施	件数	2	1	1	0	0	0	4
	割合	2.4%	0.7%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%
合計	件数	84	144	67	63	46	16	420
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

		1万人未満	1万人以上～5万人未満	5万人以上～10万人未満	10万人以上～20万人未満	20万人以上～50万人未満	50万人以上	合計
単独で実施	件数	13	67	44	59	40	16	239
	割合	5.4%	28.0%	18.4%	24.7%	16.7%	6.7%	100.0%
複数市町村共同で実施	件数	69	76	22	4	6	0	177
	割合	39.0%	42.9%	12.4%	2.3%	3.4%	0.0%	100.0%
単独+複数市町村共同で実施	件数	2	1	1	0	0	0	4
	割合	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	件数	84	144	67	63	46	16	420
	割合	20.0%	34.3%	16.0%	15.0%	11.0%	3.8%	100.0%

基幹相談支援センターにおける各機能に対する重点の置き方は、障害者相談支援に関する地域の歴史的経緯や資源の賦存量、人口規模など、様々な要素が相互に関係しているものと思われる。

全体としてみると、「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」のいずれか一方、あるいは両方を主軸に据えている基幹相談支援センターは7割強を占める。

もちろん、「権利擁護・虐待の防止」は、日常生活における様々な場面で利用者本人の自己決定を重視する相談支援に付随する重要な要素であり、また、「地域移行・地域定着の促進の取組」は、「総合的・専門的な相談支援」と「地域の相談支援体制の強化の取組」の実施体制と不可分の関係にある。

(参考) 基幹相談支援センターアンケートによる類型別構成比

なお、市町村アンケートと同様の方法で、基幹相談支援センターアンケートのデータを類型別に集計した結果は、以下のとおりである。																					
基幹相談支援センターアンケート																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I型</td> <td>119</td> <td>35.4%</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>105</td> <td>31.3%</td> </tr> <tr> <td>III型</td> <td>29</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>IV-1型</td> <td>34</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>IV-2型</td> <td>49</td> <td>14.6%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>336</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>		件数	割合	I型	119	35.4%	II型	105	31.3%	III型	29	8.6%	IV-1型	34	10.1%	IV-2型	49	14.6%	合計	336	100.0%
	件数	割合																			
I型	119	35.4%																			
II型	105	31.3%																			
III型	29	8.6%																			
IV-1型	34	10.1%																			
IV-2型	49	14.6%																			
合計	336	100.0%																			
市町村アンケート																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I型</td> <td>160</td> <td>38.1%</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>115</td> <td>27.4%</td> </tr> <tr> <td>III型</td> <td>37</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td>IV-1型</td> <td>35</td> <td>8.3%</td> </tr> <tr> <td>IV-2型</td> <td>73</td> <td>17.4%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>420</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>		件数	割合	I型	160	38.1%	II型	115	27.4%	III型	37	8.8%	IV-1型	35	8.3%	IV-2型	73	17.4%	合計	420	100.0%
	件数	割合																			
I型	160	38.1%																			
II型	115	27.4%																			
III型	37	8.8%																			
IV-1型	35	8.3%																			
IV-2型	73	17.4%																			
合計	420	100.0%																			

②相談支援体制整備による主な成果

基幹相談支援センター設置市町村において、相談支援体制整備による成果として挙げられた上位3つは、以下のとおりである。(図表V-40)

第一に、「関係機関のネットワークが充実し、困難事例の対応がしやすくなった」(60.5%)こと。第二に、「地域の障害者やその家族等が困ったときにどこに相談すればよいか明確になった」(50.2%)こと。第三に、「個別事例に関わる関係機関相互の調整が容易になり、それぞれが機動的・効率的に動けるようになった」(37.6%)ことである。

関係機関によるネットワーク強化が、地域の障害者やその家族等に対する各種支援の円滑化に繋がっていることを示す結果と言える。

図表V-40 現状の相談支援体制整備の実施による成果（複数回答）

		I型	II型	III型	IV-1型	IV-2型	合計
1. 地域の障害者やその家族等が困ったときにどこに相談すればよいか明確になった	件数	84	50	22	17	38	211
	割合	52.5%	43.5%	59.5%	48.6%	52.1%	50.2%
2. 個別事例に関わる関係機関相互の調整が容易になり、それぞれが機動的・効率的に動けるようになった	件数	74	38	17	10	19	158
	割合	46.3%	33.0%	45.9%	28.6%	26.0%	37.6%
3. 個別事例についてのケアマネジメントプロセスが充実した（サービス等利用計画の作成件数の増加等）	件数	26	19	8	3	15	71
	割合	16.3%	16.5%	21.6%	8.6%	20.5%	16.9%
4. 関係機関のネットワークが充実し、困難事例の対応がしやすくなった	件数	110	71	23	16	34	254
	割合	68.8%	61.7%	62.2%	45.7%	46.6%	60.5%
5. 利用者の権利擁護の取り組みが進んだ	件数	21	15	8	5	11	60
	割合	13.1%	13.0%	21.6%	14.3%	15.1%	14.3%
6. 障害分野と、高齢、児童、就労、教育等の関連分野との連携が進んだ	件数	52	32	10	10	23	127
	割合	32.5%	27.8%	27.0%	28.6%	31.5%	30.2%
7. 市町村の区域を越えた広域的な調整や連携が図れるようになった	件数	49	23	8	8	8	96
	割合	30.6%	20.0%	21.6%	22.9%	11.0%	22.9%
8. 地域ニーズの掘り起しが進み、相談件数が増えた	件数	43	14	8	9	10	84
	割合	26.9%	12.2%	21.6%	25.7%	13.7%	20.0%
9. その他	件数	1	0	0	0	2	3
	割合	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	0.7%
10. 特に効果はない、現段階ではわからない	件数	9	9	2	7	8	35
	割合	5.6%	7.8%	5.4%	20.0%	11.0%	8.3%
全体	件数	160	115	37	35	73	420

③相談支援体制整備における主な課題

他方、基幹相談支援センター設置市町村において、相談支援体制整備における課題として挙げられた上位5つは、以下のとおりである。(図表V-41)

「専門職の人数の確保」(53.3%)、「緊急対応の体制」(41.0%)、「社会資源の開発・地域づくり」(31.0%)、「専門職の資質向上」(29.3%)、及び「基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない(目的・役割、業務内容の明確化)」(22.6%)である。

「専門職の人数の確保」、「緊急対応の体制」、「社会資源の開発・地域づくり」、「専門職の資質向上」については、基幹相談支援センターの設置によって、相談支援体制整備の推進上、重要な要素となる具体的な事項について再認識する契機となったという意味で、こうした課題認識は、基幹相談支援センターの機能充実に向けた目的志向の取組に資するものであると言える。

また、緊急対応は、基幹相談支援センターのみならず、地域生活支援拠点のあり方とも関わる課題であり、また、人材育成や地域移行を地域の中で推進して行く上で、やはり基幹相談支援センターの存在が重要になると考えられる。

一方で、特に問題となるのは、「基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない(目的・役割、業務内容の明確化)」とする市町村が2割強存在することである。

それぞれの地域特性に応じた基幹相談支援センターの機能・役割について、行政と地域の関係機関・団体が認識を共有するための議論の機会が必要と考えられる。

図表V-41 現状の相談支援体制整備において、課題となっていること（複数回答）

		I型	II型	III型	IV-1型	IV-2型	合計
1. 一次的な相談支援窓口の整備 (必要な箇所数)	件数	15	7	6	9	7	44
	割合	9.4%	6.1%	16.2%	25.7%	9.6%	10.5%
2. 相談支援を進める上での関係機関の連携（窓口相互、地域の事業所等との役割分担ができていない）	件数	14	18	2	9	11	54
	割合	8.8%	15.7%	5.4%	25.7%	15.1%	12.9%
3. 基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない（目的・役割、業務内容の明確化）	件数	35	30	5	3	22	95
	割合	21.9%	26.1%	13.5%	8.6%	30.1%	22.6%
4. 緊急対応の体制	件数	74	52	16	13	17	172
	割合	46.3%	45.2%	43.2%	37.1%	23.3%	41.0%
5. アウトリーチ支援	件数	21	8	5	3	5	42
	割合	13.1%	7.0%	13.5%	8.6%	6.8%	10.0%
6. 地域自立支援協議会における相談体制の検討	件数	5	11	2	2	6	26
	割合	3.1%	9.6%	5.4%	5.7%	8.2%	6.2%
7. 社会資源の開発・地域づくり	件数	59	34	11	6	20	130
	割合	36.9%	29.6%	29.7%	17.1%	27.4%	31.0%
8. 専門職の人数の確保	件数	85	64	22	22	31	224
	割合	53.1%	55.7%	59.5%	62.9%	42.5%	53.3%
9. 専門職の資質向上	件数	45	35	9	10	24	123
	割合	28.1%	30.4%	24.3%	28.6%	32.9%	29.3%
10. その他	件数	9	7	5	3	0	24
	割合	5.6%	6.1%	13.5%	8.6%	0.0%	5.7%
全体	件数	160	115	37	35	73	420

④類型別「地域における相談支援」の役割分担（主に対応している機関）の状況

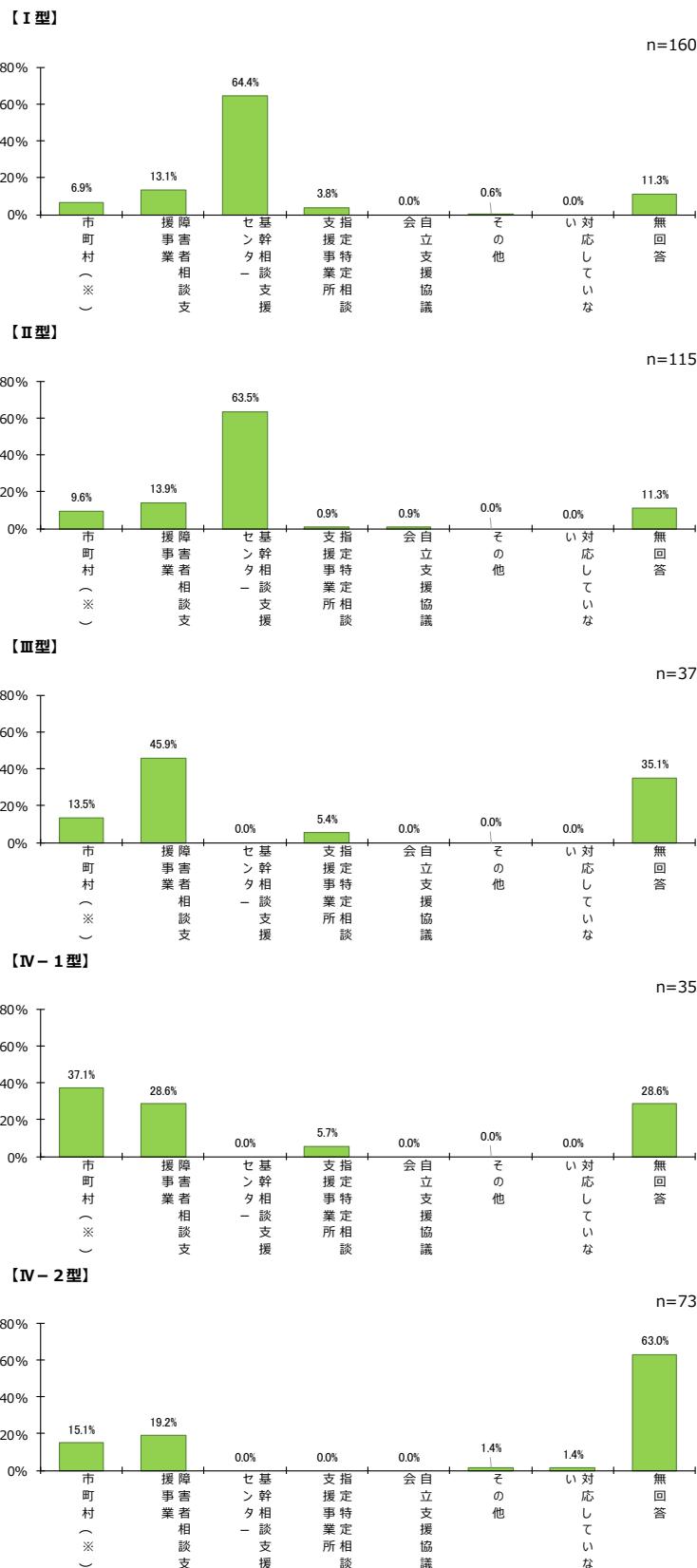
「総合的・専門的な相談」、「権利擁護のための必要な援助」、「地域の相談支援体制の強化」、及び「地域支援・地域づくり」に関する項目の中から代表的と思われる項目を抽出し、類型別に地域における相談支援の役割分担の状況を比較したのが図表V-42～49である。

特に、IV-2型の基幹相談支援センターがある自治体の各項目について「対応していない」、「無回答」に着目する必要がある。

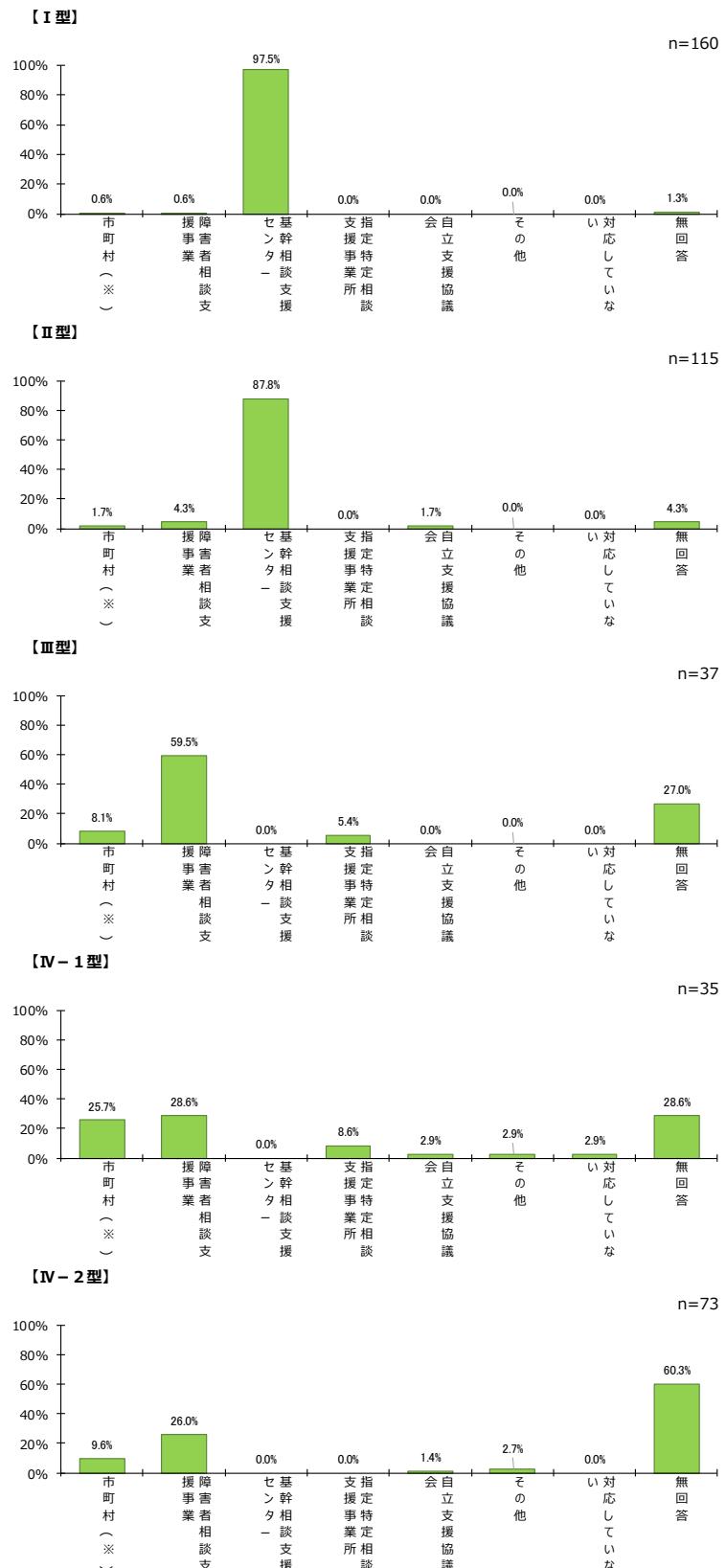
各項目について、「対応していない」とする市町村はほとんどないが、一方で「無回答」が6割前後を占めている。

これは、各項目について、基幹相談支援センターを含めて、「主に担当する」主体は存在しないが、地域の複数の主体がそれぞれの立場である程度の機能を担っている状況、言い換えると、地域において基幹相談支援センター設置の目的・役割、業務内容等が必ずしも明確になっていない状況と推測される。

図表V-42 類型別「地域における相談支援」の役割分担（主に対応している機関）の状況
【3障害等への総合的な対応】

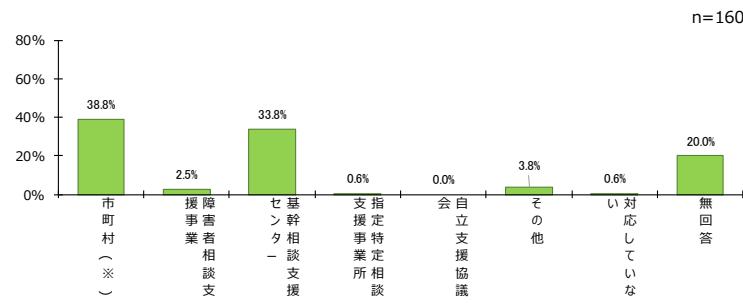


図表V-43 類型別「地域における相談支援」の役割分担（主に対応している機関）の状況
【専門性が高いケースへの対応（対応困難事例）】

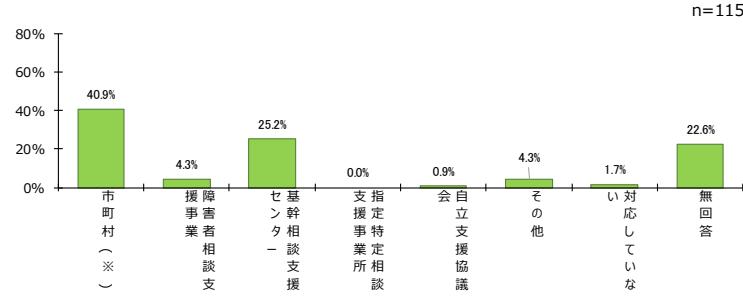


図表V-44 類型別「地域における相談支援」の役割分担（主に対応している機関）の状況
【虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整】

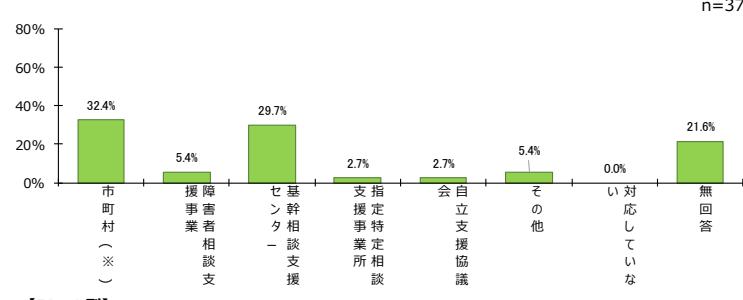
【I型】



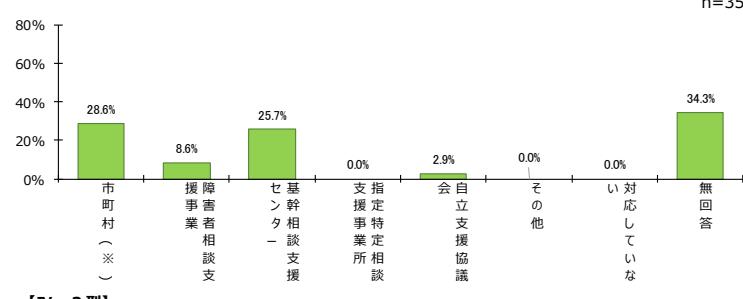
【II型】



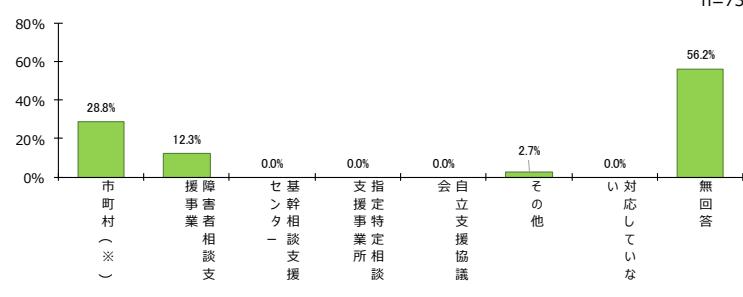
【III型】



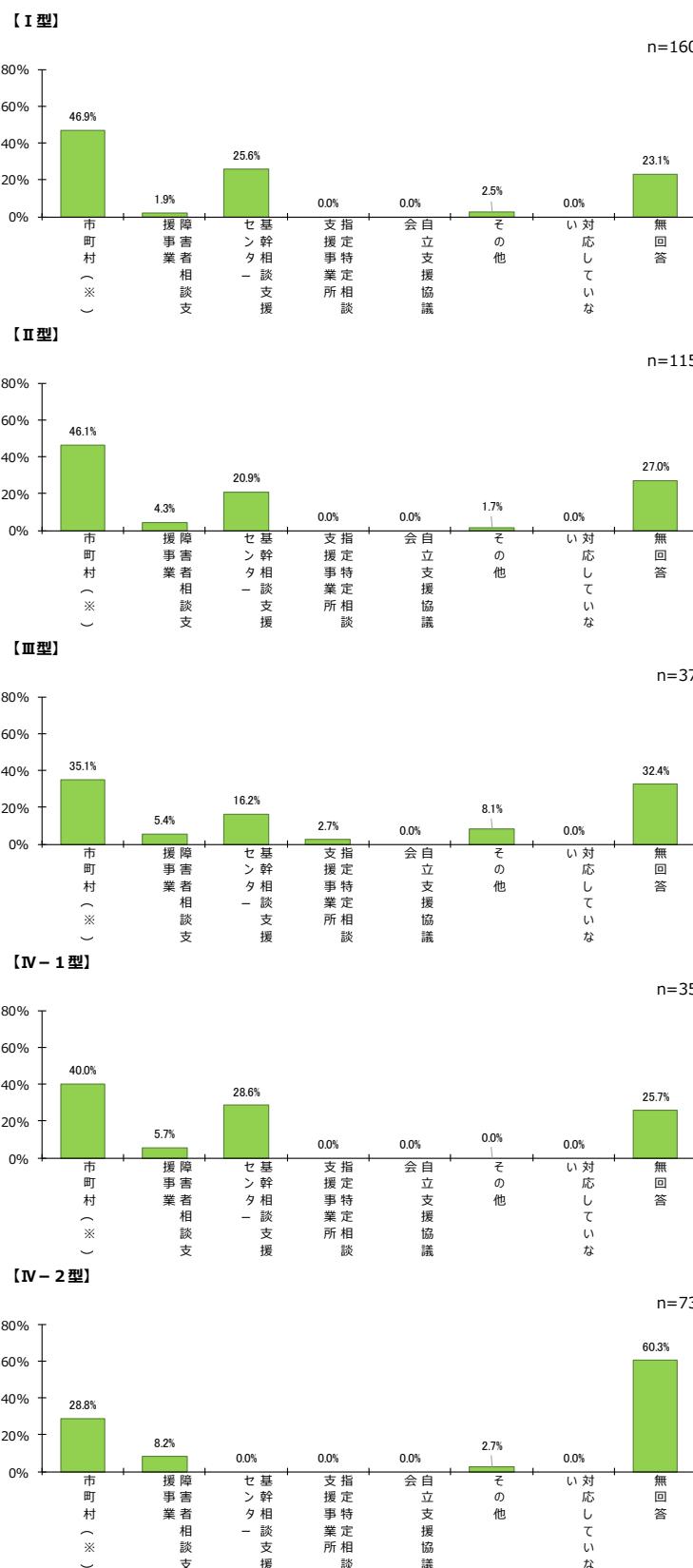
【IV-1型】



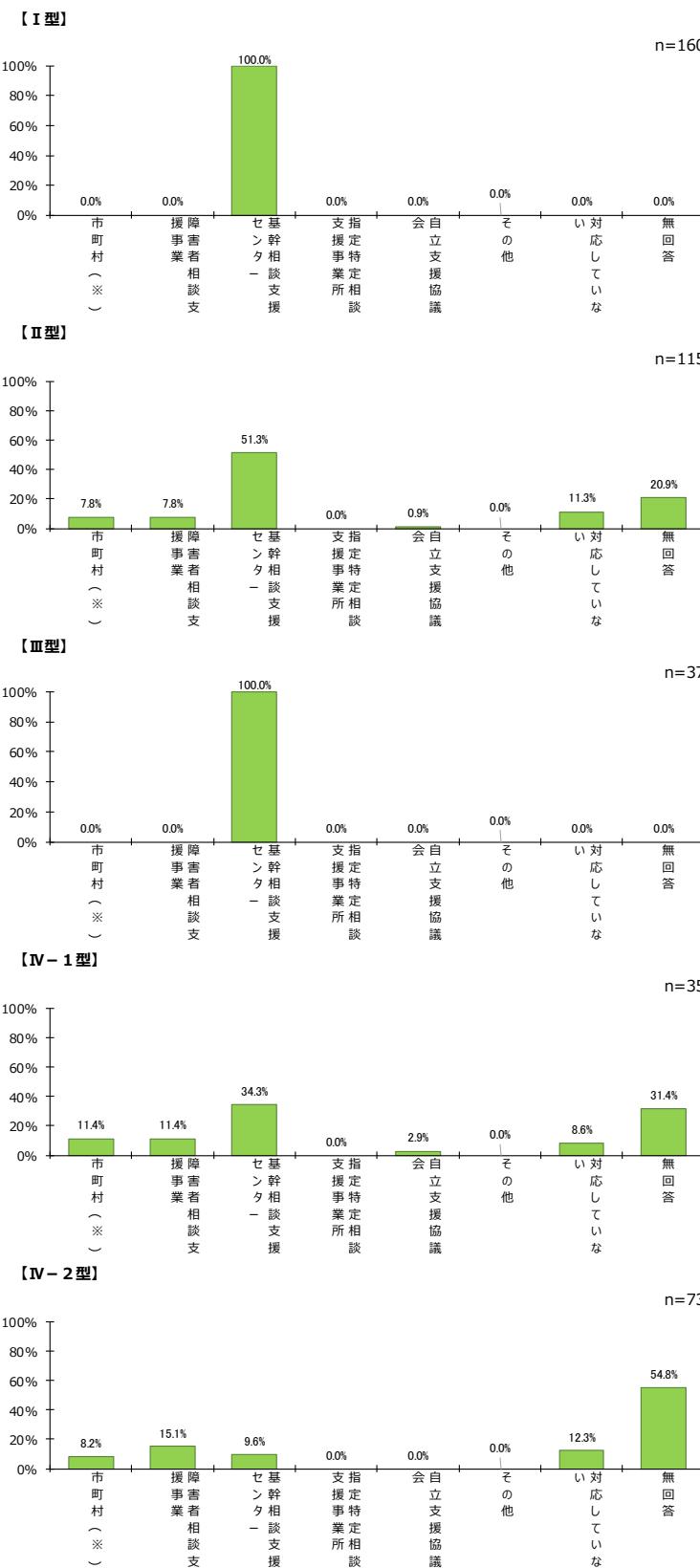
【IV-2型】



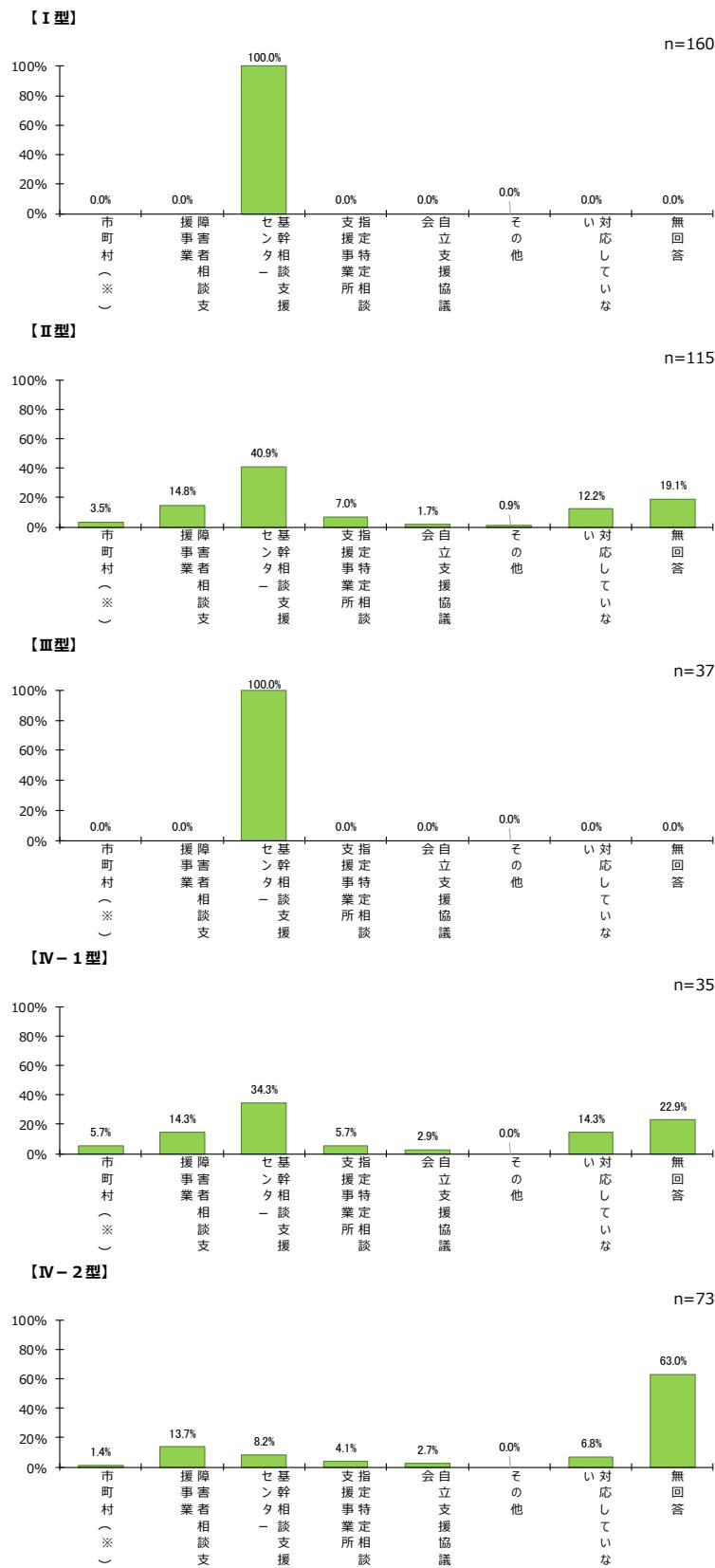
図表V-45 類型別「地域における相談支援」の役割分担（主に対応している機関）の状況
【虐待事例への対応（通報受付・緊急時対応】



図表V-46 類型別「地域における相談支援」の役割分担（主に対応している機関）の状況
【委託相談の後方支援（相談支援員からの相談対応、スーパーバイズ等）】

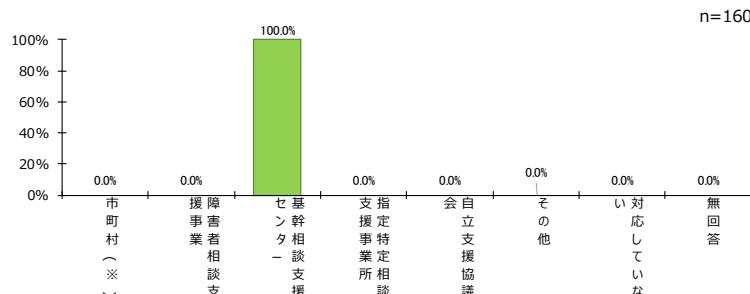


図表V-47 類型別「地域における相談支援」の役割分担（主に対応している機関）の状況
【計画相談支援の推進（専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等）】

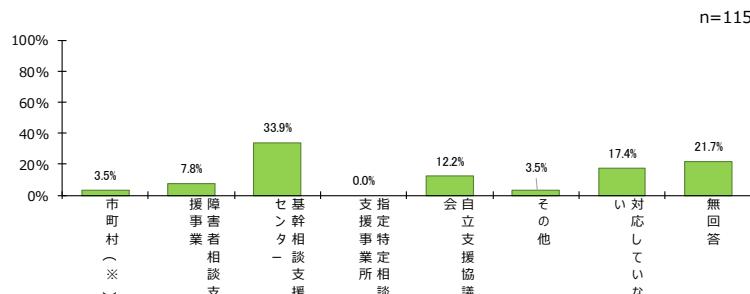


図表V-48 類型別「地域における相談支援」の役割分担（主に対応している機関）の状況
【地域の相談支援に関わる人材育成（研修の企画・実施等）】

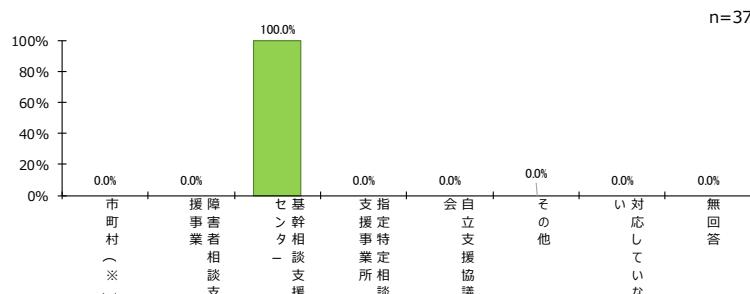
【I型】



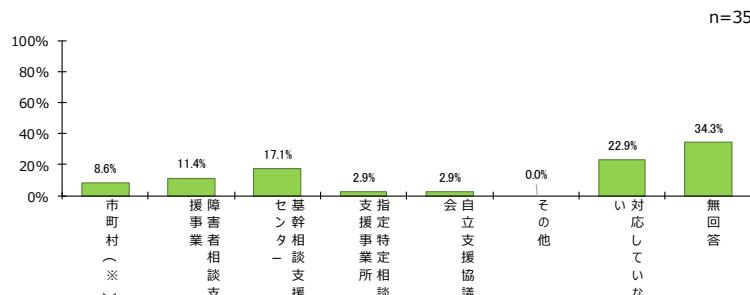
【II型】



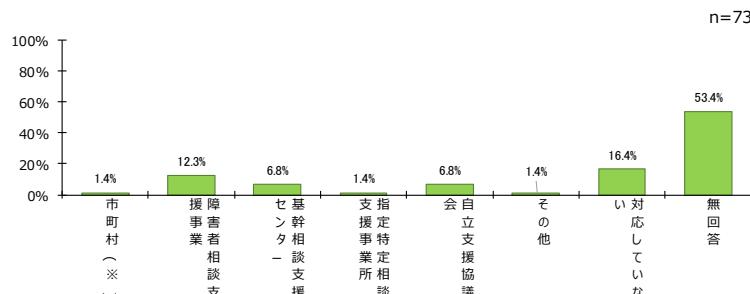
【III型】



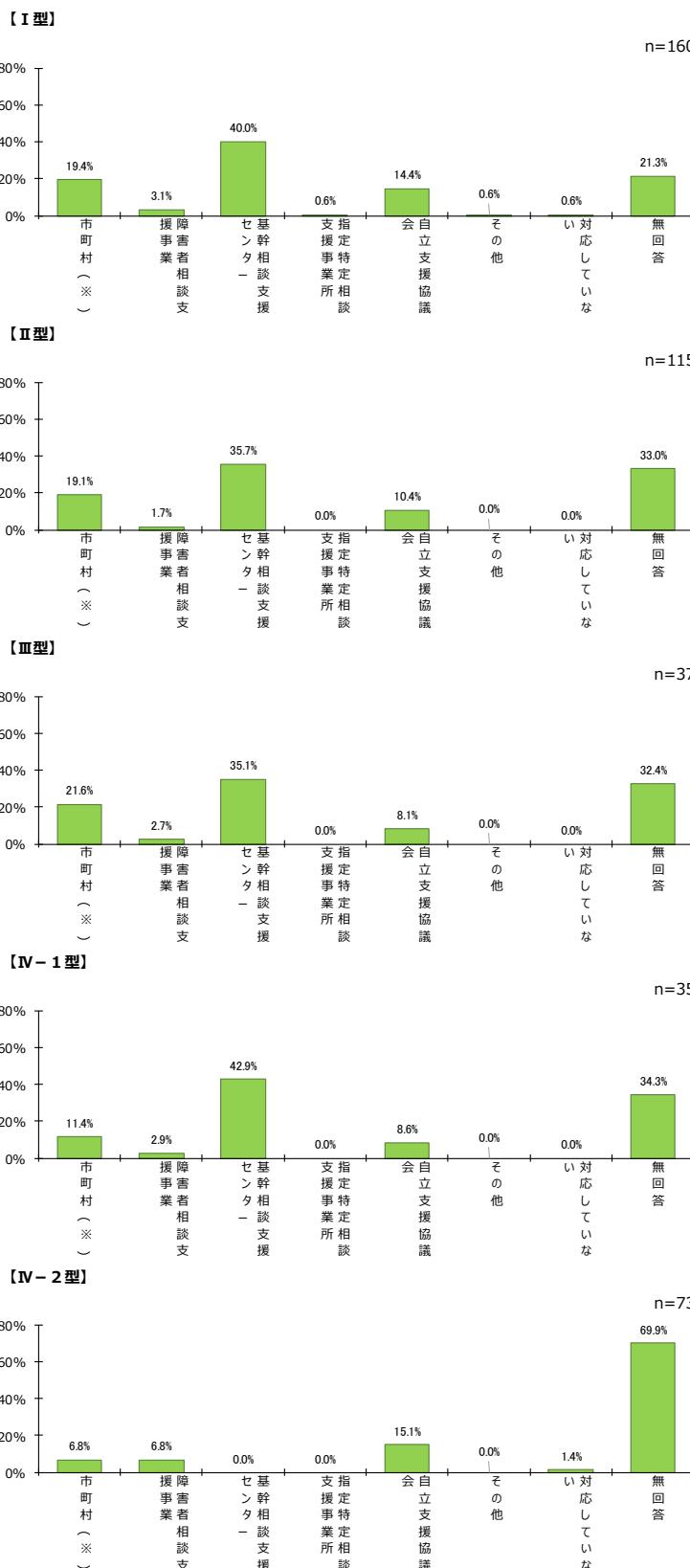
【IV-1型】



【IV-2型】



図表V-49 類型別「地域における相談支援」の役割分担（主に対応している機関）の状況
【自立支援協議会の運営（相談支援を通じて明らかとなった地域課題の検討等）】



(2) 基幹相談支援センター未設置市町村

①基幹相談支援センター未設置市町村の状況

令和2年度、基幹相談支援センター未設置の市町村は、963市町村ある。

市町村アンケート調査の結果をみると、全体の5割強が未設置であり、人口5万人未満の市町村がその7割強を占めている。人口1万人未満の市町村では、未設置が6割を占める。(図表V-50)

基幹相談支援センター未設置の市町村では、「基幹相談支援センターのイメージが具体化されていない（目的・役割、業務内容の明確化）」と回答した割合は3割強であった。

図表V-50 人口規模別の基幹相談支援センターの設置有無

人口規模		センターの設置あり	センターの設置なし	不明	合計
1万人未満	件数	84	130	2	216
	割合	38.9%	60.2%	0.9%	100.0%
1万人以上～5万人未満	件数	144	207	4	355
	割合	40.6%	58.3%	1.1%	100.0%
5万人以上～10万人未満	件数	67	81	1	149
	割合	45.0%	54.4%	0.7%	100.0%
10万人以上～20万人未満	件数	63	26	1	90
	割合	70.0%	28.9%	1.1%	100.0%
20万人以上～50万人未満	件数	46	13	0	59
	割合	78.0%	22.0%	0.0%	100.0%
50万人以上	件数	16	5	0	21
	割合	76.2%	23.8%	0.0%	100.0%
合計	件数	420	462	8	890
	割合	47.2%	51.9%	0.9%	100.0%

人口規模		センターの設置あり	センターの設置なし	不明	合計
1万人未満	件数	84	130	2	216
	割合	20.0%	28.1%	25.0%	24.3%
1万人以上～5万人未満	件数	144	207	4	355
	割合	34.3%	44.8%	50.0%	39.9%
5万人以上～10万人未満	件数	67	81	1	149
	割合	16.0%	17.5%	12.5%	16.7%
10万人以上～20万人未満	件数	63	26	1	90
	割合	15.0%	5.6%	12.5%	10.1%
20万人以上～50万人未満	件数	46	13	0	59
	割合	11.0%	2.8%	0.0%	6.6%
50万人以上	件数	16	5	0	21
	割合	3.8%	1.1%	0.0%	2.4%
合計	件数	420	462	8	890
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②基幹相談支援センターの代替機能

基幹相談支援センター未設置市町村では、現行の地域の相談支援体制の中で、基幹相談支援センターが担ういくつかの機能を地域の他の機関・団体等が代替している。(図表V-51～58)

例えば、「総合的・専門的な相談支援」については、基幹相談支援センターが設置されていない市町村では、実質的に行政や他の相談支援事業所、関連機関が担っている。

一方で、基幹相談支援センターが設置されていない場合、行政や個々の相談支援事業所等だけでは十分に対応することが出来ない機能がある。

例えば、「地域の相談支援体制の強化」に関する機能については、「委託相談の後方支援（相談支援員からの相談対応やスーパーバイズ等）」、「計画相談支援の推進（専門性が高い支援の実施、スーパーバイズ等）」、「地域の相談支援に関わる人材の育成（研修の企画・実施等）」など、十分に情報と経験を蓄積した地域の中間支援組織、すなわち基幹相談支援センターでなければ十分に担えない場合もある。権利擁護・虐待防止については、法制度上、主に行政が担っているところが多い。

具体的には、市町村アンケートの結果から、未設置市町村について、以下の特徴がみられた。

<総合相談・専門相談>

「総合相談・専門的な相談」については、「3障害等への総合的な対応」や「専門性が高いケースへの対応」の主たる実施主体は、約4割が障害者相談支援事業（直営・委託）、約2割が市町村となっている。(図表V-51・52)

<権利擁護・虐待防止>

「権利擁護・虐待防止」については、例えば、「虐待防止、早期発見のための連絡調整」や「虐待事例への対応（通報受付・緊急時対応）」では、それぞれ6割強、7割強を市町村が担っている。

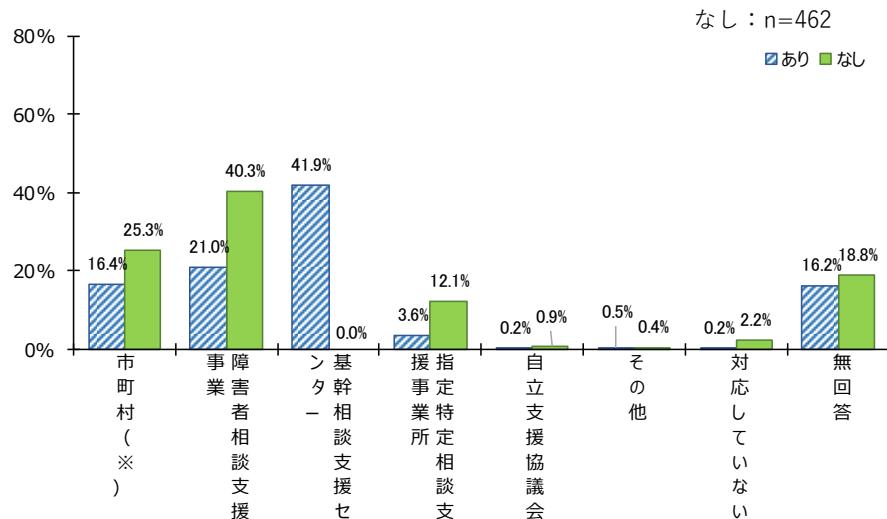
(図表V-53・54)

<地域の相談支援体制の強化の取組>

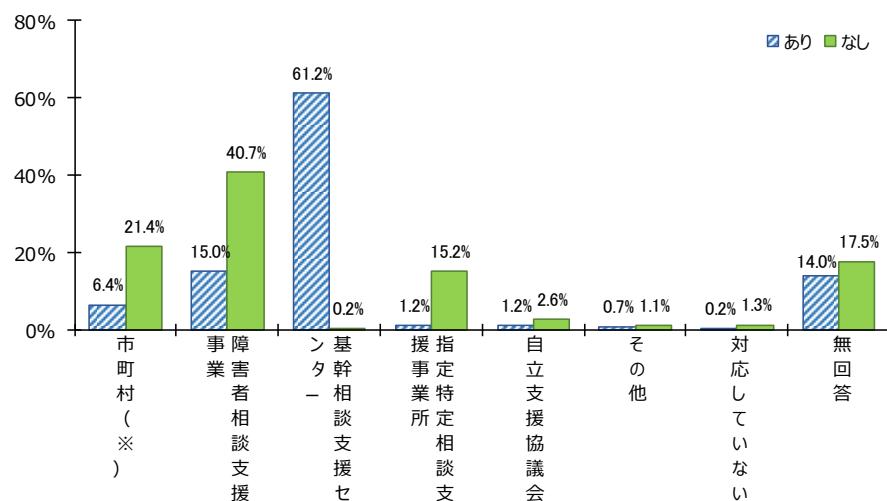
「地域の相談支援体制の強化の取組」については、「委託相談の後方支援」の場合、主たる実施主体の4割弱を市町村が担っているが、いずれの機関も対応していない割合が2割を超えていている。

また、専門性の高いケースの計画面談の実施やスーパーバイズ等については、障害者相談支援事業と市町村がそれぞれ2割程度となっており、いずれの機関も対応していない割合が3割弱を占める。特に、地域の相談支援に関わる人材育成については、いずれの機関も対応していない割合が4割を超えてている。(図表V-55～58)

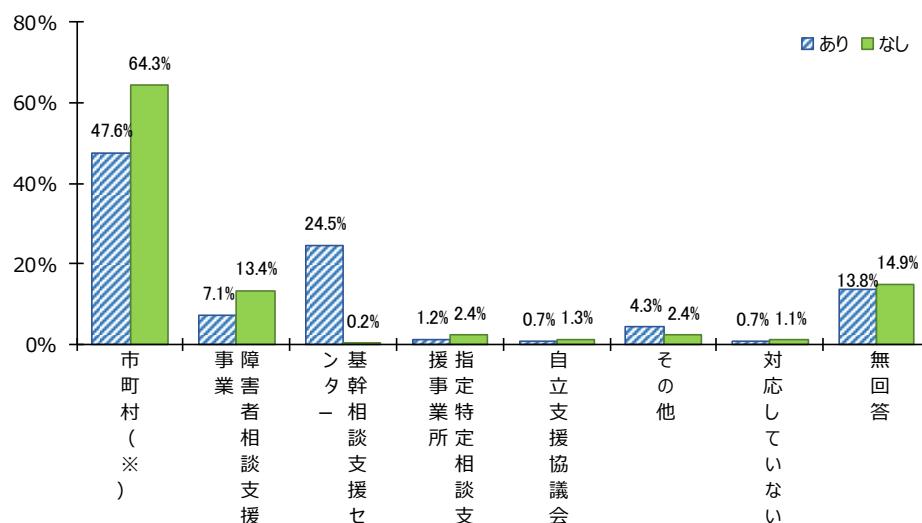
図表V-51 基幹相談支援センターの設置の有無別支援機能の分担状況
【3障害等への総合的な対応】



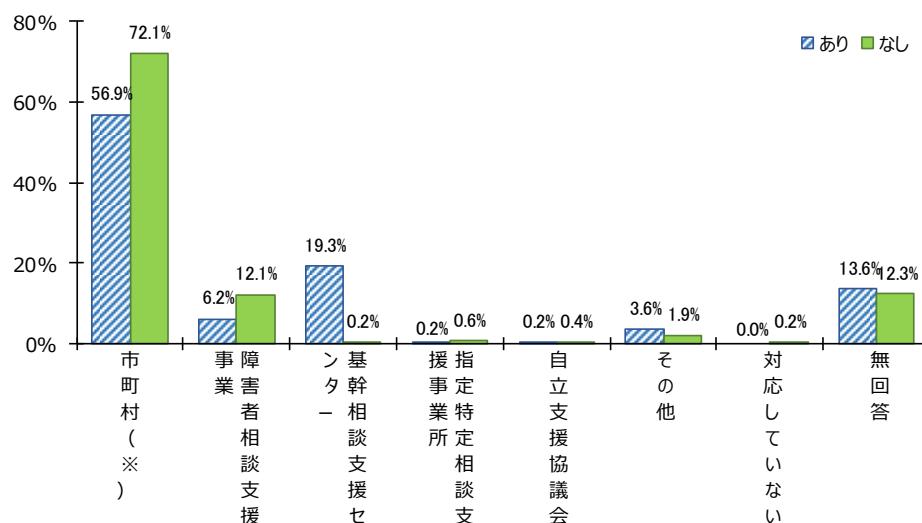
図表V-52 基幹相談支援センターの設置の有無別支援機能の分担状況
【専門性が高いケースへの対応（対応困難事例）】



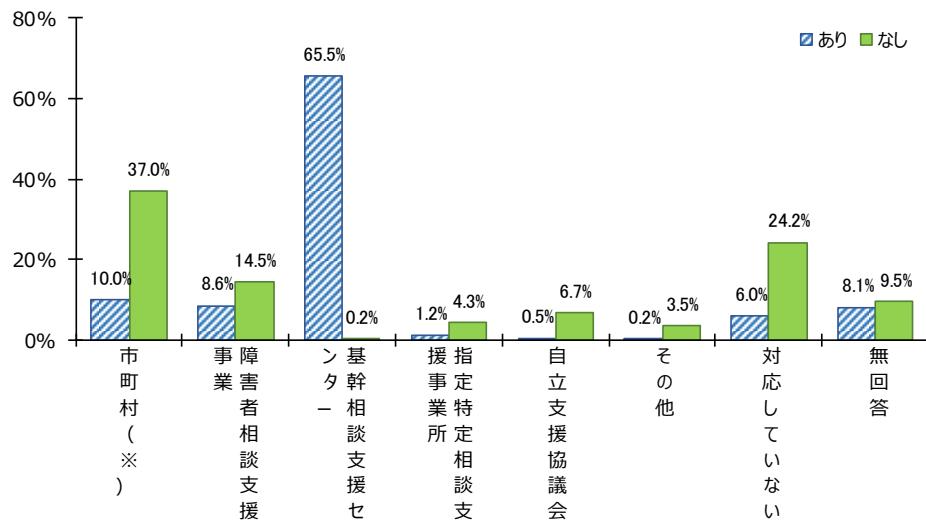
図表V-53 基幹相談支援センターの設置の有無別支援機能の分担状況
【虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整】



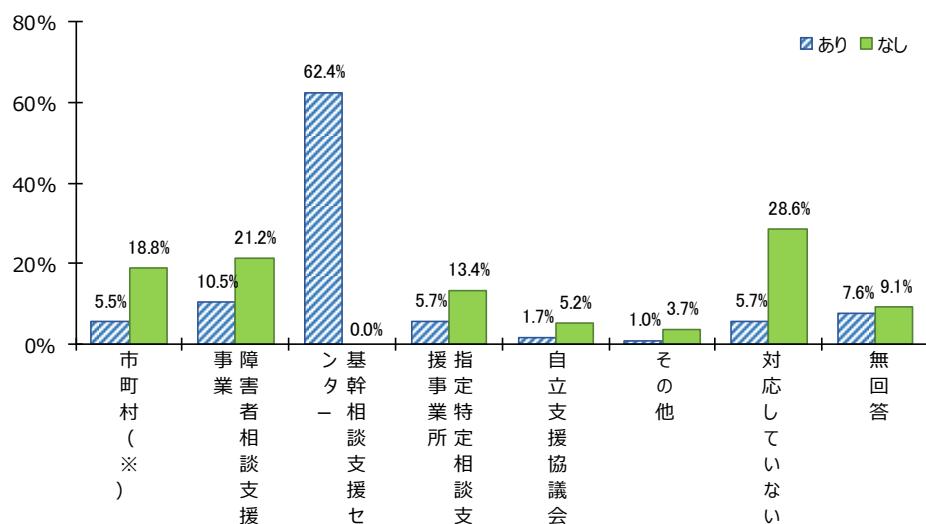
図表V-54 基幹相談支援センターの設置の有無別支援機能の分担状況
【虐待事例への対応（通報受付・緊急時対応）】



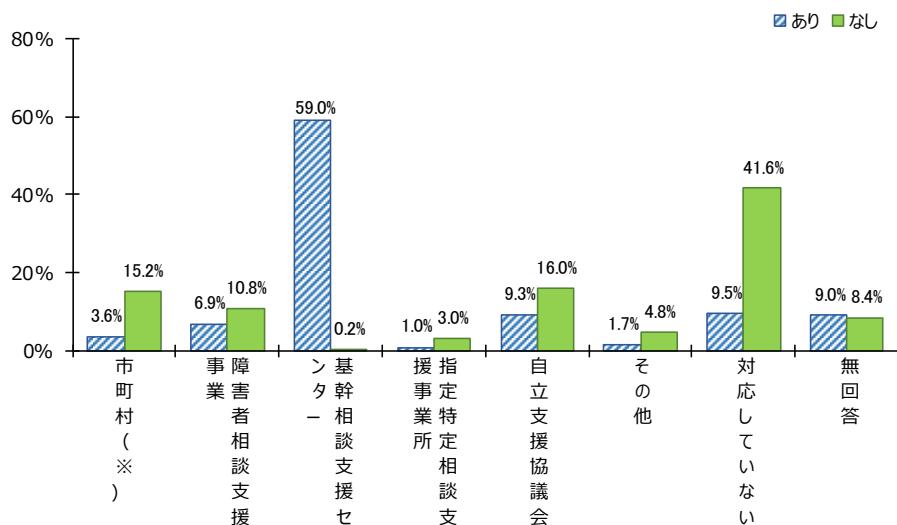
図表V-55 基幹相談支援センターの設置の有無別支援機能の分担状況
【委託相談の後方支援（相談支援員からの相談対応、スーパーバイズ等）】



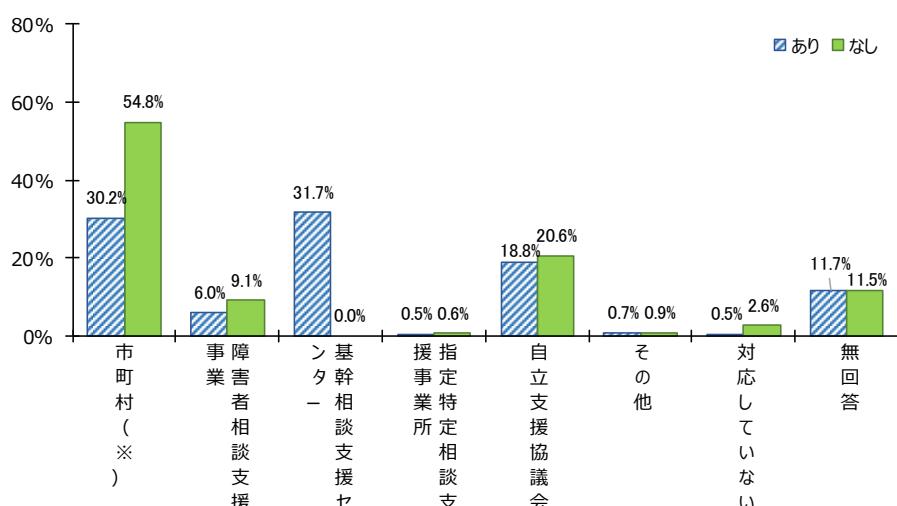
図表V-56 基幹相談支援センターの設置の有無別支援機能の分担状況
【計画相談支援の推進（専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等）】



図表V-57 基幹相談支援センターの設置の有無別支援機能の分担状況
【地域の相談支援に関する人材育成（研修の企画・実施等）】



図表V-58 基幹相談支援センターの設置の有無別支援機能の分担状況
【自立支援協議会の運営（相談支援を通じて明らかとなった地域課題の検討等）】



1. 調査の方法

(1) 調査目的

地域における相談支援の内容・実施体制等の具体的な取組内容を把握し、モデル事例としてとりまとめるために、人口規模や相談支援体制の特徴の異なる6地域でヒアリング調査を実施した。

(2) 調査対象・実施日

ヒアリング調査の対象および実施日は以下のとおりである。

	日時	ヒアリング先
1	令和2年12月7日 10時00分～	比企地域基幹相談支援センター【基幹・委託】 *東松山市社会福祉協議会
2	令和2年12月15日 9時30分～	西部・比企地域支援センター【委託】 *社会福祉法人昴
3	令和2年12月8日 13時30分～	鶴ヶ島市生活サポートセンター【基幹・委託】 *鶴ヶ島市社会福祉協議会
4	令和2年12月10日 13時00分～	ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく【基幹】 *NPO法人藤沢相談支援ネットワーク
5	令和2年12月25日 16時00分～	綾瀬市基幹相談支援センター（相談センターゆいまーる） 【基幹・委託】 *社会福祉法人 唐池学園 貴志園
6	令和3年1月6日 13時30分～	上小圈域基幹相談支援センター【基幹・委託】 *NPO法人上小圈域障害者総合支援センター
7	令和3年1月7日 10時00分～	半田市障がい者相談支援センター【基幹・委託】 *半田市社会福祉協議会

(3) ヒアリング対象とした地域の概況

ヒアリングを行った地域の人口・基幹相談支援センター・市町村相談支援事業・指定特定相談支援事業所の設置状況は以下のとおりである。

エリア	基幹相談支援センター	エリア人口 *2020年10月1日時点（東秩父村は9月1日 時点、青木村は9月30日時点）	基幹相談支援センター ()内は委託を請ける法人	市町村相談支援 事業	指定特定相談 支援事業所
埼玉県 比企圏域	比企地域基幹相談支援 センター	208,919人 (東松山市90,407人・滑川町 19,452人・嵐山町17,753人・小川 町29,197人・川島町19,751人・吉 見町18,693人・ときがわ町10,930 人・東秩父村2,736人)	1か所（東松山市社協）	3か所	16か所
埼玉県 鶴ヶ島市	鶴ヶ島市生活サポート センター	69,918人	1か所（鶴ヶ島市社協）	3か所	4か所
神奈川県 藤沢市	ふじさわ基幹相談支援 センターえぼめいく	436,832人	1か所（NPO法人藤沢相談支援 ネットワーク）	6か所	17か所
神奈川県 綾瀬市	綾瀬市基幹相談支援センター (相談センターゆいまーる)	84,241人	1か所（社会福祉法人唐池学園 貴志園）	1か所	6か所
長野県 上小圏域	上小圏域基幹相談支援 センター	195,888人 (上田市155,722人・東御市29,963 人・長和町5,899人・青木村4,304 人)	1か所（NPO法人上小圏域障害 者総合支援センター）	1か所	31か所
愛知県 半田市	半田市障がい者相談 支援センター	119,590人	1か所（半田市社協）	1か所	10か所

2. ヒアリング結果の概要

ヒアリングを行った団体ごとに相談支援の実施体制、住民からの相談対応等に関する取り組み内容と相談支援体制のイメージについて整理した。

(1) 比企地域基幹相談支援センター

- 8 市町村の圏域で基幹相談支援センター・市町村相談支援事業の委託を実施しており、事業受託をしている事業所は東松山市内にあるため、相談は行政窓口から始まることが多く、行政から委託事業所に繋げている。
- 委託事業所が毎月市町村を訪問して情報交換を行っており、相談対応には委託と市町村職員が同席することもあるなど、委託と市町村との距離が近いのが特徴である。
- 基幹相談支援センターでは個別ケースは扱わず、委託相談の後方支援、圏域の指定特定相談支援事業所の困難ケースの相談や事業実施体制の確認や従事者研修を実施している。また、自立支援協議会の事務局を担い、市町村と一緒に地域の課題を整理して次の動きを考えていく役割を担っている。

【相談支援体制】

- ・埼玉県比企圏域は、東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村の8市町村による圏域で、管内には、基幹相談支援センター1カ所（東松山市社協が受託）、市町村相談支援事業の委託を受ける事業所が3カ所、特定相談支援事業所が16カ所設置されている。基幹相談支援センター・市町村相談支援事業所はすべて東松山市内にある。

【市町村相談支援事業】

- ・市町村相談支援事業の委託を受けているのは、東松山市社会福祉協議会（身体・知的・精神障害者相談支援事業を受託）、社会福祉法人昴（身体・知的を受託）、医療法人緑光会（精神）。社協は東松山市の総合福祉エリアに拠点があるため、東松山市在住利用者の相談支援が半数以上になる。社会福法人昴は、東松山市周辺の町にも事業所を展開しており、主に周辺市町村の相談対応や障害のある児童への相談を得意としている。東松山病院は精神科の病院であるため、精神障害者の相談を主に担っている。
- ・圏域で実施しているため、異なる委託先の担当者2名ペアで月1回、管内市町村主催のケース会議や相談会などに参加している。

【基幹相談支援センター】

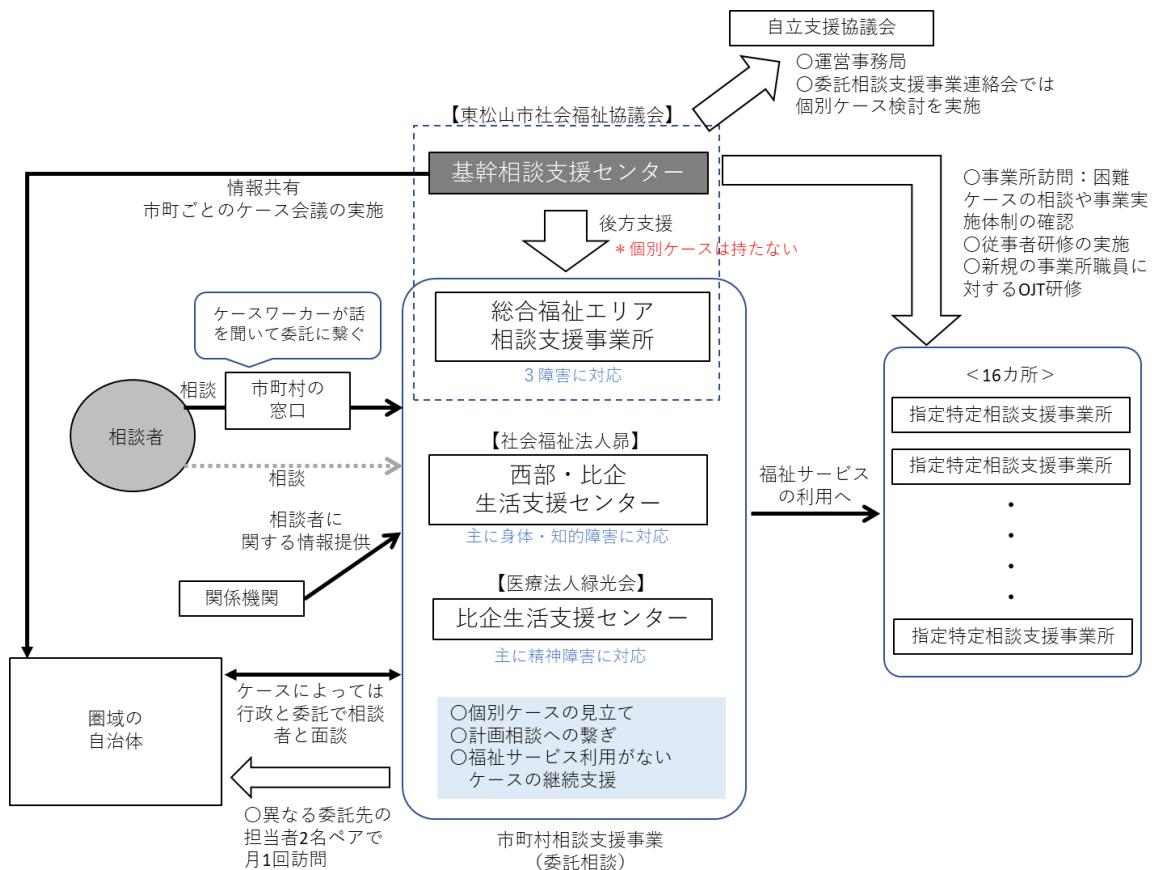
- ・基幹相談支援センターでは個別ケースは持たず、委託相談の事業所および指定特定相談支援事業所の後方支援として、管内市町村主催のケース会議（特定相談支援事業所参加）や、事業所訪問による現場把握（相談員の入れ替わり状況など）を行っている。
- ・自立支援協議会の運営事務局を担い、委託相談支援事業所連絡会の中で新規個別ケース検討を

行っている。

【人材育成】

- ・相談支援専門員の従事者研修（年2回）として、事例検討やサービス等利用計画の評価、障害福祉のトピックス、制度について学ぶ機会を基幹相談支援センターで設けている。
- ・新規の指定特定相談支援事業所に対しては、基幹相談支援センターでOJT的な関わりを持ち、相談支援員のスキルアップをフォローしている。

【相談支援体制のイメージ】



(2) 鶴ヶ島市生活サポートセンター

- 生活サポートセンターは、障害者に関する相談事業のほか、生活困窮者自立支援事業（及び任意事業である就労準備支援事業）や権利擁護支援事業と一体となった「ふくしの相談窓口」（市役所庁舎内）に設置されており、インタークはその窓口で総合的に受付した後、振り分けるワンストップ体制が図られている。
- 人口約7万人の規模感と、市役所が町の中心に位置しており、市内のどのエリアの訪問でも半日で対応できるため、現在の総合相談の体制がとれている。

【相談支援体制】

- ・鶴ヶ島市の基幹相談支援センター・市町村相談支援事業は鶴ヶ島市社会福祉協議会が受託し、市役所庁舎内で事業を行っている。
- ・基幹相談支援センターの窓口となる「鶴ヶ島市生活サポートセンター」は、生活困窮者自立相談支援機関との併設。また、指定特定相談支援事業・権利擁護支援センター・日常生活自立支援事業・就労準備支援事業を合わせた「ふくしの相談窓口」と一体となっている。
- ・当該センターのほか、市町村相談支援事業の委託相談事業所が市内に2カ所ある。

【相談支援のプロセス】

- ・相談の入り口となるのは、市の各課の窓口や地域包括支援センターなど複数ある。それぞれ機関・窓口等の対応範囲を超える、あるいは短期なら対応可だが継続的には難しい場合などに当センターに繋ぐことが多い。インタークの段階でサービス利用が想定されれば市内事業所（当該センターを含む）に繋ぐが、例えば複数の課題を抱えている、障害が重い、家族等の他の調整が必要等の場合、基幹相談支援センターの対応となる。
- ・また、福祉サービス利用をしない事例の対応として、センターでの相談プロセスにより関係性をつくることでサービスを利用せずに生活ができていることも多い。その人が望むゴールに寄り添う形で相談・関わりが続く。
- ・指定特定相談支援事業所の後方支援として、困難事例への対応支援を行うほか、相談員の支援者支援ができるよう基幹相談支援センターの職員が事業所を訪問し、相談員の話を聞く機会を設けている。計画相談事業所の相談支援員は1名（もしくは2名）体制であるため、事業所内で相談する機会が限られている。相談員が悩みを抱え込みがちであることから、基幹相談支援センター職員が訪問して相談員の話を聞くことで、悩みの解消に繋げている。

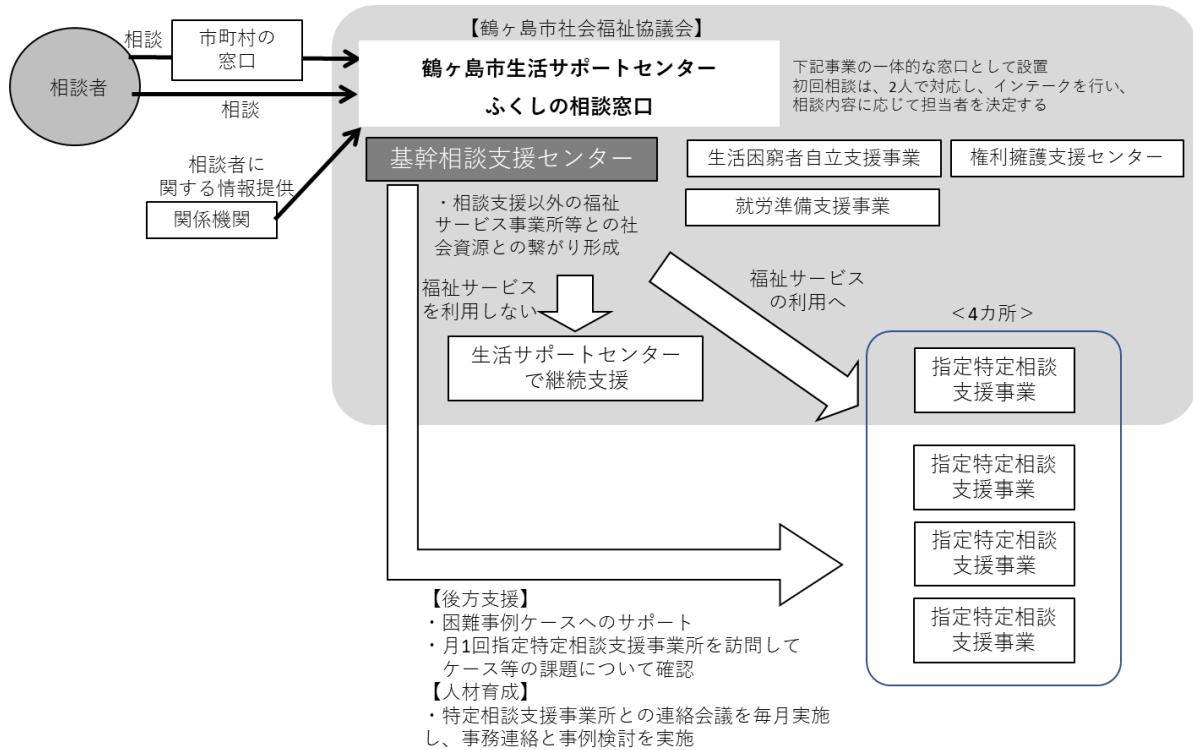
【人材育成】

- ・複数事業を一つの窓口としていることで、相談員の人数を確保でき、インターク面談を2名体制で行ったり、事例検討に多様な意見が聞けるなど、生活サポートセンター内で効果的な人材育成が行われている。
- ・新規相談の初回面談は、複数事業で一体的に実施している「ふくしの相談窓口」の職員2名で対応することにしている。基本、若手とベテランが組み、若手が中心に面談対応（話を聞く）し、ベテランは気づいたことを助言する等の役割で、日々の面談そのものが人材養成に繋がる

ようしている。

- ・相談支援事業所との連絡会議を毎月実施しており、ここには各事業所の相談員と市の担当者が参加している。会議の前半で事務連絡(当月のプランやモニタリング実績の報告と翌月の予定)、後半で事例検討を行い、相談支援専門員のスキル向上を図っている。

【相談支援体制のイメージ】



(3) ふじさわ基幹相談支援センターえばめいく

- 藤沢市には基幹相談支援センター1カ所、委託相談支援事業所が6か所ある。委託相談支援事業所のうち3カ所は、特に専門性が求められる重症心身障害・発達障害・高次脳機能障害に特化した相談支援を担い、他は総合的な相談対応を想定している。今後は、市を4つのエリアに分け、総合的な相談を担う事業所を1カ所ずつ設置する予定である。
- 基幹相談支援センターの職員が週1回市の障害福祉課に出向き、窓口で相談対応を行う形で、市職員と協働でケースワーク及びソーシャルワークを推進している。

【相談支援体制】

- ・藤沢市の基幹相談支援センターは、NPO法人藤沢相談支援ネットワークが受託。市町村相談支援事業を受託する事業所は6カ所ある。古くから障害者支援に取り組んできた3法人が障害種別ごとに相談窓口を設置し、その他ニーズに合わせて重症心身障害・発達障害・高次脳障害と専門的な相談機能を担う事業所が相談窓口を設置している。
- ・今後の体制として、市を4つのエリアに分け、エリアごとに総合的な相談窓口を設置（人口10万人あたり1カ所）し、より地域に密着した相談支援体制の構築を目指す。専門性が求められる重症心身障害・発達障害・高次脳機能障害の相談支援は、専門相談支援事業所として市内全域を対象エリアとして設置する。これらの7事業所は、市町村相談支援事業の委託で実施する。
※「相談体制のイメージ」は今後の体制を図式化

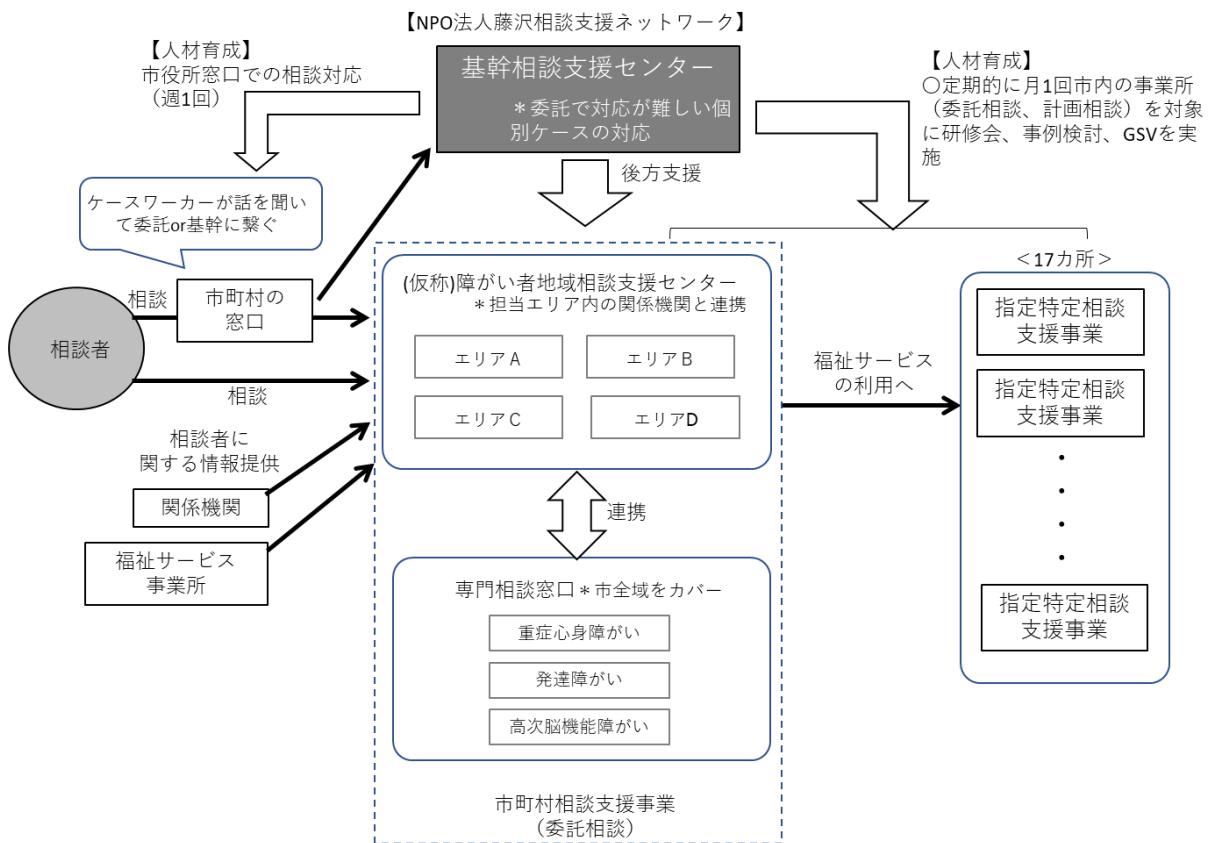
【相談支援のプロセス】

- ・相談の入り口となるのは、市役所の福祉関係の窓口や、医療機関・保健所等、多岐にわたるようになってきた（多種多様なニーズに対応するために様々な相談窓口の設置が進んでいる）。すでに福祉サービスを利用している場合は福祉サービス事業所から繋がることもある。反面、どこに相談してよいかわからない、何を相談してよいかわからない、といった声も多く聞かれている状況がある。（交通整理のような役割が必要）
- ・市役所窓口に相談があった場合は、主に委託事業所に繋ぐ。ただし、世帯支援が必要なケースや複合的な課題が想定されるケース、転居・転出が伴うケースなどは基幹相談支援センターに声がかかり、対応している。

【人材育成】

- ・週に1回、障害福祉課に基幹相談支援センターの職員が出向き、窓口対応を行っている。ここでの対応を行政職員と協働することで、ケースワークからソーシャルワークに繋がっている。
- ・定期的に月1回市内の相談支援事業所に集まってもらい、研修会、事例検討、ストレングスマデルによるG S Vを実施している。また、情報交換や制度理解を深める場にもなっている。

【相談支援体制のイメージ】 *令和3年4月からの実施体制



(4) 綾瀬市基幹相談支援センター（相談センターゆいまーる）

- 市の人口規模から、基幹相談支援センター・市町村相談支援事業の委託は1カ所としており、インタークは基幹相談支援センターが担い、内容に応じて専門相談に繋いでいる。
- 専門相談は、市町村相談支援事業の再委託により、専門分野の異なる市内外7事業所の相談員が曜日ごとに従事し、個別相談対応を行っている。
- 福祉サービスを利用する場合は、指定一般相談支援事業所に繋ぎ、利用しない場合は相談者のニーズに合わせながら、専門相談(委託相談)で継続的に対応している。

【相談支援体制】

- ・綾瀬市の基幹相談支援センター・市町村相談支援事業は、社会福祉法人唐池学園貴志園が受託している。
- ・基幹相談支援センターでは、指定特定相談支援事業所に対する社会資源の紹介、スーパーバイズを行っている。
- ・市町村相談支援事業は、精神科病院、精神診療所PSW、肢体不自由施設相談室、発達障害者支援センター、精神地域活動センター、高齢知的障害支援施設、軽度知的障害支援施設に再委託して総合性を確保し、曜日ごとに各事業所の相談員が専門相談を行っている。
- ・綾瀬市保健福祉プラザに基幹相談支援センター及び市町村相談支援事業の窓口となる「障がい児者相談支援センター」が設置されている。同施設内には、市の健康づくり推進課及び地域包括ケア推進課、社会福祉協議会等の窓口が併設されており、福祉関係の相談として来所しやすい環境となっている。

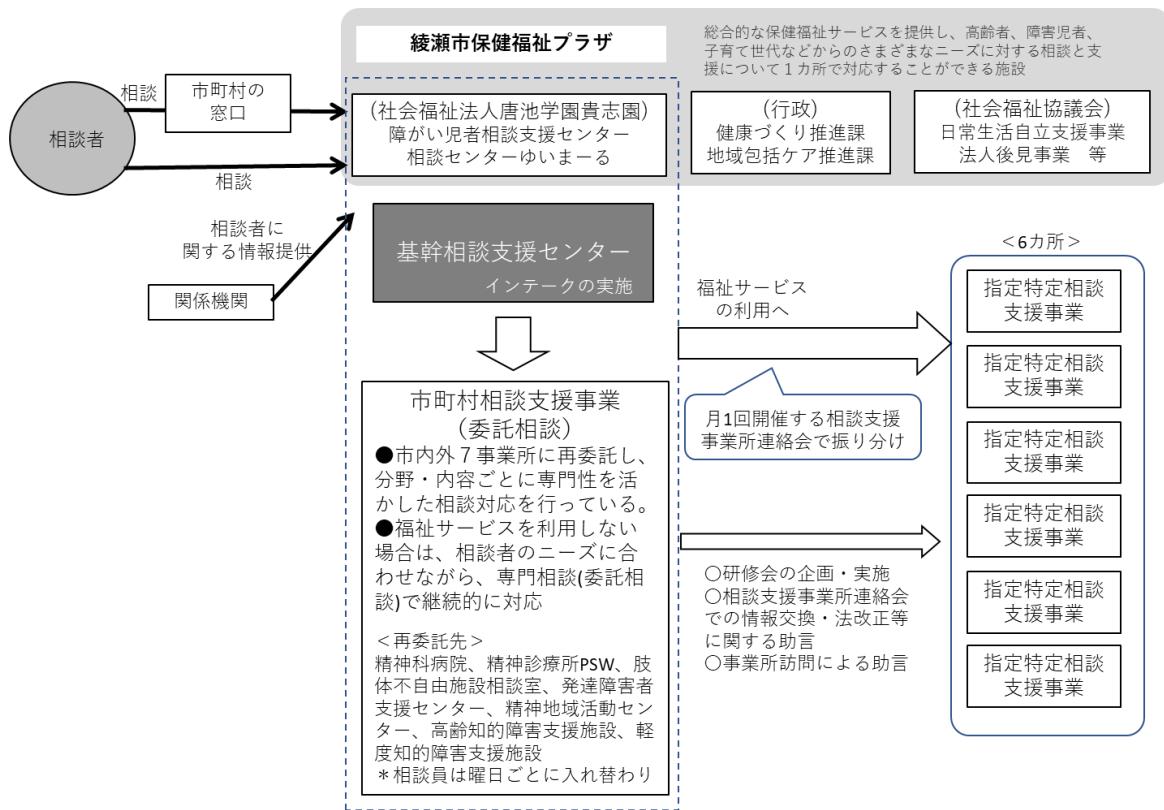
【相談支援のプロセス】

- ・障がい児者相談支援センターで最初に相談を受けるのは基幹相談支援センターで、相談員1名が話を聞き、インタークを行う。その結果を踏まえ、各機関・障害別の専門相談に繋ぎ、個別相談に結び付けている。専門相談からサービス利用等に繋がる場合は、月1回開催する相談支援事業所連絡会で、どの指定特定相談支援事業所が担当するかの調整を行っている。サービスに繋がらない場合は専門相談で継続的に対応する。

【人材育成】

- ・相談支援専門員等を対象とした多機関連携研修会・GSV事例検討会を企画・実施している。
- ・相談支援事業所連絡会において、相談支援専門員を対象に情報交換や法改正等への対応、予算の組み方などに関する助言を行っている。
- ・事業所に対する社会資源の紹介、サービス等利用計画作成等の助言も実施している。

【相談支援体制のイメージ】



(5) 上小圏域基幹相談支援センター

- 住民からの一般的な相談は、基幹相談支援センターで受け付け、インテークを実施する。その結果を踏まえ、福祉サービスを利用する場合は指定特定相談支援事業所に繋ぐ、もしくは上小圏域障害者総合支援センターで計画相談を行う。同センターで計画を作成した場合もある程度の期間で地域の指定特定相談支援事業所に引き継ぎを行うことで、同センターで新規相談者に対応できるようしている。
- 上小圏域障害者総合支援センターでは相談員の人材育成に力をいれている。同センターのすべての職員が「基幹」「委託」「計画」の業務に携わり、職員のスキルによって担当する業務のウエイトを変えている。また、圏域の市町村と基幹相談支援センターによる合同研修会を開催し、行政職員の人材育成に寄与している。

【相談支援体制】

- ・長野県上小圏域は、上田市・東御市・長和町・青木村の4市町村による圏域で、NPO法人上小圏域障害者総合支援センターが基幹相談支援センターと市町村相談支援事業を受託している。
- ・上田市ふれあい福祉センターに基幹相談支援センター及び市町村相談支援事業の窓口となる「上小地域障害者自立生活支援センター ウィング」が設置されている。同施設内には、障害者の就労支援等を行う「上小圏域障害者就業・生活支援センターシェイク」も併設されている。

【相談支援のプロセス】

- ・住民からの一般的な相談は、基幹相談支援センターで受け付け、インテークを実施する。その内容を踏まえて困難な内容であれば2名体制で面談、福祉サービス利用が想定される場合は行政の福祉担当者とともに面談を行う。
- ・福祉サービスの利用に結び付ける場合は、サービス等利用計画の作成を行う。どの指定特定相談支援事業所に繋ぐかの調整は基幹相談支援センターでも行うが、基本的には行政が調整するようしている。(行政の関わり・責任が明確になるようにするため)
- ・上小地域障害者自立生活支援センターで計画作成を行ったケースについては、基本6ヵ月～1年で地域の指定特定相談支援事業所に引き継ぐようにしている。困難性が高いケースや子どもの療育に関わるケースなどは上小地域障害者自立生活支援センターで継続的に関わっている。
- ・福祉サービスを利用しない場合は情報提供のみを行う場合もあれば、関係機関に繋いだり、直接的な支援を展開することもある。必要に応じて、市町村担当者との情報共有含めた対応方法を検討している。

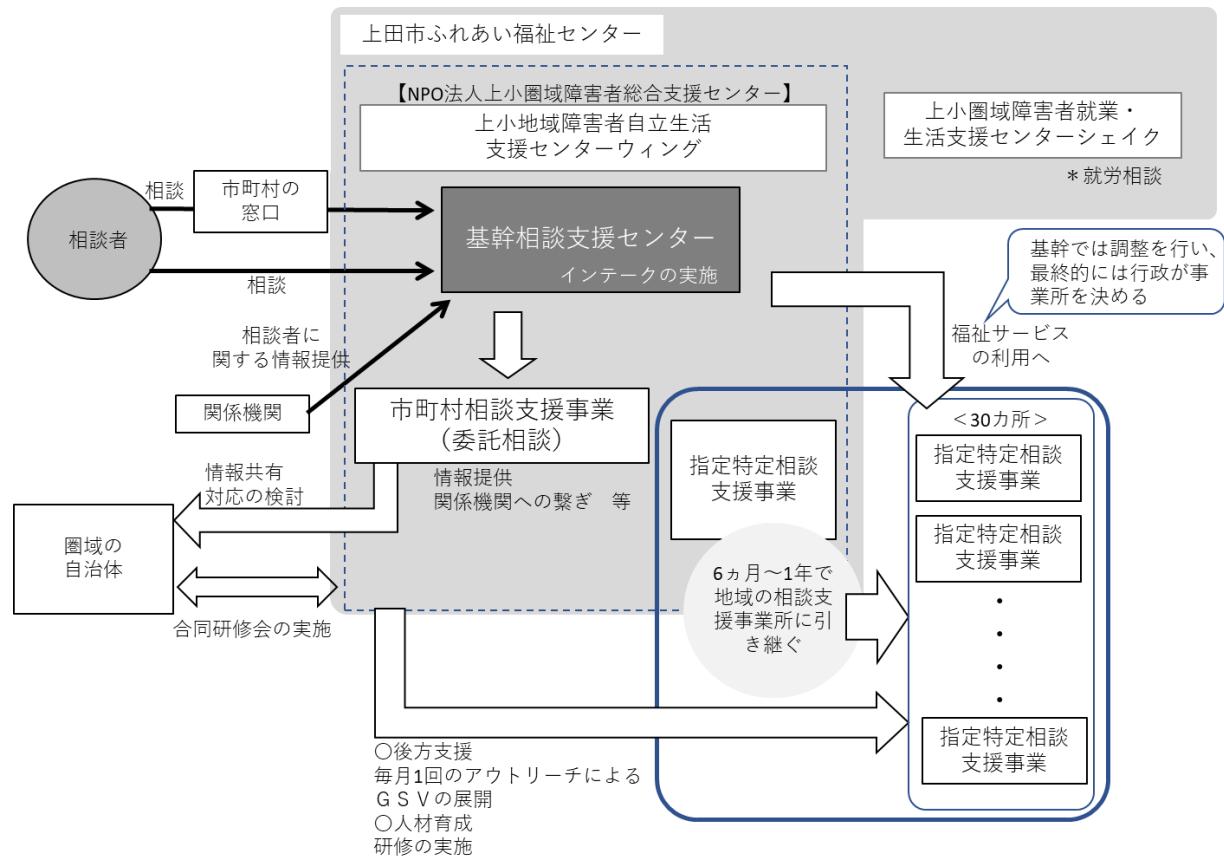
【人材育成】

- ・すべての職員が、「基幹」「委託」「計画」のすべての業務に関わる。ただし、それぞれの担当割合が異なり、ベテラン職員は基幹相談支援センターの業務のウエイトが高く、新人スタッフは委託相談のウエイトが増える。主な業務内容としては、基幹相談支援センター業務は研修関連や自立支援協議会に関することが主で、委託は個別相談が主であるが、相談員全員が自立支援協議会の部会事務局を必ず業務として2名体制で実施している。サービス等利用計画に繋ぐま

での調整としてアセスメントや福祉サービスの調整、関係機関とのやりとりなどがある。基幹相談支援センターの業務が担えるようになるためには、委託業務に携わる中で育てていく必要がある。

- ・毎年、基幹相談支援センターと市町村担当者の合同研修会という形で相談支援について学ぶ機会を設けており、ケアマネジメントや相談支援のあり方について行政職員の人材育成にも繋がっている。

【相談支援体制のイメージ】



(6) 半田市障がい者相談支援センター

- 基幹相談支援センターの「総合的・専門的な相談支援」では主にインテーク機能を担い、福祉サービス利用の有無等により市内の委託相談や計画相談等（当該センターを含む）に振り分け、機能分担を図っている（なるべく基幹相談支援センターで個別ケースを抱えない）。
- 困難事例においても、すでに福祉サービスを利用し、計画相談の事業所と繋がっている場合は、基幹相談支援センターの職員がケース会議に参加することや、同行支援を行う形でフォロー（伴走）することにより、できるだけ事業所で担当してもらう考え。
- センターで「基幹」と「委託」を一体的に実施しているため、委託相談において個別ケースに関わる中で、個別課題の把握や他事業所とのネットワークの構築、現場職員の状況の把握が行いやすい。

【相談支援体制】

- ・半田市の基幹相談支援センター・市町村相談支援事業は、半田市社会福祉協議会が受託。
- ・半田市福祉文化会館の福祉センターに基幹相談支援センター及び市町村相談支援事業の窓口となる「半田市障がい者相談支援センター」が設置されている。同施設内には、地域包括支援センター、日常生活支援事業、生活困窮者自立支援事業、ボランティアセンター等も併設されており、福祉関係の相談として来所しやすい環境となっている。

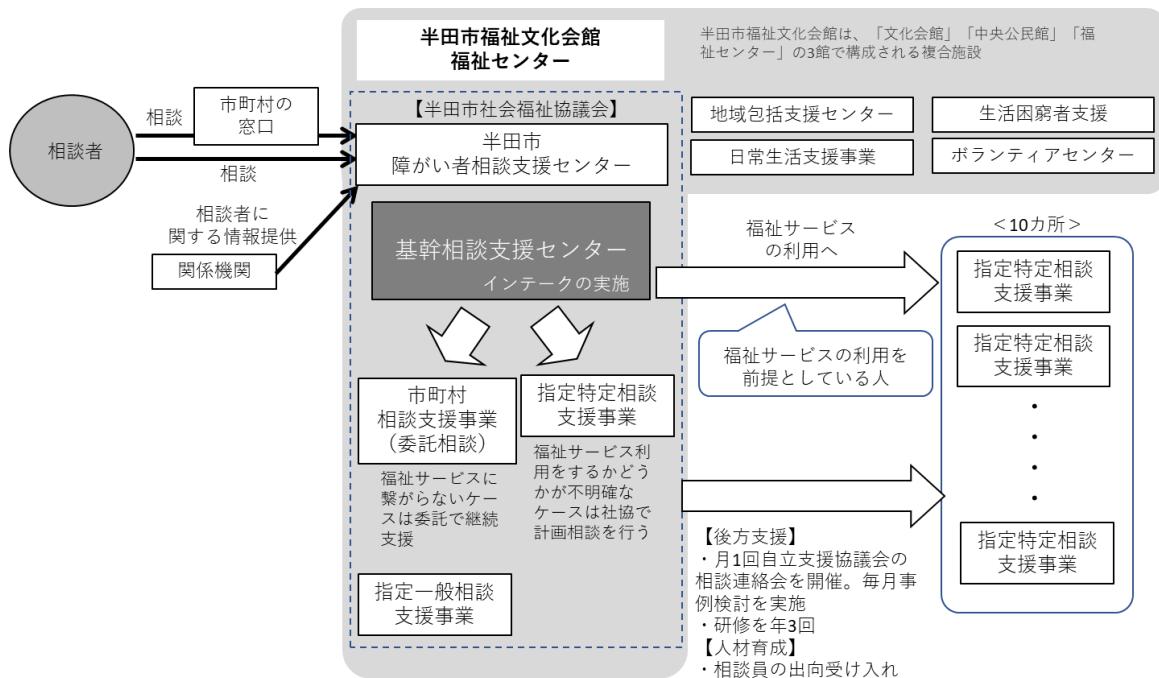
【相談支援のプロセス】

- ・センターで受ける相談のインテークはすべて基幹相談支援センターで対応する。相談者の話を聞き、福祉サービスに繋ぐか、つながない場合には委託で継続的に対応するかのアセスメントを行う。事前に福祉サービスの利用意向がある場合は、同センター内の計画相談の担当スタッフも同席して面談する。
- ・基幹相談支援センターでケースを抱え込まないよう、福祉サービス利用を前提としているケースは、事業所の余力や、相談者の性別や障害種別等を考慮して、市内の指定特定事業所に引き継ぐようにしている。福祉サービス利用をするかどうかが不明確なケースについては、社協で計画相談を行う。
- ・福祉サービスに繋がらないケースは委託で継続支援を行う。主に引きこもりのケースがある。どこかが関わらないと孤立してしまうため、定期的な面談や訪問、電話等で接点を持っている。これらの対応は、委託の職員だけでは回らないため、民生委員や元保健師などが訪問員として支援に入ってもらう体制をとっている。
- ・指定特定相談支援事業所の後方支援として、月1回自立支援協議会の相談連絡会を開催しており、毎月事例検討をしているほか、研修を年3回ほど実施している。また、各事業所へ年に1～2回ほど訪問している。普段から個別ケースに同行する中で話を聞くということもあり、情報収集は常に行っている。

【人材育成】

- ・相談員の人材育成のため、市内の相談支援事業所の若手職員に社協へ出向してもらい、「基幹」「委託」「計画」のすべての事業を行っている社協で相談支援のノウハウを身に付けてもらえるような仕組みを実施している。

【相談支援体制のイメージ】



(7) 結果まとめ

ヒアリングを行った 6 地域では、それぞれの地域事情や社会資源を活かした相談支援体制の整備が行われていた。

共通点としては、住民が相談を寄せる場所として、基幹相談支援センターや市町村相談支援事業で設置している窓口の他、行政の窓口が多いこと、人材育成として・研修や定期的に実施する自立支援協議会の部会や連絡会等で事例検討などを実施していることが挙げられる。

地域による違いがみられたのは、初回相談の受付方法が挙げられる。基幹相談支援センターと市町村相談支援事業を一体的に行っている地域では、基幹相談支援センターが初回相談を行い、そこでのインテーク結果を踏まえてその後の継続的な対応を市町村相談支援事業もしくは計画相談に繋げている。一方、基幹相談支援センターは相談支援事業者の後方支援を担う役割とし、個別ケースは紹介相談から市町村相談支援事業で実施している地域もあった。これは、基幹相談支援センターと市町村相談支援事業の役割分担の考え方や両事業の配置状況によるものと考えられる。

1. 調査の目的と方法

(1) 調査の目的

相談支援専門員の業務の実態把握に必要な時間データ等の収集・分析方法を検討するため、「タイムスタディ調査」に用いる業務コードと調査票の設計及び小サンプルのデータ収集を実施した。

(2) 実施方法

①調査対象

アンケート調査・ヒアリング調査に協力していただいた団体から4法人を抽出し、タイムスタディ調査を実施した。調査対象は、調査協力先の法人内の事業所で、基幹／委託／計画の各事業に従事する相談支援専門員とした。

調査協力先	調査対象者（人）			
	基幹	委託	兼任 (基幹/委託)	計画
法人A	1	—		1
法人B	—	1		1
法人C	1	1		1
法人D	—	—	2	—
合計（人）	2	2	2	3

②調査項目

調査票は、4つのシートで構成し、調査項目は次のとおりである。

調査票	調査項目
シート1 事業所調査票 ＊1事業所につき1部提出	<input type="checkbox"/> 事業所の基本情報 (開設年月日、実施主体、指定の種類、委託を請けている事業、開所曜日・時間) <input type="checkbox"/> 相談支援件数及び職員体制 (継続的に相談支援を行っているケース数、職員体制)
シート2 相談支援専門員調査票 ＊1人につき1部提出	<input type="checkbox"/> 担当する相談支援事業 <input type="checkbox"/> 業務比率 <input type="checkbox"/> 1週間の大まかなスケジュール <input type="checkbox"/> コロナ禍により新たに発生した業務
シート3 タイムスタディ調査票 ＊1人につき2日分提出	<input type="checkbox"/> 勤務日・勤務時間 <input type="checkbox"/> 業務コードとその業務にかかった時間
シート4 調査に関するアンケート ＊1人につき1部提出	<input type="checkbox"/> タイムスタディ調査票に対する意見 <input type="checkbox"/> 業務コードに関する意見 <input type="checkbox"/> シート1・2の記入に関する意見 <input type="checkbox"/> 調査全体への改善点

③調査期間

令和3年2月1日（月）～2月15日（月）のうち、通常勤務日2日間

提出〆切：令和3年2月19日（金）

④今回用いた業務コード（中分類まで） * 詳細は資料編82ページ参照

大分類	中分類
1. 障害者相談支援事業・特定相談支援(計画)・基幹相談支援センターの業務	来所(面談)
	電話
	メール・FAX・手紙等
	訪問
	記録・入力等
	サービス担当者会議
	その他の会議・打合せ等
	その他
1-2. 地域支援に関する業務	自立支援協議会
	研修・勉強会の企画・運営
	専門的な指導・助言
	社会資源との連携・開拓
	普及啓発・広報活動
	その他
1-3. 事業の運営・管理に関する業務	事務作業
	運営に関する打合せ等
	研修・勉強会出席
	その他
2. 他事業等の兼務業務	認定調査等の委託業務
	その他の兼務業務(自法人内他事業)
	移動
3. その他	移動
	食事・休憩・休暇
	その他

2. 実施結果の概要

(1) 回答者の基本属性

回答者の基本属性は、図表VII-1 のとおりである。回答者9名のうち、基幹専任が2名、計画専任が1名で、残り6名は複数業務を兼任している。

図表VII-1 回答者の基本属性

ID	所属	業務担当割合				依頼時の想定業務
		基幹	委託	計画	その他	
1	法人A	100%				基幹
2	法人A			100%		計画
3	法人B		80%	5%	15%	委託
4	法人B		50%	50%		計画
5	法人C	100%				基幹
6	法人C		80%	15%	5%	委託
7	法人C		50%	35%	15%	計画
8	法人D	50%	25%	15%	10%	基幹+委託
9	法人D	40%	40%	10%	10%	基幹+委託

(2) タイムスタディ記録

9名×2日分のタイムスタディの記録を業務コードの中項目ごとに整理した。

業務コードごとの所要時間をみると、1日のうち10分から225分までばらつきがみられた。

所要時間が180分以上の記録があった業務は、「訪問」「記録・入力等」「研修・勉強会の企画・運営」「運営に関する打ち合わせ等」であった。

図表VII-2 タイムスタディ結果

	No	個別支援に関する業務							地域支援に関する業務						
		来所（面談）	電話	メール・FAX・手紙等	訪問	記録・入力等	サービス担当者会議	その他の会議・打合せ等	その他	自立支援協議会	研修・勉強会の企画・運営	専門的な指導・助言	社会資源との連携・開拓	普及啓発・広報活動	その他
基幹	1	0	30	0	20	30	0	140	60	30	0	0	0	0	0
		0	55	45	0	15	0	30	0	30	0	105	0	0	100
	5	90	45	45	0	90	0	0	0	0	60	0	60	0	0
		0	45	30	90	30	0	45	60	105	0	0	0	0	30
委託	3	0	10	55	135	0	0	0	60	90	0	0	120	0	45
		60	0	0	120	95	0	30	105	0	0	0	0	0	0
	6	0	40	0	180	105	0	10	80	0	0	0	15	0	0
		0	20	0	90	45	105	15	65	0	45	105	0	0	30
基幹+委託	8	0	35	0	90	85	0	0	50	60	0	0	0	0	0
		90	30	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	150	15
	9	0	10	0	0	20	0	0	0	120	0	100	0	0	0
		0	40	0	0	10	0	0	0	160	180	0	0	0	0
計画	2	0	20	0	225	35	0	30	140	0	0	0	0	0	0
		0	60	40	135	180	0	0	95	0	0	0	0	0	0
	4	10	35	25	90	115	0	0	60	0	0	0	0	0	0
		0	90	0	195	150	0	0	105	0	0	0	0	0	0
	7	0	145	0	95	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		135	90	0	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	No	事業の運営・管理に関する業務			他事業等の兼務業務			その他			
		事務作業	運営に関する打ち合わせ等	研修・勉強会出席	その他	認定調査等の委託業務	その他の兼務業務	移動	移動	食事・休憩・休暇	その他
基幹	1	20	10	120	0	0	0	0	0	60	20
		10	70	0	0	0	0	0	0	0	80
	5	60	0	0	0	0	0	0	60	60	60
		45	0	0	0	0	0	0	0	60	0
委託	3	30	0	0	0	0	0	0	0	45	0
		100	0	0	0	0	0	0	0	60	0
	6	35	0	0	0	0	60	0	0	70	35
		20	0	0	0	0	0	0	0	60	35
基幹+委託	8	15	130	0	0	0	0	0	0	60	0
		15	10	0	0	80	0	60	0	45	0
	9	20	10	100	0	130	20	0	0	60	0
		20	10	0	0	50	0	0	0	60	0
計画	2	10	10	0	0	0	0	0	0	60	10
		10	10	0	0	0	0	0	0	60	10
	4	40	180	0	0	0	0	0	0	45	0
		75	15	0	0	0	0	0	0	45	0
	7	0	0	0	0	0	0	0	30	50	0
		0	0	0	0	0	0	0	60	0	0

勤務時間に占める割合は図表VII-3 のとおりである。

個別支援に関する業務については、「訪問」と「記録・入力等」の割合が高い傾向がみられる。また、「その他（請求に係る事務処理、移動・待機時間）」も勤務時間の1割程度を占めている。地域に関する業務については、「自立支援協議会」「研修・勉強会の企画・運営」の割合が高い。

勤務時間に占める業務内容の特徴として、基幹と比べて委託や計画は個別支援に携わる割合が高く、基幹は地域支援に関する業務にかける時間が多い傾向が読み取れる。

図表VII-3 タイムスタディ結果（勤務時間に占める割合）

		個別支援に関する業務								地域支援に関する業務					
	No	来所（面談）	電話	メール・FAX・手紙等	訪問	記録・入力等	サービス担当者会議	その他の会議・打合せ等	その他	自立支援協議会	研修・勉強会の企画・運営	専門的な指導・助言	社会資源との連携・開拓	普及啓発・広報活動	その他
基幹	1	0.0%	9.7%	0.0%	6.5%	9.7%	0.0%	45.2%	19.4%	9.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		0.0%	14.5%	11.8%	0.0%	3.9%	0.0%	7.9%	0.0%	7.9%	0.0%	27.6%	0.0%	0.0%	26.3%
	5	23.1%	11.5%	11.5%	0.0%	23.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%	15.4%	0.0%	0.0%
		0.0%	10.3%	6.9%	20.7%	6.9%	0.0%	10.3%	13.8%	24.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.9%
委託	3	0.0%	1.9%	10.7%	26.2%	0.0%	0.0%	0.0%	11.7%	17.5%	0.0%	0.0%	23.3%	0.0%	8.7%
		14.6%	0.0%	0.0%	29.3%	23.2%	0.0%	7.3%	25.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	6	0.0%	9.3%	0.0%	41.9%	24.4%	0.0%	2.3%	18.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%
		0.0%	3.8%	0.0%	17.3%	8.7%	20.2%	2.9%	12.5%	0.0%	8.7%	20.2%	0.0%	0.0%	5.8%
基幹+委託	8	0.0%	10.9%	0.0%	28.1%	26.6%	0.0%	0.0%	15.6%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		28.6%	9.5%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	47.6%	0.0%	4.8%
	9	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%	48.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計画	2	0.0%	4.4%	0.0%	50.0%	7.8%	0.0%	6.7%	31.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		0.0%	11.8%	7.8%	26.5%	35.3%	0.0%	0.0%	18.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	4	3.0%	10.4%	7.5%	26.9%	34.3%	0.0%	0.0%	17.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		0.0%	16.7%	0.0%	36.1%	27.8%	0.0%	0.0%	19.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	7	0.0%	40.8%	0.0%	26.8%	32.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		39.1%	26.1%	0.0%	0.0%	34.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		事業の運営・管理に関する業務				他事業等の兼務業務			その他						
	No	事務作業	運営に関する打ち合わせ等	研修・勉強会出席	その他	認定調査等の委託業務	その他の兼務業務	移動	移動	食事・休憩・休暇	その他				
基幹	1	6.5%	3.2%	38.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	19.4%	6.5%			
		2.6%	18.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	21.1%			
	5	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	15.4%	15.4%			
		10.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.8%	0.0%			
委託	3	5.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.7%	0.0%			
		24.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.6%	0.0%			
	6	8.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.0%	0.0%	0.0%	16.3%	8.1%			
		3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.5%	6.7%			
基幹+委託	8	4.7%	40.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.8%	0.0%			
		4.8%	3.2%	0.0%	0.0%	25.4%	0.0%	19.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%			
	9	8.0%	4.0%	40.0%	0.0%	52.0%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%	24.0%	0.0%			
		5.1%	2.6%	0.0%	0.0%	12.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	0.0%			
計画	2	2.2%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%	2.2%			
		2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	2.0%			
	4	11.9%	53.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.4%	0.0%			
		13.9%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%			
	7	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.5%	14.1%	0.0%			
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.4%	0.0%			

(3) 本調査に対する意見

タイムスタディの記録を行った際に気が付いたことを回答者に確認したところ、次のような意見が得られた。(主な意見を抜粋)

■タイムスタディの記録について

- ・実際には、電話、メール、打ち合わせ、記録作成等の業務は、明確な時間区分で行っているのではなく、かなり入り乱れている。(電話や来所相談、来客者が多い上、総合相談として実施しているので、他部署の電話取次も多い)
- ・いくつかの業務を同時進行する場合もあり、そのような場合にどのように記入をすればよいか迷った。
- ・実際の業務では1つの作業を行っている中でもメールチェックや電話対応などがある場合もあり、電話など数分で終わった場合などどこまで細かく記載すればよいか迷った。
- ・電話当番などの場合、他職員への電話に対し要件を聞いたり、伝言を残したりという時間が短いながらも何軒か続くことがある。その時間に関してはどこにどのように分類するか迷った。
- ・記入例があるとよい。

■業務コードについて

- ・業務コード7の「利用者（本人・家族）宅への訪問」の内容に「自宅・居所や勤務先、学校等への訪問活動」とあるため、「利用者宅『等』への訪問」としてもらった方が記入しやすいと感じた。
- ・複数の業務コードに関わる業務をまとめて行った際、記入に困った。（例えば、通所先を訪問し、サービス利用に必要な申請書類と一緒に記入する等の手続きを行った（同行なし。代理で書類を行政へ提出した）コードは7か8か迷った。
- ・「3.その他」の「その他」については、特に具体的な内容の記載の必要はないのか。
- ・他事業所と一緒に動くことがあるため、該当する業務コード「他事業所（関係機関）との同行訪問等」が必要。
- ・サービス等利用計画（案）とサービス等利用計画の作成・記録・入力（業務コード11・12）で分類されているが、新規作成とリプランでかかる時間が異なる場合が多い。
- ・来所・訪問等の面談に係る準備含め、業務コードは1つだったが、サービス担当者会議並みにツールや提示物作成に時間を要することがあるため、担当者会議同様、事前準備は分けてよいのではないか。
- ・当事業所の場合はSNSによる周知啓発を行っている。インターネットを活用した業務が増えている中ではそれに関連した項目があつてもよいのではないか。

■事業所調査票・相談支援専門員調査票の記入について

- ・シート1の事業所情報について、基幹、委託、特定の分け方等が、地域、法人や事業所によって異なり難いのではないか。
- ・開所曜日・時間について、緊急時の24時間対応を行っている場合の記載方法が分からなかった。

(4) 結果まとめ

今回の調査結果から、委託や計画業務では訪間にかけている時間が長く、基幹職員は自立支援協議会の準備にかける時間が長い傾向が読み取れた。今回はサンプル数が限られたが、サンプル数を増やすことにより、相談支援事業ごとの業務実態の特徴を把握できる可能性が示唆された。

本調査に協力いただいた相談支援専門員から寄せられた意見によると、複数業務を同時進行している場合の業務コードの記載や、電話・メール・打合せ等短時間で行う業務の取り扱いについて工夫が必要である。これらの意見を踏まえ、調査票をブラッシュアップする必要がある。

本事業で実施した相談支援体制整備に関するアンケート調査及びヒアリング調査の結果をもとに手引きの骨子を作成し、検討委員会で議論を経て、「地域の相談支援体制構築のための手引き」を作成した。

手引きは2部構成とし、第1部において、障害者相談支援体制整備の経緯を概観するとともに、実態調査の結果に基づき、全国の基幹相談支援センターが地域の中で担っている機能・役割の状況を幾つかの類型に整理した。第2部では、実態調査の類型を仮説的に用いて、それぞれの地域における資源・人材等の賦存量や経験・実績等の特徴を考慮しながら、それぞれの地域において相談支援体制を構築、拡充する際の参考となるよう、事例を含めて、簡潔でわかりやすいかたちでまとめた。

最後に、参考資料として、地域の相談支援体制の構築のための「検討チェックシート」を添付した。この「検討チェックシート」は、基幹相談支援センターと行政、地域の相談支援事業所等が、現状どのような役割・機能を担うのかを確認（見える化）し、地域内で共通理解を図るためのツールとして活用されることを想定している。